

第二百二十五回国 参議院大蔵委員会會議録第一号

平成四年十二月八日(火曜日)
午前十時開会

委員氏名

委員長 野末 陳平君
理事 竹山 裕君
理事 藤田 雄山君
理事 鈴木 和美君
理事 前畑 幸子君
理事 及川 順郎君
理事 大河原 太一郎君
理事 北澤 俊美君
理事 杏掛 哲男君
理事 佐藤 泰三君
理事 清水 達雄君
理事 榑崎 泰昌君
理事 藤井 孝男君
理事 久保 亘君
理事 志苦 裕君
理事 本岡 昭次君
理事 山田 健一君
理事 牛嶋 正君
理事 寺崎 昭久君
理事 吉岡 吉典君
理事 池田 治君
理事 島袋 宗康君

十二月七日

辭任

及川 順郎君

補欠選任

白浜 一良君

十二月八日

辭任

白浜 一良君

補欠選任

及川 順郎君

出席者は左のとおり。

委員長 野末 陳平君
理事 竹山 裕君
理事 藤田 雄山君
理事 鈴木 和美君
理事 前畑 幸子君
理事 及川 順郎君

委員

北澤 俊美君
杏掛 哲男君
佐藤 泰三君
清水 達雄君
榑崎 泰昌君
藤井 孝男君
久保 亘君
志苦 裕君
本岡 昭次君
山田 健一君
牛嶋 正君
寺崎 昭久君
吉岡 吉典君
池田 治君
島袋 宗康君

委員の異動

十一月十日

辭任 榑崎 泰昌君

補欠選任

西田 吉宏君

十一月十一日

辭任 西田 吉宏君

補欠選任

榑崎 泰昌君

第五部

大蔵委員会會議録第一号 平成四年十二月八日【参議院】

國務大臣 大蔵 大臣
政府委員 大蔵政務次官

青木 幹雄君

羽田 孜君

島袋 宗康君

吉岡 吉典君

池田 治君

牛嶋 正君

山田 健一君

本岡 昭次君

志苦 裕君

久保 亘君

藤井 孝男君

榑崎 泰昌君

清水 達雄君

佐藤 泰三君

杏掛 哲男君

北澤 俊美君

及川 順郎君

前畑 幸子君

鈴木 和美君

藤田 雄山君

竹山 裕君

野末 陳平君

事務局側

説明員

公正取引委員会
経済部調整課長

平林 英勝君

参考人

国民金融公庫副
總裁

塚越 則男君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○國政調査に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税及び金融等に関する調査

(当面の財政及び金融施策に関する件)

(派遣委員の報告)

○委員長(野末陳平君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(野末陳平君) 御異議ないと認め、さうです。

○委員長(野末陳平君) 國政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、租税及び金融等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(野末陳平君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(野末陳平君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案及び日本開發銀行法の一部を改正する法律案の両案審査のため、本日、参考人として国民金融公庫副總裁塚越則男君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(野末陳平君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(野末陳平君) 平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案及び日本開発銀行法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。羽田大蔵大臣。

○国務大臣(羽田孜君) ただいま議題となりました二法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成四年度におきましては、租税及び印紙収入が最近までの収入実績等を勘案すると、当初予算に対し大幅な減収となることが避けられない見通しである一方、総合経済対策に関連する経費を計上するとともに、給与改善費など特に緊要となつた事項について措置を講ずる必要が生じております。このため、政府は、補正予算編成に当たり、既定経費の節減等に最大限の努力を払うとともに、追加財政需要につきましても極力圧縮し、さらに、やむを得ざる措置として、公共事業関係費の追加に対応するものなどについて建設公債の追加発行を行うこととしております。

しかしながら、これらをもってしてもなお財源が不足することから、本法律案は、臨時異例の措置として、平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の全額を補正予算の不足財源に充当することができよう財政法の特例を定めるとともに、一般会計において承継した債務等の償還の延期について所要の法的措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、剰余金処理の特例についてであります。

財政法第六条第一項においては、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌々年度までに公債または借入金金の償還財源に充てなければならないこととされておりますが、

平成三年度の剰余金については、この規定は適用しないこととしております。

第二は、一般会計において承継した債務等の償還の特例についてであります。

交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したもの並びに日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承継したもののうち、平成四年度において償還すべき金額については、それぞれその資金運用部に対する償還を延期することができることとし、当該延期に係る金額については、五年以内の据置期間を含め十年以内に償還しなければならないこととしております。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

総合経済対策を踏まえて日本開発銀行の貸付規模の拡大を図るため、補正予算において所要の財政投融資の追加が予定されておりますが、これにより同行の貸し付け等の額が現行の貸し付け等の限度額を超えることとなります。日本開発銀行に対する資金需要は引き続き旺盛なものと見込まれますので、本法律案は、これに適切かつ機動的に対応し、長期安定的な資金の供給により景気対策の効果を着実なものとするため、同行の貸し付け等の限度額の引き上げを行うものとするものであります。

また、同じく総合経済対策を踏まえて行われる日本開発銀行の輸入体制整備貸し付けの金利の引き下げのため、補正予算において同行に対する追加出資が予定されておりますが、これに伴い、本法律案は、日本開発銀行法の資本金に関する規定について所要の整備を行うこととしてしております。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、貸し付け等の限度額の引き上げについてであります。

日本開発銀行法第十八条の二においては、日本開発銀行の借り入れ等の限度額は自己資本の額の

十二倍とされ、また、貸し付け等の限度額は自己資本の額及び借り入れ等の限度額の合計額、すなわち自己資本の額の十三倍と定められておりますが、借り入れ等の限度額を従来の自己資本の額の十二倍から十四倍に引き上げることによって、貸し付け等の限度額を自己資本の額の十五倍とすることとしたしております。

第二は、資本金に関する規定の整備についてであります。

日本開発銀行法第四条に、予算で定める金額の範囲において政府による追加出資を可能にする規定を設けることとしております。

以上が二法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長(野末陳平君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言願います。

○山田健一君 ただいま提案理由の御説明をいただきました日本開発銀行法の改正にかかわる点について私の方からお尋ねをいたしたいと思います。

今御提案がありましたように、ちょうど夏の総合経済対策を踏まえて今回の開発銀行法の改正ということになっております。ポイントが二つあるかと思っております。一つは、今回いろいろな資金需要等を踏まえて、今回の総合経済対策の中にも触れられておりますけれども、いわゆる貸付規模を七千億ふやしていく、こういうことになっております。それに伴って十八条の二、いわゆる受信限度倍率を十二倍から十四倍にして、そして与信限度倍率が十五倍、こういう一つの改正、これが一点。それからもう一つは四条にかかわる部分で、いわゆる政府の追加出資を可能にしていける、こういう二つ大きなポイントがあらうと思っております。

まず最初の民間の設備投資を促進していく、こういう観点から七千億枠を追加していく。この七千億の使われていく行き方なんでありまうけれども、これは一体どういったところを想定をされておられるのか。融資の対象分野といたしまして、そういったところをぜひ私は、今回そちらからこの「日本開発銀行の現況」という本をいただきまして、一つは政策融資ということになっておりますために、いろんなそのときどきの経済状況、社会状況を踏まえていろんな形で融資をしていくという立場、そのときどきのニーズによっては状況が大分異なってくる。昭和、戦後の時代からずっと見ましてもかなり変わってきておりました。平成年代は、いわゆる「重点分野」として「生活・都市基盤の整備、地球環境対策、国際化、地域活性化」、こういうことが立派に掲げられておりました。現実にはこの中身どういふふうに使われていっているのか見ますと、大体ほとんど変わっていないのであります。資源エネルギー関係、これが中心にかなり運用がなされておりました。

こういう状況でありまして、今回の七千億枠が追加をされる。どういふところにこれが想定をされていくのか。今までと同じような形でそれ相応に配分をされていくのか、配分というよりか運用されていくのかという気もしないでもないものであります。今回は特に景気対策という一つの大きな柱、これが一本あり、しかもこういった二十一世紀に向けて、今申し上げましたように都市基盤の整備等々含めて社会資本の充実をしていく、こういう大きなねらいも込められているというふうな思っております。従来と同じようにただ単にこの枠を七千億広げるといふことだけで果たしていいのか、こういった気持ちがあるものであります。この七千億追加をされるということですが、そのいわゆる運用対象の分野、どういったところを想定されているのか、まずお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(寺村信行君) 今回は、当初でございますので追加という性格もございますが、当初で

予定された分野の中でさらにその後資金需要が強いと思われるところに重点的な配分をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、まずエネルギーでございますが、電力、発電所設備、それから送配電線の地中化、環境対策等のための工事、それからガスにつきましては効率的、安定的供給に資する設備、LNG設備等の分野がまずございます。それから生活都市基盤整備につきましては、首都圏、関西圏の臨海部を中心とした大規模都市開発プロジェクト、それから三大都市圏におきます私鉄の輸送力増強工事等、こういったものでございます。

具体的には、電力の発電所では東京電力、中部電力、九州電力のそれぞれの個別の発電所、送配電線の地中化につきましては、東京電力等の都市部における配電線の地中化工事。それから都市開発につきましては、首都圏につきましてはみなとみらいの都市開発、関西圏は大阪ワールドトレードセンターとか、アジア・太平洋トレードセンター。それから私鉄につきましては、輸送力では小田急電鉄等、通勤路線の複々線化工事、そういったものが主として予定されている分野でございます。

○山田健一君 今お示しをいただきましたが、見ますと、貸付残高一位から七位、十二番目ぐらいまでは大電力会社が皆集中をしておるといふことで、今も御説明ありましたように、資源エネルギー関係、あるいは地下の設備、そういったところに振り向けられていくということになっているようにあります。これから次代の要請等々踏まえてそれぞれ必要な分野あるだろうと思っておりますが、もう少しその意味では今回の景気対策等々含めた形で言えば、分野についても張りきをかしていくといふこと、そういった形で運用がされていくといふことをまず私は要望しておきたいというふうに思っております。

確かにこういった景気状況でありますから、資金需要については大変落ち込んでおるといふ

うに言われておりながら、報道によりますと、政府系の金融機関、これは大変資金需要が多い。こういうふうに言われておられて、この九月で見ますと、融資残高が日本開発銀行は前年同月末比で、九月末で一三・六％増、こういうことで、中小公庫、国金等も含めて非常に需要が高まっております。一方で民間の方は、都市銀行等が一・九％の増、極めて対象的な状況になっておる。いろんなデータを見ましても、設備投資等々含めて非常に意欲が減退をしておる。製造業等々を見ましても大変厳しいという報道等がなされているわけでありまして。

こういう状況の中で、片一方では確かに政府系金融機関ということで、金利の問題等々あると思いますが、政府系の金融機関に対しては非常に資金需要が伸びてきておる。こういう状況を大蔵省として一体どういうふうに認識をされているのか、きょう時間が余りありませんので、簡潔にひとつよろしくお願いいたします。

○政府委員(寺村信行君) ただいま先生御指摘のとおり、政府関係機関の貸し付けが非常に伸びている状況でございます。そういう状況を踏まえて、今回総合経済対策におきまして追加措置を講じたわけでございますが、これは全体に政府関係機関の金利というのは、固定の長期貸しというのが特色でございます。

それで、今の金利水準は基準金利で五・五％でございますが、これは戦後の歴史でいわれるバブルと言われた時期の六十二年四月から六十二年十月を除きましてこれほど低かった金利というのは戦後の歴史でない、そこまで実は長期の固定金利が下がっております。これは短期もそれ以上に下がっているんですけれども、変動金利でございますが、今後景気の情勢で上がっていくわけでございますが、今こまごまで下がっていくわけでございます。固定で融資を受けたら非常に有利であるという状況で、そういう長期固定の有利性ということで、極めて資金需要が旺盛になっているんだという理解をしているわけでございます。

○山田健一君 確かに長期固定の金利で、そういった金利面での有利性というものの着目をして非常に需要が伸びておるといふ面も一方であるだろうと思いますが、もう一方で、じゃ民間の方の金融機関の貸し出しのあり方というのは一体どうなんだろうかということも、やっぱり同時に問われるだろうというふうに思っております。

いろいろ聞いてみますと、大変審査が厳しい、慎重である。貸し渋りとは言わない、貸し出しに慎重である。こういう表現が実は行われているわけでありまして、確かに銀行も株式の評価損あるいは不良債権等々を抱えて、言ってみればバブルの重荷を抱えておる。こういう状況の中で、大変厳しい状況にあることは事実であります。先般出された九月中旬決算、これを見ても、本業は、いわゆる業務純益、これはもう大変かつてないほど好況という状況になっておられて、産業界からも貸出金利をもうちょっと下げたらどうか。この金利が低下する局面で、言ってみれば業務純益が過去最高の黒字を出しておるといふのは、まさに金利低下局面の恩恵をしっかりと受けているというのが今日の現状だといふふうに思っております。

けでありまして、その意味では、貸出金利の低下に向けても銀行に要請をしたい、こういう産業界の声は実は先般の産業構造審議会あたりからも通産大臣に意見書が出される、こういうようなことになっておるわけでありまして。

こういう状況を踏まえて、今の民間の金融機関の融資の姿勢のあり方、これについて問題はないのか。場合によっては、こういう状況が続いていけば、やがて景気が立ち上がっていくとすると、きの逆につくという状況が、ブレイキにということが適当かどうかはわかりませんが、さらに景気回復の足かせになっていきかねない、こういうふうにも思っているわけでありまして、この辺の状況についての認識をお伺いしたいと思っております。

○政府委員(寺村信行君) ただいまお話がございましたように、金融機関におきまして、融資が政府関係金融機関との対比におきまして、金融機関の貸し出しの伸びが低下していることで貸し渋りが生じているのではないかと御指摘がございします。基本的には、今銀行の貸し出しの伸びが低下している背景は、やはり企業の設備資金需要、総体としての資金需要の低迷があると考へているわけでございますが、実は八月十八日に大蔵大臣より「金融行政の当面の運営方針」を公表いたしました。その中におきまして、そういった事情があるけれども、金融機関がバブル期におきまして過剰融資等の反省から過度に消極的な姿勢に陥っていることが全くないわけでもないということもございします。健全な経済活動に必要な資金が円滑に供給されるように金融機関に適切な対応を求めるというわけでございします。

さらに十月三十日に、この「金融行政の当面の運営方針」のフォローアップで不良債権等を発表いたしましたけれども、そのときも、大蔵大臣から金融機関に、融資の姿勢のあり方について、健全な経済活動に必要な資金の円滑な供給のためにはさらに配慮をされたいという要請をしたところでございます。

それから問題は、その一方で、金融機関は不良債権の償却をしていかなければいけない、また不良債権の対応に非常に苦慮している中で、積極的に貸し出しをしていくということがいろいろ問題になっているのではないかと御指摘もございします。実は八月十八日に、金融機関の自己資本の充実を図る、それによって融資対応力を一方で図っていくという措置で、新たな自己資本充実手段等の措置も講じているところでございます。

○山田健一君 八月以降の今日に至る時点で私はお話を申し上げておるわけでありまして、そういった形でぜひ必要な資金が十分回っていくようにという指導はききとつと続けていただきたい、こういうふうに思っているわけでありまして。特に、今回、先ほど申し上げましたこの十八条の二の関係についてお尋ねをいたします。

も、先ほども言いましたように、今度は与信限度倍率が十五倍まで、こういうことに実はなつていくわけでありまして、今、民間の話をいたしましたのが、民間も来年度からもう既に言われておりますようなBIS規制八%、こういうことになつていくわけでありまして、逆に言えば、民間の方の貸し出しというのは、八%ということになりますと、百分の八で十二・五倍ぐらゐまで貸し出しの一応の目安を置いておるといふ状況であらうといふふうに思うのであります。

だから、民間がそうだからといって政府系金融機関を同一に論じることができないかもしれませんが、今回、民間は十二・五倍、これで一定の目安、そして政府系金融機関、とりわけ開銀の場合、今回は十五倍、こういうことと与信限度倍率がなつていくわけでありまして、この辺が果たしてどうなのか。

ずっと見ますと、昭和四十七年には、一遍に二十倍まで引き上げようとする案でなつていたやうであります、参議院で修正をされて十倍ということになつたやうであります、今十二倍から今度十四倍、上げて十五倍、こういうことなんであります。こゝら辺の一定の目安といふことが、節度といふか、言ってみれば開銀、政府系金融機関として民間の金融機関の補完をする立場、こういう立場も一方であらうかといふふうに思うわけでありまして、幾らでもこの限度倍率を引き上げていけばいいということにはならぬだらうと思つてゐるんでして、この辺についてお考えをお聞かせいただきたい、こういうふうに思います。

○政府委員(寺村信行君) ただいま委員から御指摘がございましたように、かつて開銀の融資限度倍率を二十倍に引き上げる御提案をいたしました、本院におきましてそれはいささか問題ではなかつたかといふことで現在のやうな仕組みになつております。

それは、当時二十倍という政府の御提案を申しました趣旨は、当時長信銀の債券発行限度額が自己資本に対して二十倍でありましたので、それを

踏まえまして御提案を申し上げたわけでございますが、一方で受信限度だけじゃなくて与信限度も、本来開銀は民間の補完である、そうするとそれについてはやはり一定の限度はあるだらう。しかし、その限度は一義的に決まるんではない、そのときどきの情勢におきましてやっぱり国会できちんとして審議するのが適当ではないか。そういうやうな本院の御指摘ではなかったかと私もは受けておりました、アブソリュートに一義的に何倍といふことは言えませんが、やはり置かれたそのときどきの状況に依りまして、政策金融機関に対するニーズの問題等をも加味いたしまして御提案を国会で御審議をいただいております。めい、こゝら辺、こういうやうな考えでいるところでございます。

○山田健一君 倍率の関係についてはそのときどきの状況に依りて国会で、こういうことになつて、それはそれとして理解をしたいと思います。問題はこゝの四つの関係ですね。

言ってみれば、今回は輸入体制整備の貸付金金利を下げる、したがってその利ざや分だけ五十億、三億、四億、五億の産投会計から出資をする。こういうことで、出資をするのはそれはそれでわかるわけでありまして、そういうことになれば資本金が増えたと見えていくわけでありまして、今お話がありまして、この十八条の二、これで国会のいわゆる審議にかけられるということになつてゐるわけでありまして、今度は四つの特に三項、四項、こういうことになれば、言ってみればこれは国会の審議を抜きにということにはならぬ、予算の措置でありますから当然そういうことになつていかなければならぬ、いわゆるチェックなしで、チェックなしというよりか法改正をしなくて結局自己資本を膨らましていける、こういうことに実はなつてくるわけでありまして、

ただ、これだけ見れば、他の輸銀等を含めてこういう規定を置いておるから今度は開銀銀行もこれを置くんですよ、こういう御説明をいただいておりますわけでありまして、一見横並びということに

なるわけでありまして、こういうことになつてくるとむしろ私はこゝちの方が問題ではないか。十八条の二の関係で国会にいわゆる判断を求められる場合が今後とも出てくるのか。それとも、場合によってはこういう形で資本金を膨らましていけば、自動的にその分の、今のままでいけば十五倍といふことになつていくわけですから、そうしなければ法改正をしなくてよろしい、こういうことになつて膨らんでいくことになるわけでありまして、こゝら辺についてのお考え方を御示しをいただきたいと思います。

○政府委員(寺村信行君) 政府の追加出資をする場合には、当然でございますが、予算で、今回やはり輸入体制整備というやうなことでその政策の是非について国会で御審議をいただきまして御了承をいただいているという形になるわけでありまして、その限りで国会の議決を得たものと考へてゐるわけでございます。

問題は、実は開銀につきましては今までその種の出資が昭和三十年以降全くなかったわけでございます。ほかの機関につきましては、まさに予算におきまして出資がございまして、実はそのたびごとに、同じ国会の議決でも法形式の問題でございまして、予算と法律と両方いじるかということ、これは出資について国会がそれは妥当だと認めるならばそれでよろしいということでの規定の整備が行われたという経過をたどつておりまして、ほかの政府関係機関はそのやうな規定の整備が行われていたわけでございますが、開銀は昭和三十年以降その種の出資が全くなかったためにこゝら辺のやうな規定になつていたということでございます。

それから、融資限度との関係で申し上げますと、出資のほかに自己資本が、これは準備金が貸付残高の千分の三ずつ毎年ふえてまいりまして、全体の規定としては自己資本は資本金のほかに準備金がございまして、その分で毎年貸付残高の千分の三ふえた分だけは十五倍の分がふえていくということにはなるわけでございます。

○山田健一君 そういうことになつてまいりますと、今回のことによつて法改正をしなくてよろしい、実際の追加出資ができる。準備金を合わせ資本金が膨らんでいく、こういうことになりまして、こゝの辺の運用をどうされるのかなといふことを私はお伺いしたいわけでありまして。

今回こゝら辺のやうな形であれば、確かに今法定で資本金は二千三百三十九億七千万円、こういうことで規定をされているわけでありまして、同じやうに輸銀等々を見れば、いわゆる法律上の資本金と実際の資本金と額が開いていくわけですね。輸銀等は、これ見ますと法律上の資本金が一千八百八十三億、実際にはどうかといふと九千六百七十三億、これは私の資料でありますけれども約八・二倍、これだけ開いてくる。あるいは東北開発公庫あたりにしても十五・二倍といふやうに実は開いておる。実際上の資本金と法律で決められている資本金、これがこれだけ乖離をしてくる。こゝら辺の状況が果たして望ましいのか。定款で示せばいいんだというお話でありましたけれども、やはりこゝは一定の節度といふべきか、こゝら辺のやうな程度なら法律を改定をするのか、そのまま幾らでも膨らましていって実際との乖離が非常に出てくるという状況のままでいいということには恐らくならぬだらうといふふうに思ふのであります、こゝの辺についてどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員(寺村信行君) 国会との関係で申し上げますと、実は資本金額につきましては開銀は半期ごとに作成公告する財務諸表の中でこれを公表いたしました、これらの財務諸表は各事業年度の決算とともに国会に提出していただくわけでございます。資本金額は定款の法定記載事項とされております。今回の改正後はその金額は法律上表示されないこととなりますが、その変更は予算事項でありますこと及び公示方法が法定されていること、国会にはまさに毎年の予算でお示しをしております。先ほど申し上げましたやうに、資本金額だけじゃなくて準備金も毎年千分の三ずつ増

も、また参議院の予算の総括の折にも、実は各党の皆様から御指摘をいただき、また私どもにも各界の皆様からもこれについての御要請というのがあることであります。また三党から私どもの政調会長に對しましてお話があり、また私どももそちらの方から御連絡をいただいたことでございまして、各党がこの問題について関心をお持ちになっておることにございまして、よく承知をいたしております。

特に、今前畑委員の方から御指摘がございましたのは、個人消費というものが非常に冷え込んでおるといふことで、個人消費を刺激するために所得減税というお話であるわけでありまして、けれども、確かにいろいろなものの調査というものをいたしましたときに、個人の消費というものは相当減退しておるといふ状況であるといふこと、これは私は率直に申し上げて間違いないことであらうと思っております。

ただ、やっぱり一番大きな問題というのは、耐久消費財、これが大きく景気にも関与してくると思っております。この分野におきましては、パブル期と言われたときに相当各家庭が耐久消費財を積み上げた。自動車を初めとして、新車を買うとかいうようにしてそれを積み上げておるといふ現状があります。そういうことを考えたときに、刺激をしたら直ちに戻るものかなというようにことになりまして、私どもはその効果というものは期待できないといふことを申し上げざるを得ないわけでありまして。

そして、全体的に一体どうなのかということを見ますと、耐久消費財が非常に極めて好調であったといふことの反動と、もう一つは国民のいわゆる消費性向といふものが、そういったものが非常に堅実になっていくというものがあろうと思っております。ですから、百貨店なんかの衣料は相当落ち込んでおりますけれども、例えば都市型で新しい店舗を展開しているところなんかの場合には前年対比でも四〇%以上超えるものですか、あるいは自動車なんかにしても、新しい時代の

いわゆるレジャー用の車、RV車というんですか、こういったものも相当高い率で実は伸びておるといふようなことでございまして。

必要なものについては買っていく、あるいは買うものについても非常に堅実な買い方をすると、う現象はありましようけれども、これを今、少し所得減税等によりまして刺激したら、本当にこれが買ひ出さるかと、私どもはその効果というものは非常に薄いといふことを申し上げざるを得ないといふことであります。これをやるために例えば特例公債を発行する、そしてこれに對応するといふことになったときには、そのツケというものを後世に残していつてしまふといふことが本当にいいんだらうかといふことを考えたときに、私たちはやっぱりこの減税に對しては慎重にならざるを得ないといふことを申し上げることをお許しをいただきたいと思つております。

○前畑幸子君 大臣のおっしゃることはわかりましたけれども、もう少し下の層といふことも考えていただきますと、今の収入でほとんどが消費に回っている家庭といふものが大変多いわけですね。赤字国債を発行してでもという気持ちにはありませんけれども、この際、これだけいろいろなトリブル的な不況の中で、一番最初に浮揚につなげるものはやはり個人消費の拡大ではないかと思つております。相当規模の思い切った減税によって、個人消費の拡大によって景気を上向ける、そうすることによってまた税収が上がってくるわけですから、償還できるのではないかなと思つております。

そうしますと、今年度の減税をすることによって二、三年その効果をということになりまして、短期国債といひましてもやっぱり三年から五年にかけて返済していかなくやらないだろうと思つてます。六十三年の十二月の消費税を導入したときの税制改革以来ずっと減税がされていらないわけですので、あのときの大増減税のときのことを考えますと、翌年の平成元年など当初予算額が約五十一兆円に對しまして決算額が五十五兆円になって、それから、平成二年度の当初予算額約五十

八兆円に對しましては決算額が約六十兆円になっているという形で、このように各々が四兆円、二兆円の自然増収につながっているわけですので、私は今の景気浮揚の一番底を支えていくのは、すべてを消費に回す層に對する、低所得者層に手厚い減税というものが一つ考えられるのではないかなと思つております。いかがでしょうか。

○国務大臣(羽田孜君) 確かに、短期国債の特例公債といふことはお話しをいたしました。ただ、これは通常の特例公債と同じでございます。やっぱり一たび発行しますと歳出増加圧力などに対する歯どめがなくなつてしまふことなどから、財政の節度を失わせるきつかけにならうと思つております。

また、短期に償還を行うという場合には、短期間に償還負担というものが生ずるために、その財源をどのように確保するのかといふ大きな問題があらうかと思つておるわけでございます。そういうことで、私どもはこれを財源とするといふことは非常に難しいといふことを申し上げざるを得ないんです。

それから、今御指摘のございました年度は相当大きな税収の伸びがあったわけでありまして、けれども、確かに五兆五千億という相当大きな減税があったといふこと、これは影響がなかったといふことを私は申し上げるわけではありせんけれども、當時はちやうどパブル等、これが非常に一番の最盛期といひますか、そういったことで、不動産の取引ですとかあるいは印紙税ですとか、そういったものの税収といふものが非常に高く伸びたときではなからうかと思つております。そういったことのために税収といふものが大きく伸びたんだろうと思つております。

なお、中低所得者層、これに對してというお話があったわけでありまして、この前のいわゆる改革、消費税を導入したときに対応いたしましたことによりまして、負担率も、ちやうど税制改革前が一〇・六%でありました。平成元年は六・七%と相当下がったわけですが、平成四

年度もまだ七・六%ぐらいであらうということございまして、こういったことの現実を見ましたときには、中低所得者層、これを中心といたしまして重税感あるいは負担増感というものは大幅に緩和されたといふふうにも思つておりますし、また各国との比較におきましても、課税最低限というのはもう日本が圧倒的に高いといふことでありますし、また最低税率は日本が一〇%、英国、ドイツあるいはアメリカに比べても相当低いところにあるんだといふこの現実、やっぱりぜひ御理解をいただきたいといふふうに思つておるところであります。

○前畑幸子君 大臣は税率が、税金が安いとおっしゃいますけれども、物価も高いわけですので。やはり所得者の層を見ますとき、民間給与の実態調査における給与所得者数等の給与階級別の構成比などを見ますと、六百万円以下の給与階級の方たちが約七八・一%を占めているといふことなんです。七百万円以上で四大家族で課税所得が大体三百万円ぐらいになるといふこと。そうしますと、所得税率は一〇%ですけれども、この方たちがほとんどの給与所得者の九〇%を占めているといふことなんです。今七百十万円が家族四人といひますと、中学生、高校生を抱えておられますと、貯蓄に回らう余剰はほとんどない。ほとんどが消費に回らなければいけないという階層であると思ひます。

六十三年のときの税制改正のときに私は大変不満であつたのは、税率がフラット化して、要するに最高税率を引き下げたことによる高所得者層を中心とした資産所得者といふか、高所得者層に手厚くて、そして可処分所得をふやしてそれを消費に回すような層に對しましては余りメリットがなかったような気がいたします。ですから、今回も最高税率を下げるのではなくて、要するに人的な給与控除、最低を六十五万を引き上げるとか、人的控除、基礎控除、そうしたものを上げていただくことによつて低所得者層の課税が案になるという体系を私はお願いしたいと思つております。

そうしますと、減税をするに財源がないと必ずおっしゃると思います。所得税の減税の必要性を認めながらも、一方では、もちろんと新聞にも載っておりますのは、財源不足とか、もう少し直間比率を見直さなきゃいけないところに来ているのではないかなという理由を挙げて消費税の税率の引き上げの必要性もちらつかせていらっしやるわけですが、今消費が大変落ち込んでいるこの個人消費を眺めるときには、ますます消費抑制になるような消費税アップに關してだけは何とか抑えていたいただきたい。このことに関しましては総理もお約束をされておりますし、やはり個人消費拡大につなげた景気回復でなければ、私は今回は難しいのではないかなと考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(濱本英輔君) 幾つか御指摘がございました点につきまして、数字等によりましてお答えを申し上げた方がいかなと思われるところもございますので、お許しをいただきたいと思います。

まず、前回の抜本改革におきまして、確かに所得税の最高税率の見直しも行われたわけであるけれども、中低所得者と高所得者とを比べた場合に、高所得者に有利なわば改正であったのではないかな、そういう印象を持ったがというようなお話であったかと思えます。

しかし、この点につきましては、実際に税負担額がまかったといえますが、軽減されたその割合というものでございいたくのが一番いいかと存じますけれども、六十三年の十二月改正後の軽減率というものをもう一度想起してみますと、例えば給与収入三百萬円の階層でございまして、当時の所得税、住民税の八・八％が軽減された。あるいは四百萬円の階層でございまして五・三・一％、五百萬円の階層でも四・一・四％と半減した。上の方の階層にまいりますと、額はそれはもちろん大きくなりますけれども、率といたしましては十数％というようにならんだんだから軽減率が低下していく。そういう形の改正であったというこ

とを想起するわけでございます。

その結果といたしまして、これはしばしば言われることでございまして、現在の日本の所得税構造というのはかなり特徴的でありまして、最低税率、最高税率、課税最低限という三つのポイントで比較してみますと、アメリカやイギリス、ドイツ等に比べて、最低税率は日本が住民税を加えますと一・五％、アメリカが一・五、イギリスが二・五、ドイツが一・九、最高税率が日本は所得税五・〇、住民税一・五でございまして合算しますと六・五、アメリカは最高税率が三・一％とされておりますけれども、それに地方税が七・五％あるいは七・五％強かかっております。それからイギリスが四・〇％、そういう率になっておるわけでございまして、課税最低限も日本の現行では三百十九萬八千円、アメリカが二百五萬円、イギリスは百十五萬円ということになってございまして、かなり低所得者層に対しては諸外国と比べますと十分に配慮された体系になっているのではないかと感じました。

それから、御指摘の重要な点でございまして、こういう景気局面であるから、そういったいわば消費性向の高い中低所得者層をヒットするような所得税減税こそが景気対策として好ましいのではないかなというようにお話であったかと存じます。確かに景気対策と税の構造というものを直に並べてごらんいただきます場合、そういったお考えを承ることもなるほどと思われる点はあるわけでございますけれども、何と申しまして、税の構造と申しますのはいろいろな要素を重ね合わせましてつくり上げていっているものでございまして、そのときどきの景気順応的に構造を見直すということにはやはり限界があるという感じがいたします。税には公平でございまして中立性でございまして、そういった非常に大事な税の生命がございまして、そういったものの上に成り立っているものとして機能する、そういう役割をゆるがせにできないものでございまして、その点につきまして御理解を賜れないかと存ずる次第でござ

います。

○前畑幸子君 よくわかっておりますけれども、建設国債の発行対象というのは、その経費は公共事業になるわけですね。これは地方優先的になるわけですが、今回の不況感を考えるときには、これは都市型の消費不況というものではないかなと思っております。従来のような公共投資ばかり出せばいいというのではなくて、下で働いている多くの層に対してもやはりそういうメリットを与えていただくということをお願いしたいと思

います。日経の十二月四日にも、「仮に所得減税をするなら同時に同額の赤字国債を発行する。小細工して財源をかき集めることはしない」と大蔵省も言っているという部分もあると書いてありますので、期待をしたいと思っております。

減税につきましてはその辺にさせていただきます。もう一つ、剰余金処理法案の方でございまして、剰余金の全額を一般財源化するということ、昨年と同様だと思えます。そして、長期債務の平成四年度分の償還の延期をするということなどですけれども、予算委員会に提出されている資料によりますと、延期されるということは、赤字国債と実態というものは変わらないのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) 今回の承継債務の取り扱いにつきましては、赤字国債と同じではないかという御指摘がございまして、赤字国債、いわゆる特例国債の場合には金額について確たるめどがないということでございますけれども、それに引きかえまして、これは胸を張って言えることではないかもしませんけれども、承継債務の繰り延べというのは、今回の場合は四年度に償還することになった金額ということで、金額面での歯どめがあるという点が一つ異なります。それから、特例公債の場合はこれは市中から資金調達をするわけでございますけれども、今回の措置は一般会計と資金運用部といういずれも国庫の内部のやりとりという、そういう点で性格が異なる

ということでございます。特例公債の発行と全く同じだということには私どもは考えておりません。その点について御理解をいただきたいと思います。

○前畑幸子君 しかし、九〇年度赤字国債ゼロ達成には、こうした借金先送り、いわゆる隠れ国債が大きく貢献しているわけであって、歳出を削減して借入金という形でキャッシュポールのように負担を先送りしていくものではないかなというように気がいたします。

ですから、そういうことはある程度理解はしておりますけれども、一番不思議なのは、一体全部返済するためにはどのぐらい償還する必要があるのかということが私どもには全然全額の数字というものがなかなかつかめないんです。今では一般会計予算というのは、資金運用部ですか、そこのお金を借りなければ編成できないというような現状のようでございますけれども、どのぐらい償還する必要があるのでしょうか、わかりますでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) その対象範囲でございまして、いろいろ御指摘がございまして、きちんとこれだということの中で特定されているというところではないと思えますけれども、私どもが「今後処理を要する措置」ということで参議院の予算委員会の方に資料として提出申し上げておりますけれども、全体で三十六兆円ぐらい。ただし、そのうち二十六兆円は御案内の日本国有鉄道清算事業団の長期債務というもので、含めまして三十六兆円ぐらいです。ですから清算事業団の長期債務を別にいたしますと十兆円ぐらいというものが今後措置をいたしなかなかならないものとして残っている金額でございまして。

○前畑幸子君 それは、日本国有鉄道の分はわかりませんが、もう一つ、政管健保の国庫補助の繰り入れ特例というものも、五年間における歳出削減額が四千六百三十九億円ということですが、これも、こうしたものも、要するに政管健保は大変赤字ではないわけですので、いつまでもこれ歳

出削減をしていつて返す当ではないんではないかなというふうな気がいたします。

時間も余りありませんのであれですけれども、こうした隠れ借金という形で乗り切っていくわけですから、一度国民の前にきつとその隠れ国債の存在を明確にされて、そして国民の同意を得るということも必要な時期に来ているのではないかなと思います。羽田大臣は政治改革、国会改革に政治生命をかけていただいているわけですから、もう一つ、財政改革と税制改革にもお力をかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(羽田孜君) 私どもは、今度補正予算を編成するに当たりまして、また従来の予算の中でも、確かに国の中の例えば償還等についての繰り延べですか、いわゆる会計の中でのキャッシュ・ポールという御指摘があったわけでございますけれども、こういった問題についても、私どもが御説明申し上げますときに万やむを得ない措置としてということをお願いしておるわけでありまして、けれども、やむを得ない措置が余りたび重なるということとはこれは私どもも慎まなければならぬということでございまして、その意味でのやっぱり財政の改革というものを、敢しい中にあるもたない努力をしていかなければいけないものであらうというふうに私どもも心得ながらこれらも対応していきたいというふうに考えますので、よろしくまた御協力のほどをお願いを申し上げますと存じます。

○前畑幸子君 終わります。

○牛嶋正君 私は、最初に、剰余金の処理の特例等に関する法案について、剰余金の処理とそれから法人税の税収の変動性との関連を中心に、三御質問をさせていただきたいと思ひます。

最初にちよっとお断りいたしますが、私、昨年まで三十年ほど学界で税の勉強をしてまいりました。どうしても質問も学会での討論というふうな形をまだまだとるんじゃないかと思ひます。失礼な点がありましたらお許しください。この

うふうに思ひます。

いただきました参考資料の六ページに、「財政法第六條剰余金処理状況」ということで昭和五十年以降の処理の状況が一表に示されております。その次の次のページ、八ページには、「一般会計税収の予算額と決算額、税収弾性値の推移」があらわされています。私は、この中から法人税だけを取り上げて、先ほど申し上げました処理状況とあわせて昭和五十年以降の法人税の税収の推移を決算額で書き出してみました。そしてさらにその伸び率もあわせて計算をしたわけでございます。

この計算いたしました法人税の伸び率と処理状況とを比較いたしますと、ここにもありますように、財政法六條適用除外の年度、これは補正予算で申し上げますと、最初五十二年、五十六年度、五十八年度、六十年、六十二年、さらに平成三年、平成四年、平成五年、平成六年、平成七年、平成八年、平成九年、平成十年、平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年、平成十五年、平成十六年、平成十七年、平成十八年、平成十九年、平成二十年、平成二十一年、平成二十二年、平成二十三年、平成二十四年、平成二十五年、平成二十六年、平成二十七年、平成二十八年、平成二十九年、平成三十年、平成三十一年、平成三十二年、平成三十三年、平成三十四年、平成三十五年、平成三十六年、平成三十七年、平成三十八年、平成三十九年、平成四十年、平成四十一年、平成四十二年、平成四十三年、平成四十四年、平成四十五年、平成四十六年、平成四十七年、平成四十八年、平成四十九年、平成五十年、平成五十一年、平成五十二年、平成五十三年、平成五十四年、平成五十五年、平成五十六年、平成五十七年、平成五十八年、平成五十九年、平成六十年、平成六十年が四・二七、六十年が六・一、そして六十年、これはちよっと高いんです八・八、それから平成三年はマイナスイ・二・二、平成四年は補正予算後の数字で申し上げますと九・七のマイナスであります。今度は、逆に剰余金がかかるの額計上されている年度を見ますと、そのときの法人税の伸び率は非常に高いわけであり

ます。こういうことから見ますと、私、法人税の税収の変動性と剰余金の処理の問題、非常に密接に関連している、こういうふうな今申し上げましたような数字から判断をしているわけですが、これについてどのようにお考えですか。

○国務大臣(羽田孜君) ただいま過去のデータ、御指摘をいただきましたが、お話があったわけでございますけれども、おおむねまさに先生から御指摘のあったとおりの流れになっておると思っております。

ます。

歳入構造というものを景気の変動などによりまして大きく左右されることのない安定的なものにするということは大変重要な課題であるというふうに認識をいたしております。その意味で、消費税の導入を含む一般の税制改革は望ましいものであったというふうに考えるわけであります。

また、平成二年三月に提出されました財政審議会の報告におきましては、来るべき高齢化社会に多大な負担を残さず、特例公債の再発行という事態に陥ることなく対応できるような弾力的な財政構造の確立を目指して、中期的財政運営の新しい目標として、公債依存度の引き下げなどによって公債残高が果敢に削減されるよう財政体質をつくり上げることを目指すべきであるという実態御指摘があったわけでございます。我々も二度と特例公債というものを発行しないことを基本としながら、今財政体質というものを健全化しようという努力をいたしておるところでございます。

今後とも、制度ですとかあるいは施策、こういったものを見直すことを中心にしながら、財政改革あるいは財政体質というものの改善をしていく必要があるという認識をいたしております。

○牛嶋正君 私、さらにこんな計算もしてみただけでございます。この計算の根拠は余りございせんけれども、一つの結果が出ておりますので申し上げますと、

やはり先ほどの処理状況を示しております表に基づきまして、一般財源充分ににつきましてはその年度の法人税収に計算をしてみます。これは計算の試みですからそういうことをやってみて。それからもう一つ、公債償還財源に充当した分についてはその年度の法人税収からそれを控除する。こういうことで、先ほど申し上げました五十年以降の法人税の税収をもう一度計算をしてみまして伸び率を計算いたしますと、かなり平準化されるわけでございます。

十五億が公債償還金充当でございますので、これはその年の法人税収からそれを差し引く。そして一般財源充当が三千億でございますが、これを加える。こういう計算をいたしまして、もう一度五十年以降の法人税の伸び率を計算いたしますと、かなり平準化したと思ひます。これはどういふことかと申しますと、私なりに解釈いたしますと、結果的にはこういうふうな今まで行われてきた剰余金の処理の方法というものは、法人税の税収を平準化してきたのではないかといいたいでございます。

このことを私は別な見方をいたしますと、剰余金の公債償還財源充当によって進めていかなければならない財政の健全化が、法人税収の変動性によっておくらされていく、こういうふうな考えが、このままではいけないかと思ひます。恐らくこのままではいけない、法人税収というのは今後とも景気の諸側面と大きく変動すると思ひますけれども、そうなりますと財政運営は非常に今後とも難しくなっていくわけでございます。また財政の健全化もそれによっておくらされていくのではないかと、こういうふうな考えを申し上げますけれども、この点についてはいかがでございますでしょうか。

○政府委員(清本英輔君) 確かに牛嶋先生の御指摘のように、法人税収というのは非常に大きな変動税目でございます。それが結局は剰余金の処理に影響を与えておるのではないかと御指摘は、結果的に見ましてそのような形に見えるわけでございます。その因果関係を申し上げますと、両者の結びつきというものはそれだけで結果が生じておるというものはもちろんないにいたしたとしても、相当に大きな因果関係があるという感じがいたすわけでございます。

その結果、こういった不安定な税目を抱えている以上、財政体質として非常に問題ではないかという点にお話が及ぶわけでございますけれども、財政構造として安定した税収を持つということは非常に大事なことであり、このことはこれまで何度も御議論をいただいていたことでござい

けれども、財政構造の安定性というものは、財政構造を決めるとき唯一の決め手ということでは必ずしもあり得ないわけでございまして、非常に重要な要素ではあるが、財政構造を決めます他の諸要因、そういったものが組み合わさったベストチョイスというものが行われます結果、場合によつてなお不安定な税目がある中にとどまるということがあり得ることであると思ひます。

今日の日本の財政構造というものを諸外国と比較いたしました場合に、確かに法人税のウェイトが高いということは御指摘のとおりでございますから、そういう意味においてこの税構造をどういうふうな今後考えていくかというときに、税収の安定性というものは忘れてはならないポイントだと思ひますけれども、ほかのいろいろな諸要因の中でそういうものをどの程度のウェイトで位置づけていくのか、これは今後の国民の税論議というものの中にその問題を投じて御議論をいたしたいと思ひます。

○牛嶋正君 今、もう一度五十年以降の財政運営を振り返ってみますと、財政構造に非常に大きな変化を与えたり、あるいは財政運営上大きな出来事のあるときには必ず法人税の税収の変動性というものが私は絡んできているんじゃないかというふうな思ひしております。

五十年に補正予算で大量の赤字国債が発行されました。そのときも法人税の税収は前年に比べて二九・〇％の落ち込みをしたわけでございまして、ほとんどこれによって今の赤字構造は出発したんじゃないかというふうには私は思ひしております。さらに、昭和五十六年に第二臨調で増税なき財政再建という財政運営の基本方向を打ち立てられました。そのとき、昭和五十九年には赤字国債ゼロということが目標であったと思ひます。ところがその年、そしてその次の年も数％の法人税の伸びであったわけでありまして、結局この増税なき財政再建というのは目的達成せずに私は終わってしまったんじゃないかというふうな思ひしております。

しかも、皮肉にも消費税を導入された後景気が持ち直しまして、法人税の税収が二けたの伸びを示しまして、これでようやく赤字公債の解消を見たいわけでありまして、これから財政の健全化を進めていかなければならない、こういう時期にまたまた剰余金のこういった特例によつてつまづきを見ているわけですから、これもやはり法人税の税収の変動性によるのではないかというふうな思ひしております。

私は、今回この剰余金の取り扱いについては、いろいろ分析させていただきまして、従来望ましい税制をつくっていく場合の租税原則をいたしまして、前回の租税原則のときもそうでしたけれども、公平、中立、簡素というのを挙げておられましたが、私は、これにやはり税収の安定性という原則が必要ではないか。これは何も取る側の原則じゃなくて、大蔵省も議論されておりますように、それによつて世代間の公平というものが私は守られていくんじゃないか、こういうふうな思ひしております。

したがって、先ほどもお答えの中でお話ししましたけれども、私は、この税収の安定性という原則は、これは課税当局の側の原則じゃなくて、納税者の側の原則であるというふうにお考えいただき、これから税制改革にはこれをぜひつけ加えていただきたい、こんなふうな思ひしておりますが、これについていかがでございましょうか。

○政府委員（濱本英輔君） ただいまの御指摘、まず、我々財政当局にしております者としまして非常に貴重な御指摘と承りました。また、世代間の公平というものを考えていく上においても非常に重要な要素であるという御指摘もそのとおり存じます。

課税の原則、租税原則と申しますか、を今後議論していただきますときに、今の牛嶋先生の御指摘のようなものも何らかの形であわせ、先ほど申し上げましたように議論の中に投じまして、より幅の広いと申しますか、奥行きのあると申しますか、御議論をお願いできればという感じがいたします。

ます。

○牛嶋正君 最後の質問になりますが、そうなりますと、税収の三〇％前後のシェアを占めております法人税をすぐにも見直していかねければならないわけですが、これはしかし大変な抜本的な見直し、改正になってまいります。ですから、さしあたっては、私は二つのことが必要ではないかと思ひしております。

一つは法人税の税収の予測といいますが、見込み、これをできるだけ正確なものにするよう努力するということでございます。

それに関連いたしまして、今おとりになつております翌年度五月の税収分を取り込むような形で予想されておりますが、これもやはり予測を難しくしている一つの原因というふうに思ひますので、これについてもできるだけ早く見直しをしていただきたいということでありまして、

もう一つの提案は、これは全く私の素人の考え方ではありますが、法人税収を平準化する基金みたいなものはつけれないだろうかということでございます。

私は、昭和五十年から平成四年まで、これは補正後の予測値であります。税収の伸び率、先ほど申しましたように各年度はいろいろ変動ありましたが、この平均伸び率を計算してみますと、そうしますと、八・四％というふうな数字が出ております。これらを基準にいたしまして、毎年これをもって法人税の税収を平準化する。そして、それを超える分については基金に繰り込み、これを下回る分についてはその基金から埋めていく、こういうふうな制度といたしますか措置というものをとりますと、かなり財政の運営というものは全体のはかの税目の税収を考えましても安定化いたしますので、非常に財政運営が財政の健全化に向かつて進めることができるのではないかと申すふうに思ひますが、もしこれについての何かコメントがございましたらいただきたいと思います。

○政府委員（竹島一彦君） 最初の御指摘の五月分

税収の点でございますが、昭和五十三年度、発生主義という考え方で五月份分税収を取り込むという改正をさせていただいて、自後ずっと一貫して同じ取り扱いでまいっておるわけでござい

ます。御指摘のとおり、そのために大変法人税収の見積もりが難しくなっているということも事実でございまして、財政当局といたしましては、できれば年度所屬区分の変更ということができればというところはかねがね思ひついでござい

ますけれども、ただ現実問題といたしましてこういう財源事情でございまして、それをやるとすれば赤字公債にならざるを得ないという財政状況にございまして、今すぐというわけにはまいりませんが、今後ともそういう問題意識を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、二つ目の法人税収の年度間調整という観点からの御提案でございましてけれども、都道府県には景気調整基金のなもを持ってその変動をアブソorbしているわけでござい

ますけれども、国には確かにそれがございせん。これもプラス・マイナス両方ある構想だと思ひますけれども、現実問題といたしまして予算編成過程、いろいろな情勢なり要素が入ってくる編成過程でございまして、そういう基金というものが本当にそのとおりワークするかどうか。逆にそれゆえに歳出が膨張するというようなことにならないのかという現実の問題が一つござい

ます。それからもう一つは、先ほどと同じようなことで、現在の厳しい財政事情からいってそういう基金をつくるお金が現実にはないという問題もござい

ますので、すぐには具体化ということにはならない。いろんな意味で難しい点もあるというよう

不況で危機に瀕している中小企業への緊急融資の問題についてお伺いしたいと思います。

私どもは、政府の中小企業への融資対策というのは、今も中小企業家が求めているものとはうんとかけ離れた不十分なものだと思っております。

それはそれとして、ここでも私も、災害貸し付け並みの審査が簡便で低金利、また保証料免除などを内容とする緊急の融資を要望しておきたいと思っております。

きょうは特にこの問題でなく、大蔵省が打ち出しておられる方針も必ずしも内部にも徹底しないでおられる業者から強い批判が出ていっているという問題についてお伺いしたいと思います。

まず大蔵省にお伺いしますけれども、三月三十一日、十一月二十日に、「当面の貸出運用について」の銀行局長通達が出されておりますが、この内容を簡潔に報告してください。

○政府委員（寺村信行君） 平成四年三月三十一日の通達におきましては、緊急経済対策を受け、中小企業が置かれている厳しい経済情勢を踏まえ、政府関係金融機関、信用保証協会に対して、既存貸付金の返済猶予等中小企業者の実情に応じたきめ細かい貸し付け及び保証等の運営を行うよう指導いたしますとともに、民間金融機関につきましても中小企業金融の円滑化に配慮するよう要請をしたところでございます。

それからまた、十一月二十日の通達では、景気低迷のもとで年末の金融繁忙期を迎えるに当たり、同じく政府関係金融機関、信用保証協会に対して、先般策定いたしました総合経済対策による諸措置を踏まえ、貸出手続の迅速化等の適切な年末の貸し付け及び保証の運営を行うこと等について指導いたしますとともに、民間金融機関についても適切な対応を要請したところでございます。

○吉岡吉典君 要するに、貸し出しの迅速化、また既往債務の返済猶予、それから担保徴求の弾力化ということを内容とするのですが、今の通達

は、私は、貸付枠の拡大や金利の引き下げが伴えば中小企業にとっても大いに歓迎される通達だと思っております。

それは別の問題としまして、実はその通達が国民金融公庫などの内部に必ずしも徹底していない。そのために内部にも通達を知らない人がいるということも私も確認しております。それから同時に、徹底していないために窓口でいろいろな通達に反すると思われる出来事が起こっております。

その一例を挙げますと、これは福岡のことですが、ある業者さん、六千万円の負債を大変な経営努力で三千万円にまで半減された、しかし年末に運転資金が必要だということで二百万円の申し込みを公庫にやられた。そうしたらこれが拒否された。この業者さんは都市銀行から融資を受けるといふことになったわけですが、私は、これは国民金融公庫法に照らしてみても逆さまのことだと思っております。こういうことが起こるのも、私は徹底していないから起こることだと思っております。

そういう点で、私はこの運用に当たられる国民金融公庫の、きょう副総裁お見えいただいておりますので、やはり内部のまず徹底なしにはせっかく出した通達も実行されない。これも、私は文書を見ても、窓口でそれが生じたものとして運用されるような徹底方を要望したいんですが、いかがでしょうか。

○参考人（塚越則男君） 御承知のように、国民金融公庫は中小企業者の中でも比較的小規模な事業者を融資対象としておりまして、一般にこうした方は経営基盤が脆弱であることが多いものですから、従来から貸し出しの運用、既往債務の返済猶予あるいは担保の徴求などに当たりましては、個々の利用者の実情に応じてケース・バイ・ケースできめ細かく対応するというところでやってきております。

それから、先ほど先生からお話のございました通達でございますが、大蔵省、中小企業庁から通

達をいただきました後、直ちに全国百五十一の支店、それから代理店に私どもとしての内部通達を出しまして、窓口業務に携わる職員に対しては、も通達の趣旨を踏まえた貸し出しの運用に努めるように周知徹底を図っているところでございます。

御参考までに当公庫の貸し出しの状況について申し上げますと、平成四年度の四月から十月までの貸し出し累計でございますが、二兆一千八百四億円ということになっておりまして、前年に比べて一四％の増加となっております。この増加額は、円高不況のときの昭和六十一年度の七％増というよりも高いものになってございまして、現下の中小企業の資金ニーズにこたえているものというふうに考えておるところでございます。

○吉岡吉典君 そういふふうにおっしゃいますと、何も問題がないという態度表明だと思っております。そうじゃありませんよ。今福岡の例も挙げました。そういう例もつと挙げるというのなら、時間がなければまた直接お会いしてもいいんです。本店だって、団体の申し込み、こういう通達にも沿って適正に運用してくれという申し入れに対して、国民金融公庫は生活資金の貸し出し機関でないぞなどという応対をなさっているんですよ。だれも生活資金を貸してくれと言ったわけじゃないのに。そういう態度は、やっぱり徹底していないから起こっているわけですよ。

ですから私は、これをまず徹底なしには実行が貫徹されない、徹底するかどうかということをお伺いしたわけですよ。それについて言わなくて、かくも実効が上がって問題がないようにおっしゃると、私はそれは納得できない。もう一度、

○参考人（塚越則男君） 先ほど申しましたように、国民金融公庫は本来そういう小規模の事業者をやっておりますので、職員の間にはそういう意識は徹底していると私は考えておりますし、またその通達に関しまして、内部通達を出しました後、一層の配慮を行うように指示をいたしました。支店の中でも会議やミーティング等で周知徹底

を図っているところでございます。貸し出しが増加している中で、処理日数の短縮とか既往債務の条件変更の増加という形で既にそういう効果が上がってきていると私は思っております。

なお、今後の中小企業の経営環境には一層厳しいものがあるというふうにも考えておりますので、政府関係機関としてさらに中小企業者のお役に立てるように通達の趣旨をさらに周知徹底をいたしまして、中小企業の資金ニーズに適時適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○吉岡吉典君 私は、徹底の努力をやるならやる言ってもらえばいいんですよ、そんな長々といいろんなこと。まずそこから出発するわけですから、徹底するとおっしゃった。回覧程度でなしに、内容が実行に移されるまでの徹底を再度要望します。

さて、今の銀行局長通達で徹底して運用される場合に、私が思うに、これは平時でない、不況下の緊急対策としての通達ですね。そうすると、この運用に当たっては、例えば審査の方法、返済の条件変更あるいは担保徴求など三つに沿った不況時の緊急対策としての新しい基準、何らかのものを設けて、あるいは従来の内規の手直しその他新しい基準の設定等によってこれが円滑に運用されるようになさる必要があると思っておりますが、何かこういう通達を受けて不況の緊急対策ということでの具体化が図られたかどうか、これをお伺いします。

○委員長（野末陳平君） 時間が超過してしまいますから、答弁は簡潔に。

○参考人（塚越則男君） 貸し出しの運用等に一定の基準を設けるというふうなお話でございましてけれども、そういったような処理の仕方をした場合には結果的に弾力的な取り扱いがでなくなるのではないかとこのように懸念されます。

当公庫を利用される中小企業者は、比較的小規模で経営基盤の脆弱な方が多いわけですので、審査方法、条件変更、あるいは担保供給等につきましては、お客様の実情に即してケース・バイ・

ケースできめ細かく対応していくということの方がより実効の上がる方法であるというふうに考えまして、通達趣旨をさらに一層徹底し、御要望にこたえていくという考え方でございます。

○池田治君 日本開発銀行法の一部を改正する法律案並びに剰余金の処理の特例に関する法律案、この二つの法律案につきましては、既に質疑がなされましたので、私は省略させていただきます。しかし、時間がありますので、ちょっと大蔵大臣と、質問通告はしてありませんが、世間話をして、御感想を伺いたいと思います。

まず第一に、私の友人のことでございますが、これは弁護士をしております。ちょっと事業欲のある男でして、それでビルを十年前に建てました。そこで、ビルを建てる前からテナントがどんどん入って、順調なビルの経営ができていた。そうすると、今度、二つ目を建てへんかと銀行に進められて、二つ目を建てました。これも立派な収益が上がつて喜んでいたら、また銀行が来て、いい土地があるからもう一つ建てへんかと言われて、もう一つ建てた。これも成功した。そういうことで、ここ十年間の間にビルを八つか九つ建てました。これは東京都内でございます。

ところが、最近建てたビルにはもうテナントが入らなくなった。古いころ建てた居住者がいたのも、家賃が払えないでどんどん出ていかなきゃいけない、こういうことになって、気がついてみたら一千億近い借入金ができている。もう今は金利も払えない状態になってきた。こういう男がおります。

そして、その男は、もともと自民党の支持者だったんですが、最近では自民党の悪口ばかり言いまして、政府、日銀の批判ばかりしております。こういうことではどうにもならないんだ、これは大蔵省、日銀の大きな金融政策の誤りがあったんじゃないか、もう少し先の見えた金融政策がとれなかったものか、こう盛んに申しておりますが、大臣はこれ聞いてどういう御感想でございますか。

○国務大臣(羽田孜君) この点につきましては、まさにバブル期のやっばり異常な過剰融資といえますか、そういうものが、むしろ銀行さんの方が仕事を探してきていていんな方にやらせたというような話を私も聞いております。また、あの時期におきましては、北海道ですとかあるいは九州の方にワンルームマンション、こういったものが次から次へと建てられる。そして、それを買に行くのは、大阪とか東京の商店の皆さん方がバスツアーみたいなので買いに出たなんという話がありまして、やっばりこれは単に金融政策というだけでなくて、バブルの時期の、何というのですか、異常なあれがあったんじゃないかなんかというところ。それに対してもっと早くそれを規制みたいなものをかけることができなかったのかという指摘があるところは私も承知いたしております。

いづれにしても、そういったものを今反省し、再びそういうことがないようにお互いに気をつけなければいけないというふうに思っております。

○池田治君 これに類するようなことが、最近、銀行から借り入れて金利が払えなくなったというような人たちが集まって経済再建協議会という団体をつくっておるようでございます。彼らの主張するところによりまして、まずバブル経済を招いたのは政府、日銀の責任なんだから、金利を全部棚上げせよ、そして債権債務は何年間で凍結して、経済が回復基調に乗るまで棚上げをしてもらいたい、こういう要求をしているようでございます。

この代表者は桃源社ビルの社長で、この社長は五千億近いやっばり借財があって、これもまた金利が払えない、こう言っておるようでございます。全国にもかなり、何百億、何千億という借入金で金利が払えない人たちがこの協議会に入っていて、今、月に何回か集まっています。そういう対策を練っているようでございますが、この金利棚上げ、債権債務の凍結ということは可能性はあるの

でございますか。

○政府委員(寺村信行君) 我が国の経済体制は自由経済体制をとっております。市場経済メカニズムで運用されているわけでございまして、それには当然いろいろなリスクが伴うものでございまして、そのリスクの処理は、基本的には自己責任原則で処理をしていただくというのが今の経済体制の原則ではないかと考えております。

○池田治君 そこで、自己責任の原則は午後やりますから、よく覚えておいてください、今の言葉

不良債権の問題でございますが、大蔵大臣はこの前、何日だったか、十二兆何千億、そのうち回収不能なのは四兆円ぐらいだと、こう御発表になりましたが、再建協議会の人たちに言わせると、金融機関全体では百兆円を超えるんじゃないか、それだけのものが今不良債権になっておる。そういうものを処理するのは、ちっぽけな債権買い取り会社をつくったってのは焼け石に水じゃないか、しかも銀行が直接関与したもののだけを買って、一般の担保つき債権にはとても及ばないんじゃないか、こういうことも心配しておりますが、これについてはどうお考えになりますか。

○政府委員(寺村信行君) 具体的に今、いわゆる債権債務の関係、いろいろなケースが出ておりますけれども、私も金融機関から聴取して確認している六カ月以上の延滞債権は、前回公表いたしました、ただいま御指摘の十二兆三千億円でございまして、その公表に際しまして、これらの処理につきましては、今後時間がかかるけれども金融機関の基礎体力から必要な対応が図られるものと、こういう見解を示しております。

それから、民間レベルでの債権債務というところになりますと、企業間信用とかそういうところへいきましますと、これはもともと金額が違ふ世界でございまして、その辺の問題につきましては、ちよっと私どもの方では、いろいろ過去の景気の変動期におきましても企業間信用が大きく消長し

ておりますし、そこは基本的には市場経済の中でそれぞれの自己責任原則に基づいて処理される問題ではないかと考えております。

○池田治君 そこで、不良債権とノーマルな債権の区別は、六カ月間金利を払えぬかどうかということだけに限って計算をされておるんですか。

○政府委員(寺村信行君) これは先ほど大蔵大臣から御答弁を申し上げましたけれども、金融制度調査会におきまして、この不良債権の開示についていろいろな御議論がございました。そもそも不良債権の定義が、これは非常に確定した定義はございません。それから、そもそも不良債権について公示をしているという国は世界でもアメリカ一国でございまして、金融機関の不良債権でございまして、ヨーロッパ諸国ではそのような公示が行われてない。

ただ、日本として今の状況で、先ほど来御議論ございましたように、金融の自由化等の進展に対応してやはり金融機関の透明性、経営の透明性を高めていくということから、ディスクロージャー、不良債権について一定の開示が必要ではないか、そういう御議論でありまして、当面、御議論の中で破綻先債権と六カ月以上延滞債権をまず公示をすべきでないか、こういうような結論になりまして、行政当局としてもそういう方向で漸進的に段階的に公示が進められるのが望ましいのではないかと考えております。

○池田治君 私はディスクロージャーの話をしていくわけじゃないんです。経済の実体をどう大蔵が把握されておるかということを知りたいわけなんです。

そこで、六カ月以上金利を払えないのは不良債権にするということになりますと、会社の資産を全部完ったり全部担保に入れたりしてはから借りて何とか金利を払っておる。企業者は死に値するような苦勞をしながら金利を稼いで払っておる。こういう状況でも、金利さえ払っておけば正常な債権であるというように前提をお考えになるから今不況になって、もう少し不況対策をとら

にやいけませんよと我々は前国会でも申しました。それでも大蔵大臣は、いやまだ経済は減速しているけれども日本の経済はファンダメンタルはしっかりしているから大丈夫だと、羽田さんおっしゃったじゃないですか。それがその後だめになつてしまったので、その計算の仕方が問題だと思ひます。

以上です。

○島袋宗康君 ます、羽田大蔵大臣にお伺ひしたいと思ひます。

第二百二十五回国会の冒頭、大臣は財政演説を行いました。それを拝聴してみますと、おおむね政府の経済政策は楽観的な観測によつた見通しになつてゐるのではないかとふうに思われまゐります。例えば、大臣は最近の経済情勢についての見解において、「住宅投資には回復の動きが見られ、また公共投資も順調に伸びております。」と演説なさいました。また、総合経済政策に関するくだりは、「公共事業等の施行につきましては、その促進に努め、既に所期の成果を上げてゐるところであります。」云々といふふうになつてゐます。

ところが、さきに経済企画庁が発表した国民所得統計速報、GNP速報によると、本年七月九月期の国民総生産の伸び率は実質本年四月六月期に比べてマイナス〇・四％、一年間の成長率に換算するとマイナス一・六％になり、これは実質的には円高不況時の八六年一―三月期のマイナス〇・九％以来六年半ぶりのようでありまゐります。設備投資は依然として低迷し、年平均三・五％の成長は絶望的だというのが一般的な見方でありまゐります。政府の当初予算見通しによれば、景気はこの秋ごろから上向きに転ずるだらうといふようなことが話されておりましたけれども、どうも政府の経済政策はうまくいっていないのではないかとふうに私は感じております。

政府の経済政策のおくれによつて国民はこのい

こで今国会の冒頭に述べられた大蔵大臣の所見と最近の経済情勢の実態、今後の経済見通しなどについてひとつ御説明をお願いしたいといふふうに思つております。よろしくお願ひします。

○国務大臣(羽田孜君) 確かに今度のバブル崩壊、これに伴いますところの景気低迷といふのは、金融機関に対してもその不安なんといふことが言われるようになりまして、あるいは産業の場合にも相当この時期にまさに二けた台の設備投資をやつておつたという現実があります。それから個人消費につきましても、先ほど申し上げましたように、バブル期におきまして耐久消費財等相当買われたということがございます。

こういつたことから、なかなかいふ手当てをいたしても直ちに、例えば設備投資等につきましても誘導的な税制ですとかあるいは金融、こういつたものをやりましても、なかなかすぐそれに對して飛びついてくるというものでもない。また、これからやる設備投資といふのは、生産増強とかコストを下げるということよりは、むしろ省力化ですとか、あるいは環境問題ですとか、どちらかというコストが上がるというものであらうと思ひます。そういうことの中で、なかなか打てば響くようなあれといふのは、少し時間がやっばりかかるであらう。

特に、資産デフレ効果なんといふことが言われておりますけれども、金融機関等が担保にとりました土地等の償却といふは、そういう問題について、やっばりある程度時間がかかるということも言えるんじゃないかならうかと思つていま

ただ、私もはそういう中で、昨年の暮れに通りました補正予算あるいは平成四年度の景気に配慮した予算、そしてしかもこれを前倒しを緊急対策によつてやつたといふこと、また、今度の総合経済政策が今進められつあるといふこと、そしてこの間の五次にわたるところの公定歩合の引き下げ、こういつたものというのがやっばりある程度効果を見せてきてゐるんじゃないかならうかと

思つております。

いづれにしても、まだ現在調整過程といふものがあるわけでありまゐりますけれども、今お話がありましたけれども、住宅投資につきましても十月には前年対比で一〇・三％といふことで、およそ年間百四十万台に乗せるんじゃないかといふことが言われております。また、機械受注にいたしましても、民需は三カ月連続で前月比のプラスといふことでありまして、設備投資にも明るい一つの兆しといふものが見えてゐるといふふうに思つております。

公共投資、これも順調に伸びておりまして、九月の公共工事総着工工費は前年対比で四一・五％といふことであります。また在庫調整も、建設材では七―九期ではおおむね完了してありまして、鉱工業の生産についても回復をしつとあるといふことでございまして、私は、景気の回復に向かつて、今一つの展望といふものが見えてきたんじゃないかならうかといふふうに思つておりまして、この補正予算を通していただきながら、すき間のない対策を続けていくことによつて私もは持続可能な成長といふものを確保できると思つております。

ただし、産業におきましても、各家庭におきましても、やっばり相当大きく膨らんだものを相当今真剣にリストラクチャリングをやつておるといふところでございまして。そういうことで、急激なその回復といふのはなかなか望めないと思ひますけれども、私はこれを皆さんが避けて通れない今日の調整局面といふものを乗り切つたならば、堅実な成長といふものを私もは確保することができるとあらうといふふうに考えております。

○島袋宗康君 時間がないので前に進めたいと思ひます。

財政投融資部門について、沖縄振興開発金融公庫について若干お尋ねしたいと思ひます。

さきに大蔵省主計局から配付された資料によりますと、政府は厳しい経営環境下にある中で、中小企業者の資金調達を円滑化を図るため、一般会

計出資金六億円と五百一十一億円、合計五百一十七億円の資金追加を行つておられます。ただ、沖縄の最近の経済の事情は、バブル経済の崩壊の余波も及ぶようになつておりまして、観光産業なども入域者がなかなかふえず苦境に陥つてゐるなど、不況対策が急務であります。

そこでお尋ねいたしますが、今回の措置がなされた場合、沖縄振興開発金融公庫の貸出枠はどれだけふえることになりましか、御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(寺村信行君) 貸付規模は四百八十億円の追加を予定いたしております。

○島袋宗康君 そこで、その資金配分の問題に移りますけれども、契約ベースでの貸し付け状況を見ても、この表をちょっと見たいただいで、大蔵省の資金と、住宅資金を唯一の例外として、産業開発資金と農林漁業資金などが前年に比べて大きく伸びております。資金需要に対する資金の配分はこの体制によつて十分賄ふことができるのかどうか、その辺についてひとつ詳しく御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(寺村信行君) 当初の貸付規模が全体で千七百六十一億でございます。追加の合計が四百八十億でございます。産業開発資金につきましては、当初六百十六億の計画に對しまして追加が二百八十億でございます。それから中小企業等資金は、当初四百五十億に對しまして八十億の追加でございます。それから住宅資金につきましては五百四十五億円の当初計画に對しまして二百二十億円の追加を予定いたしております。

残りの農林漁業資金、医療資金、環境衛生資金については追加を行つておりませんが、農林漁業資金につきましては九十億、医療資金につきましては三十億、環境衛生資金につきましては三十億と、当初計画で当面の資金需要に對応できるものと考へてゐるところでございます。

○島袋宗康君 終わります。

○委員長(野末陳平君) これにて両案に対する質疑は終局したものと認めます。

午後一時まで休憩いたします。
正午休憩

午後一時一分開会

○委員長(野末陳平君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

租税及び金融等に関する調査を議題とし、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 大臣にお願い申し上げます。景気が、先ほど同僚議員からもこれからの経済、景気問題の御質問がございまして、大臣からは、効果を見せつつあるとか設備投資も大体順調だとかこの調整局面を乗り切れば何とか明るい見通しがあるのじゃないかというような先ほど御答弁がございました。私はいろんな新聞報道などを見ながら、大変な景気の状態になっていると認識しております。

そこで、大臣ですから役所の皆さんのペーパーも見ながら読み上げなきゃならぬ立場にあることも重々承知してあります。けれども、これから羽田さんも、時間が来れば党首になるような報道もございまして、そういう意味ではこれからの日本の景気対策について、単なる大蔵大臣羽田というだけじゃなくて、日本の国を動かすようなそういう大所高所に立った景気の動向について、また対策について端的に私はお答えいただきたいと思うんです。質問取りのときに私が述べるいろんな状況につきまして、それぞれ述べてありますから、その内容について、一時間しか持ち時間がございませんからそれに御答弁をいただくという気持ちで私はお答えいたします。結論としてどうかということをお尋ね申し上げたいと思いますので、そういう意味で聞いていただきたいと思っております。

まず最初は、私が指摘したのは、十二月四日の日経新聞のことでございました。つまり、実質成長率が年率一・六％のマイナスだと、こういう報じ方がございました。十一月十七日の日経では、

百貨店の売上額は東京では四・九％減っちゃった、大阪地区では四・三％減少となつて、九二年三月以降八カ月連続で同月比の実績が下回っちゃったと、こういう報じ方です。設備投資の面では前年度に比較して三・九％減となつて、特に製造業は一・九％減となつて大幅に落ち込んでいると報じています。

下方修正を見てまいりますと、同じ日経新聞ですが、設備投資計画の緊急調査によれば、百二十社調査の結果、全体で九一年度実績五・七％減つていて、九三年を展望したときに、九二年より設備投資というものをふやしますか減らしますかという問いに対して、百二十社の全体の三六・四％は、これはとってもふやすことはできない、一六・一％はふやすと答えている。けれども全体から見れば、九三年度も九二年の冷え込みが回復しない限り設備投資の下方修正は必ずと伸びていくと、こう報じているのであります。

企業倒産の方を見ればどうだろう、ということになりますと、これは十一月十四日の読売新聞です。九一年度は一万七百二十三件であつたものが、九二年一月から十月までで一万一千三百八十五件が倒産です。ですから、既に十月でも倒産件数が九一年度よりも上回っている、こういう報じ方です。

もう一つは、個人消費、個人所得の面を見ると、冬のボーナス、これは伸び率がゼロです。冬のボーナスの伸び率が一％を割つたというのは、八六年の〇・二％以来、七五年からこの調査を始めてきた期間の中では最低です。特にこの冬のボーナスについては、もう大臣も御承知だと思いますが、ゼロではあるけれども支給の中身を見ると現物支給です。三分の一が自分の会社の物を金にかえてボーナスを払っているというのが実情です。

さて、決定的なものを見ると、これは日経の十二月一日の夕刊です。求人倍率を見てみますと、とうとう雇用の面では一倍を割つちゃった。〇・九六倍と報じています。これは明らかに人余りの

現象をあらわしているんだと思うんです。そこへ外人労働者の問題も出てくるわけですよ。一番極端な話をすれば、暴動が起きるんじゃないかとさえ心配されているような私は今日の経済の状況だと思つていてるんです。

そういう経済の状況について、先ほどの同僚委員へのお答えではございせんが、相も変わらず日銀や大蔵省は、この前の経済対策を議論するときですらまだまだまだと云つて今日を迎えちゃったという反省点から見ると、今日の経済の状況というものを、一口でいいですから、大臣の方は本当に冷え込んでいると思うように思ふか思わないか、それだけ答えていただければいいんです。いかがですか。

○国務大臣(羽田孜君) 冷え込んでいること、これは事実であるというところは申し上げざるを得ない。

この一言だけだったら困りますのは、今御指摘がありましたように、それぞれの数字が確かに落ち込んでいるということが言えようかと思つております。今お話がありました中における百貨店の売り上げ、確かにこれは落ち込んでおります。特に衣料なんか落ち込んでおります。そして特に高級、高額商品といいますが、こういったものはやっぱりバブルの反動というふうなものがあつて、これを買いたくないということがありまして、しかし、衣料等につきましては、そのかわりほかの郊外型のお店なんかでは相当伸びておるといふこと。それから、百貨店の売り上げは全体で小売店の一〇％ぐらいということでありまして、いわゆる個人消費全体を眺めるといふのは私はむしろ危険なんじゃないのかというふうな思つております。ですから、工夫されたところあるいは比較的価格の安いものをうまく取りそろえたい店、こういったところは順調に伸びておるといふことを言ったときに、個人消費そのものはやっぱり堅調にあるんだらうというふうに思つております。

設備投資につきましては、先ほども申し上げま

したように、確かにバブルのときの過剰な、過剰といえますか大きな設備投資、これのストック調整をやつておるといふことであります。それからやらなければならぬのは省力化あるいは環境対策ということでありまして、これはコストが上がる要因になるわけですから、今はやっぱり少し手控えておるといふことが言えようかと思つております。

それから個人所得につきまして、確かに伸びがゼロということですが、今まで割合と順調に伸びておつたということで、ボーナスというのが今お話のように物によって支払われている部分も一部あるよということでありまして、比較的高いものがあつたということでありまして、そこにゼロということがあろうと思つて、有効求人倍率については、確かに今各企業がリストラ等をやつておるといふことでありますので、この点で、〇・九となつたことは事実でありますけれども、しかし過去のいわゆるドルショックのときあるいは石油ショック、そういうときの有効求人倍率はたしか〇・五幾つとか〇・六ぐらいでございましたから、それから比較すれば割合といふんじやないかと思つてます。

それで、今こつちで暴動が起るような状況じゃないかという御指摘があつたわけでありまして、けれども、ほかの面ですら政治不信なんというものも起つておるといふことがありまして、そこへもつてきて今ガットの問題なんかもあります。そして全体的に景気が低迷しておるといふこと。こういうものの相乗効果といふものを考えたときに、非常に難しい状態にあると私は認識しておりますけれども、単に景気だけでどうこうという、これは私は過去に比べれば今の状況というのには決して悪いものじゃないといふことが言えると思つておりますし、いずれにしてもこの時期というのは乗り越えないと本当のものにならぬだらうと思つております。

私も、中小企業ですとかあるいは大企業の方々、いろんな方とお話しておりますけれども

も、何でもすぐにあれもやれこれもやれという方
もありますし、そうじゃなくて案外堅実にこの事
態というものを眺めている人は、やっぱりきちん
とこの時期にリストラをやりたいからその次の時代
に備えること、これが一番大事なことであつて、
この状態というのは避けて通つちやいけないうん
だということ強く言つていらつしやる経営者の方
もあるということであらうと思つております。

○鈴木和美君 後は経営姿勢とか金融面ではま
た指摘しますけれども、総合経済対策十兆七千億
というところが、大変鳴り物入りで景気刺激の対策
をとつた方がよいと思つていますが、ないより
はあつた方がよいと思つております。しかし、万
全かといつたら、私はそうじゃないと思つてす
ね。十兆七千億の中で、大蔵省は経済成長率、G
NPを押し上げる効果を二・三％だと言つており
ますけれども、真水の部分がどのぐらいあるの
か、GNPに直接関係のない部分を全部差つ引い
てみたりすると、私はそんな二・三％の効果があ
ると思ひ切れません。だから、そういう意味で
はこの総合経済対策は必ずしも現在の冷え切つた
状態に対してすべてがオールマイティーでいいか
という、まだまだ足りないというふうな私は認
識を持つてゐるんです。

さて、そういう状況だとすると、いろんな指標
の分析なり意見なりはありますけれども、今大臣
の答えをお聞きする限りにおいては、前がよかつ
たから今はそう苦しくないじゃないかということ
に聞こえるんです。だけれども、生活というの
はそんなものじゃないと思ふんです。生活とい
うのはそんなものじゃないんだから、比較論で物を
しやべられたのでは私は実態と合わないと思ふん
です。それで、何といつても総合経済対策を
やつたとしても、来年の春ぐらゐまではまだまだ
冷え込みがずっと続いてくるんじゃないのかなと
いうのが私の経済分析です。

そこでどうするんだということだとすると、
個々個々の答えが、細かいことは言ひませんけれ
ども、やっぱりもう一回この総合経済対策やつて

も冷え込みが回復しないというときには何かをや
らなければいかぬですね。ただじつと待つてゐる
というのであれば政府要らないんじゃないです
か。

そう考へてくると、金融面では公定歩合の引き
下げしかありませんね、財政面の出動だといふと
減税しかないんじゃないですか。私はそう思ふん
です。その減税がどういう方法でどうだこうだ
とか、財源があるとかないとか、そういう議論は
さておいて、相乗効果を持たせようといふのであ
れば、アナウンス効果というのもあるんです。
今これみんな冷え切つてゐる冷え切つてゐると言
うから、じつと買ひ控へてゐるものもあるん
です。だから、たまにはばつと目を引くような減税
やるぞと言つてごらんないや。そうしたらばつ
と広がるというふうなことのアナウンス効果だつ
て私はあると思ふんです。

だから、そういう意味でこの総合経済対策、や
ることはやつてゐるんだけれども、ちよつと時期
は見えてみましよう。それもいいです。けれど
も、どうにもならないときには第二、第三の手を
打たなきゃならぬという認識はぜひ、我々野党
であるかもしれませんが、一致させてもら
いたいんです。そのときに私は、金融面では公定
歩合と財政面では減税しかないと思ふんですが、
そのくらいのところはきょうの段階では九分あた
りでもいいから、一致できるような見解にはなら
ぬのでございませうか。財源は別です。

○国務大臣(羽田孜君) まさに景気の判断とかあ
るいはこれからの日本の経済、あるいは社会がど
ういうふうに行くべきなのかという、その見通し
の問題とあれすると思ふんですけれども、ただ昔
と比較してゐるということではなくて、日本はい
ろんな意味で家庭の場合にも企業の場合にもきち
んとしたストックというものを持つようになつた
といふこの現状を踏まえるということ、やはり
バブル期において少し膨張し過ぎたものがある
といふこと。企業の場合にも家庭の場合にもきち
んとした今リストラといひますか調整というもの

を、これは避けて通つちやいけないうん
だといふに私は実は強く認識をしてゐるわけ
でござい
ます。

ですから、そういう中で堅実な行き方という
ものを、あるいは企業の場合にも堅実と同時に新し
い時代の国民のニーズというものをとらまへたい
わゆる産業活動といひますか、そういうもの
に展開していくことが次の持続可能な、しかも安
定した成長というものを確保できるだらうと思
ひます。

そういうときに、今ここで公定歩合を引き下
げるといふことを、これは先ほど申し上げたよう
に、五次にわたる公定歩合の引き下げ、こ
うい
つたものの浸透が、長短市場金利におきましてもこ
れが下がつてきておるといふことでございま
すし、企業の皆さん方と話しましても、決してこれ
は使ひにくいものじゃないんだといふことを皆さ
ん相手が方がおつしやつてゐる。もちろん一部に
は公定歩合を引き下げろといふ声があることも私
は承知してありますけれども、しかし大衆の方
々は今使ひやすいものにあるといふことを言
はれておるといふふうに思つております。

それから減税というものを、相乗効果がある、
これは私は全然ないといふことを申しませんけれ
ども、しかし、財源をとにかくとてといふ話で
したけれども、財源を例えば特別公債に求めると
いふことになる、後のツケといふものを考へた
ときに、今ここでそこまで刺激する必要があるの
かといふことでありますし、むしろそういうだけ
の費用があるとするならば、今必要な生活関連の
インフラというものをきちんとして整備することの方
が、もしその余裕があるとしたらその方が私は効
果があるんじゃないかな、次の世代にもきちん
としたものを残していくことができるというふう
に考へております。

○鈴木和美君 別に今ここで赤字国債出した方が
いいなど言つていませんから。財源は別として
も、そういうことはやっぱり必要があればやら
ないかぬと。ただ、そのときはそのときで財源

をどうするかといふことは、またそれなりの相談
をしたら私はいいと思ふんです。いづれにしても、
決して総合経済対策十兆七千億で事足りるとい
うような状況ではないんじゃないんですかとい
ふことの認識をやっぱり一致させておきたいと
思つています。

その次は、時間が時間ですから、金融問題につ
いて入らせていただきます。

私は、この金融問題を論ずるのに、総合経済対
策の中で金融機関の経営不安を解消することを掲
げておるわけですね。この基本的な認識について
どうも納得がいけないんです。結論から言つと、
金融機関の経営危機を金融システム全体の危機に
すりかへてゐるようにはしか思へないんです。

なぜかといふと、一つには、現状の認識でござ
います。銀行、金融が非常に不良債権を抱えて大
変な状態にあるといふことはだれでも知つていま
す。冗談言ふなと、おまえたちがバブルを見込ん
で勝手にじゃんじゃかじゃんじゃかもうけて、お
かしくなつてさあ大変だといふような状況の中
で、自業自得じゃないか、ちよつとおまえら自己
責任を感じろよといふ意見が一つあるんです。

二つ目には、この委員会でも先般大議論した金
融改革法というのがあります。あの金融改革法、
金融自由化といふのは何かといつたら、これは護
送船団方式をやめて、少なくとも銀行はつぶれな
いとかつぶさないとかといふような神話が吹っ飛
んじやつて銀行もつぶれるよと。競争に入らな
すから、そのかわり自己責任をしつかりとりなさ
いよといふのが金融自由化の私は骨格であつた
と思ふんです。そうすると今度は預金者の方です
預金者も銀行はつぶれないものだといふように考
えて預金をするといふことよりも、一歩進んで、
自由化の中では銀行もつぶれるよ、預けるところ
を十分考へて預けなさいよと。それがディスク
ロージャーといふものに繋がつていつたんで
しょう。

だから、金融業は金融業で自前体制を確立しな
ければならないといふ哲学を金融自由化改革法で

認めているのに、今回の総合経済対策を見たらどうでしょう。証券の方は証券の方で、それこそ郵便貯金から簡保から、政府が株に手を出すというんです。何で手を出すのかというと、株の少の値上がり期待するというのがあつたわけでしょう。銀行の方には買収会社というものが今度で上がる。買収会社は買収会社で上がったのはいけれども、税金まけるという話ですよ。買収会社は有力な銀行しか参入できないんじゃないですか。なぜならば、買収し上げてもらう土地があつたときに、自分で金を用意してそれを買つてもらうんです。小さな中小金融機関とか第二地銀とか地銀は参加できませんか。

そういうようなことを考えてみると、今回の総合経済対策に関する金融の面では、どうも今まで議論してきた哲学があやふやにされちゃつて、何かバブルが消えちゃつて大変だから大変だからというふうな、そういう心境の中で、金融機関だけを救済するような、そういう方向になつていっていると思うのですが、一般的に大臣、それはどうお考えでしょう。

○国務大臣(羽田孜君) 今度の「金融行政の当面の運営方針」、八月十八日にこれを発したわけでごさいますけれども、確かに金融システムの安定性の確保と金融システムの効率化推進のための最大限の努力を払っていくことを申し上げたわけでごさいますけれども、特にこの中で「金融制度改革の実施」ということ、これは私も強く打ち出していること。それから「金融機関の経営の一層の合理化」ということで、やっぱり金融機関から合理化しなきゃいけませんよということを実は訴えておるといふことであります。

また、今買収機関についての税務処理の問題につきましても御指摘があつたわけでありまけれども、このやり方というのは、従来からの一般事業法人、こういったものも金融機関も同様に取扱い扱うということでありましますし、また買収機関の利用できる機関というの、これはこの構想につきましても全国レベルの連合会を通じて中

小の金融機関も動きが具体化しつつあるというふうに私も聞いておりまして、これは単に大手ということだけではないということをお願いしておきたいと思つております。

もちろん、指定単等の運用に簡保あるいは年金、こういったものを導入したことは事実であり、またこれが証券市場というものを活性化させる、これを私も期待しておることはこれは間違いないわけでありまけれども、しかしそういった機関等も、こういった証券市場等を通じてながら全体の資金の運用というものがやりやすい環境というものをつくつたことについてもぜひ御理解をいただきたいと存ずる次第であります。

○鈴木和美君 もう一回基本的なこと、銀行はつぶれないもの、つぶさないものというふうな、今日まで護送船団方式でずっと来たものが、金融の自由化というのを境にして、銀行はつぶれるかもしれない、吸収合併があるかもしれない、自助努力をしっかりとやらなきゃい、預金者もそのことをよく考えてやってくれよという時代に入つていんだというこの認識を大蔵省はどれほど金融機関、国民に対してPRがされていいますか。

預金者はまだ銀行がつぶれるものなんか思つてないですよ。だから、金融自由化の時代に入つたという、そういう厳しい競争の条件にさらされるというPRをしつかりとやった上でいろんな対策をとらないと、結局ごちゃごちゃになつて、昔の銀座の柳じやないけれども、昔に戻っちゃうというふうなことになるやせぬかということが私の一番基本的な認識の問題点なんです。そこをこのころをはつきりしてください。

○政府委員(寺村信行君) ただいま大臣から御答弁を申し上げましたけれども、基本的な認識としては、委員の御指摘どおりの認識をしているところでございまして、先ほど大臣が御答弁を申し上げました八月の運営方針では、「金融システムの安定性確保」というのが一つの柱でございまして、そのほかにも一つ大きな柱として「金融システム効率化の推進」をうたつていっているわけでごさ

います。

その趣旨は、まさに金融システムの安定性だけを考へていふのではなくて、先般国会で御議論いただきました金融制度の改革を着実に進めていく。その過程で金融機関の経営は非常に厳しい状況になるので、たまたまバブルの調整過程という時期にございまして、そういうことなく大きな流れとして制度の改革を進め、経営の合理化を図っていく必要がある、こういうことを八月にうたつていふところでございまして。

それから、さらに十月三十日に、大蔵大臣から「金融行政の当面の運営方針」のフォーロアアップをさらに発表いたしましたけれども、そのときに「経営の合理化」につきましましては、「金融機関経営の一層の合理化が求められて」おるけれども、八月以降の段階で「既に、合併や経費削減等による経営体質強化を含め、種々の具体的措置が進められてきていて、今後とも、各金融機関においては、自主的な経営判断に基づいて、より一層の合理化努力を行うことを期待する」、このようにうたつていふところをございまして、基本的な認識におきましては委員の御指摘と私も変わらなかつたところをございまして。

○鈴木和美君 それはそういうふうにお答えでしよう。それ以上答えようがないんですわ、省は。

だけど、文字面を見てみると、そう答えているけれども、うそをついているというのを私は指摘したいと思ふんです。なぜかというところ、この前、益出しの運用通達が出たですな。あの益出しのこの文章見てください。このところのこういうことが書いてあるでしよう。「安易な益出しの抑制」と書いてある。安易というところはうしろのこととかよくわからないんですが、「株式市場への悪影響と体力の消耗を回避すべく、安易な益出しはしないであつた」と。

そうすると、これはどういう意味を指すかといううと、例えば益出しも、買戻しの益出しという

んであれば、これは私は問題ないと思うよ。だれど、益出しという、含み資産というの、BISの問題じゃないけれども、株式の四五割持つわけでしょう。株というものの含み資産というものは、銀行が一たん緩急あるときに、不良債権があつたらそのところを償却するために持つていふんでしよう。だから、健全経営をするためには、そのために今まで持つておつた含み資産をもつて益出したって何が悪いんですか。

ところが、この文章を読む限りにおいては、そういうことをやると体力の消耗を来すと書いてある。逆じゃないですか。もちろん銀行の健全性を考える場合には、益出しで不良債権を償却をして、それでもどうにもならないというのであれば、どうにもならないことを考えなきゃいかぬけれども、そういうことをやらせないうちに買収上げ機関をつくらせてみたり、それを出しちゃいかぬよというふうな指導をすることは、今銀行局長が言った金融自由化の哲学の面から見たときに、ちょっとちよつと安易な方法じゃないのかと私は思うんですが、いかがでございませうか。

○政府委員(寺村信行君) 八月十八日の運営方針の趣旨につきましても御説明をさせていただきますと存じます。

ここで書いておりますのは、実はこれを発表いたしましたときも政府として説明をしたのでございまして、金融機関の自由な投資判断に基づく株式の売却を規制しようとするものでは全くございませんと御説明をいたしました。その趣旨は、ここに書いてありますように、「決算対策のための安易な益出し」ということでございまして。これはどういふことかと申しますと、金融機関が横並び意識である程度の決算の数字を出さなければいけない、そのために、経営の実態に即した決算が行われるのが本来の趣旨でございまして、今までの慣行から横並び意識を考えたような決算対策が行われる。そのときに株式の含み益を益出し、この場合に一般的に行われておりますのは、日本の株式の持ち合いという制度、慣行のもとで

は、クロス取引が行われるというのがかなり多いわけでございます。そのことは、実は含み益を顕在化させるというだけでございまして、そのこと自体、結果として資産の運用利回りが低下をするということになるわけでございます。

基本的には、本来含み益というのはそういった不良資産の償却に向けられるべきであるというのは全く委員御指摘のとおりでございますが、決算対策のための益出しということが、かえってそれをやることによって、通常の場合ならそれでもよろしいんですが、今のようにならざるを得ない状況で、将来の不良資産を処理するときに含み益を小さくするだけでございまして、かえって体力の消耗を招くという意味で決算対策のための安易な益出しは好ましくないという判断をしたところでございまして。

○鈴木和美君 こういうふうに理解していいですか。益出しをするときに、何々銀行というものの経営状態は不良資産を抱えながら大変なだけけれども、うちは経営能力としてとんとんであるよということを決算のときに見せるために含み資産の益出しをするということは、結果として体力の消耗につながる、そういうことを注意したんだとしたが、あなたがおっしゃることは、そういうことはいけないけれども、不良債権を償却するというために含み資産を持っていくんだから、それは大いに出して不良資産を償却すべきであるという私の見解には同感だということに理解していいですか。

○政府委員(寺村信行君) 基本的には、含み資産というのはそういった不良資産の償却に充てられる内部蓄積の一つとして考えられるべきものだと考えております。

ただ、あの状況でございますと、まさに決算対策のための益出しがかえって株価下落を招くという可能性がございまして、株価下落と益出しの悪循環が起きます。そのことによつてまた含みが落ちていくということで、かえって両面から銀行の体力を消耗させることになるのではないかと、そういう

うことが懸念されたということでございます。

○鈴木和美君 それはそれでわかりましたが、今回の問題というのは、私は先ほどから金融自由化の問題に関して、金融機関も預金者の方も、銀行はもうつぶれるかもしれないよ、よく見て預金しなさいというように哲学的に変わってきているんだよという時代に入つたということをしきりに強調しているんですが、けれどもやっぱり預金者というものが一番大切なわけですね。だから、預金者保護ということを中心に考えにやいかぬと思うんです。

そうすると、現在の預金者保護の立場から考えたときに、保険機構というのがあります。あれ、六千億ぐらいだったかな、今持っているのは、日銀とかそれから有力会社でお互いに出し合ふ。だから、ある意味ではその保険機構というものを充実させるべきであるという見解が一つあります。片や、保険機構を充実させるということとは、金融機関も預金者も銀行がつぶれても倒れても保険で戻ってくるからという安易な考え方にまた走るんじゃないかという説もあるわけだ。両方矛盾を抱えているわけですよ。

さて、大蔵省は、こういうような状況の中で、金融自由化の競争の激しくなっていく時代の中で、この保険機構という問題に対してどういう見解をお持ちですか。

○政府委員(寺村信行君) 預金保険制度のあり方をめぐる論議はまさに委員御指摘のとおりの問題がございまして、諸外国におきましてもいろいろな対応が行われているところでございます。我が国におきましては、やはり金融の自由化、国際化の進展に伴いまして、預金者保護あるいは信用秩序維持の観点から制度の充実を図る必要があるというところで、これまでも制度の充実を図ってきております。

具体的に申し上げますと、昭和六十一年の預金保険法の改正によりまして保険限度額を三百万から一千万に引き上げたところでございます。それから保険料率も引き上げました。さらに資金援

助方式の導入など、制度の拡充を図ってきているところでございます。この結果、責任準備金の残高は平成四年三月末で、先ほど委員御指摘のとおり六千九百六十三億円になっております。これに日銀からの借り入れ限度が五千億でございますので、一兆二千億程度の資金を用意することが可能な状況になっております。

ただ、金融機関の経営困難の問題に際しましては、預金保険制度だけではなくて、基本的にはまず当該金融機関の自助努力がございまして、それから各業態ごとにございまして相互援助制度を初めといたしまして関係金融機関の支援等、そういうものとの、他の手段との組み合わせによつて対応を図っていくことが望ましい、現在のこういって仕組みの中で対応していくのが適当ではないかと考えております。

今委員御指摘のとおり、預金保険制度の運用につきましましては、これはまさに金融機関の経営規律の弛緩、モラルハザードの問題という弊害が現に米国においても起きていて、これが大変な問題になっていくというところとございまして、その利害得失を考えながら全体の制度の運用を考えなければいけません。現在のところ、今のこういっていろいろな手段の組み合わせにより対応していくことが適当ではないかと考えているところでございます。

○鈴木和美君 ぜひその点はこれから先、十年先、二十年先を展望したときに、そういう問題は大変大きな問題が私は発生すると思うんですわ。ぜひその点の充実した検討をなお続けていただきたいと思ひます。

さて、その次は、国税庁と公取の皆さん来ていらっしゃると思いますが、ちょっとお尋ねします。

買い取り会社の問題についてですが、不良債権の定義であるとかノンバンクをどうするかとかいうようないろいろな問題があるのをごさいますか。今回、いずれにしても買い取り会社というのがき上がる。この買い取り会社がき上がる

に、土地が流動化するわけじゃないでしょう、買い取り会社がとにかく債権だけを買うというわけですから、その買い上げ金額と債権の額面の差額について、ここが国税庁が支援損とか雑損失として全額損金に算入することを今度認めるということになったようですね。これはほかの業種と比較して金融機関だけに過保護じゃないかという意見が方々から寄せられているんですが、これに対する見解はいかがですか。

同時に、不動産業界がそういう買い取り会社を、買い取り機関を設立すれば、こういう趣旨のものは同じように認めますか、いかがですか。

○政府委員(松川隆志君) 先生の御指摘のあった買い取り会社構想でございましてけれども、今おっしゃったのはノンバンクの再建支援のための構想だと思ひます。

これにつきましては、金融機関はノンバンクから債権を額面で購入することとされております。そして実際には買い上げ機関に時価で売るということでございまして、その額面と時価との差額が発生するわけでございます。これにつきましては、金融機関がノンバンクにある意味で経済的な利益を供与しているということになるわけでございます。そして、こうした場合には原則として法人税法上は寄附金となるということでござい

ただし、その経済的利益の供与が合理的な再建計画に基づくものである場合には、いわゆる支援損として損金の額に算入される。これは昭和五十五年ごろに法人税の基本通達の改正がございまして、当時非常に企業がオイルショックの後でいろいろと経営困難に陥つて、それを再建するという一連の動きがあったわけでございますが、そうしたものに対応してこういう通達を定めたわけでございます。したがって、一般事業法人も金融機関も、同様にこれが適用されるということでございます。

○鈴木和美君 一番最初は、買い取り会社が買い上げ会社かわからぬけれども、こういう構想が出

たときの当初は、今日のこの経済の冷え切ったときに土地の流動化が行われないと景気が回復しないという発想のもとで、塩漬けになっちゃいかぬから、お互い土地を流動化しようというところから始まったわけだ、話はね。ところが、それが金額、土地の値段を幾らに決めるかということになると、結局下支えになっちゃって、土地はもうこれで下がらないよというようになつてくる。

そういう問題点が一つあるのと、売り買いをやるから税金の問題が出てくる、そういう問題等の絡みにおいて、他人様が言うておるのは、そういう税の問題が大きくなるから、今度は債権だけで、有力者の、つまり何億の土地を買ってもらうためには銀行も何億の金用意せにゃいかぬのだから、そういうようなことで額面のつまり動かし方をやるようなことをするから税金はまけてくれやというところからこの発想が出たんじゃないですか。

○政府委員(寺村信行君) 当初の意図との御質問でございますので、当初は、これは八月十八日の「金融行政の当面の運営方針」で述べたところでございますので、ちょっとそこを御説明いたしますと、実はこれは金融機関の不良資産の処理の問題として位置づけられているわけでございます。

それで、これが実は大変不良資産が増大している。それが解決のめどがつかないことが金融システムに対する国民の不安感を醸成して、それが景気回復の足を引っ張るんじゃないかと。そういうことの対応策としての位置づけでございます。

大変大きな不良資産が発生しましたので、それをすくには処理することはできない、時間をかけて処理していかなくちゃいかぬ。しかし、まずはその処理をするめどを立てることによって、国民の金融システムに対する不安感を払拭する必要がある。そういう考えをうたっておりまして、担保不良資産の流動化はあくまでも不良資産の処理方針の早期確定と計画的、段階的処理を図る観点からということで、結果として「併せて不動産の流動化

に資するため」と書いております。

まずは金融機関の不良資産の処理のめどを立て、それを計画的に処理するために、それからさらに言っておりますのは、これは若干言葉が不適切であつたのでございますが、「民間金融機関の協調による」、これは公取が御心配されるようなカルテル的な行為にならず、自己責任原則に基づいてという意味でうたっております。

ただ、その後の報道におきましていろいろ報道がございましたけれども、私どもの、当初公表しまして、かつ説明はそういう説明をしたこととございまして、あくまでも金融機関の不良資産を処理していくめどを立て、そしてそれを時間をかけて処理していくための方策として打ち出した施策でございます。

○鈴木和美君 どうも納得できないんですけれども、だから、今度そういうような税のおまけをつくるのであれば、不動産会社がこういう買い取り会社をつくつたら、その場合でも認めるかと私さっき聞いたんです。何か金融機関だけの特典というか、そういうふうには私は思えるんです。だから、この総合経済対策は金融業界の救済のためじゃないかというように私は結論づけているんです。

もう一つ、公取に聞きますけれども、今の問題をずっとお聞きになっておりまして、御案内だと思ひますが、価格判定委員会というのが今度で上がるわけですか。この価格判定委員会というのは、私に言わせれば、口が悪いだけども、これは同じ穴のムジナが集まってやることなんです。別な表現で言うんでは、証券で言えばこれは八条委員会だ、どっちかと言えね。むしろ証券とかこういう問題については、三条じゃないけれども、外部にそういう公正な機関を設けた方がいいというのが私は一番いいことだと思ひます。しかし、ここに鑑定士とか税理士とかいろいろ入ってつくるわけでしょう。だから第三者機関だといへば言えないことではないんだけれど

も、この人たちはどうやって選ぶのかという問題もあるんです。

そして、同時にそういう委員会はでき上がるんだけれども、一義的には金融機関と買い取り会社の相対の交渉で決まっちゃうんです。実態は私はずうだと思ひます。そうすると、全国の有力な銀行が集まって債権の買い取り価格を相談するように私はなるんじゃないかと思ひます。実態はそういうふうな私、運んでいくと思ひます。これは一種の価格協定ということになりはせぬですか。だから、私はそこから見ると、このやり方は独禁法にどうも抵触するんじゃないのかなと思ひてならぬのですが、公取の見解を聞かせてください。

○説明員(平林英勝君) 御説明申し上げます。

御承知のように独占禁止法におきましては、事業者が共同して価格を決定して、それによりまして一定の取引分野において競争を実質的に制限するというものになります。不当な取引制限として禁止しているわけでございます。

現在検討されております債権買い取り会社構想によりまして、買い取り会社が買い取る債権の価格というのは、利害関係のない不動産鑑定士による担保不動産の評価価格に基づいて、第三者であります専門家、先ほど先生おっしゃいましたように、弁護士とか公認会計士とか税理士等々から成る価格判定委員会が決定するというふうに聞いております。そこで価格交渉等が行われるというふうには何ってありません。

価格判定委員会による価格の決定につきまして、出資者である金融機関からの独立性が確保され、したがって出資者である金融機関が当該価格の決定に影響を行使できない、そしてまた買い取り対象規模が貸付債権全体に比して十分小さいというものでございまして、直ちに独占禁止法上の問題が生じることはないではないかと、いうふうに私は考えております。

いづれにしても、公正取引委員会としましては、今後買い取り会社の設立に当たって仮に問

題点等がありましたら、指摘させていただいて改善を求めていくということで、独占禁止法上の問題が生じないよう適切に対処してまいりたいと考えております。

○鈴木和美君 ぜひ、私は大変これから問題が起さるんじゃないかと心配しているものだから、今のお答えどおり十分なる監視をお願い申し上げたいと思ひます。

それから金融の問題では最後ですが、貸し流し問題というのは現在も出ておりますが、これから大きい問題、ここ質問を長々とやっておるわけにいきませんので結論だけ聞かせていただきます。ですが、株式の含み益、つまり四五%に依存しているBIS規制ですね、これがあるために大変に問題になっております。このBIS規制というものを直視するつもりはございますか。

それから同時に、アメリカのブリーデン氏がリスクアセット方式について指摘しています。こういうような指摘がされるほど現在のBIS規制という問題と分母の方の問題とが国際的に問題になっているというようにときに、これから我が国の行政としてはどういう対応をなさるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(寺村信行君) BIS規制につきましては、いろいろ国内的にも御議論ございまして、国際的にもそれぞれの各国の事情によりまして、各国の銀行監督当局からいろいろな議論が出てくるところでございます。

ただ、委員が御指摘のように、リスクアセットの見直しにつきまして、今国際的に新たな合意が成立するような状況にはなっていないわけでございます。

それでは、我が国においてこれをどのように受けとめるべきかということでございますが、これは既に国際的に海外拠点で活動する金融機関に対する規制でございます。仮に我が国の行政当局がどのように考えあるかはそれを諸外国に提案をしたとしても、海外の市場の評価というのはそれによって変わつてこないという問題がございま

て、基本的には海外で活動する金融機関がやはり海外のマーケットで評価される、市場の評価に合わせるような対応をしていくことが望ましいのではないかと考えております。

そういう意味から、八月十八日の運営方針におきましては、株式の含み益四五%、これが株価下落でその自己資本が減少いたしますので、それにかかわるべき自己資本調達手段を考えるべきだ。本来ならば株式市場での増資が望ましいわけでございますが、今のような、御承知のような状況でございますので、劣後ローン等の取り入れということを積極的に進め、それによって融資対応力を高めていく必要がある、こういう方針を打ち出しまして、新たな調達手段も開発をしたところでございます。

結果といたしまして、九月末ではこのBIS対象金融機関の有価証券含み益は三月末と比較しまして約一兆三千億減少したわけでございますが、一方、劣後ローン等の取り入れが行われてまして、それが三月末に対して九月末は二兆七千億円の増加となりまして、全体といたしましては自己資本が一兆五千億増加をいたしております。

今後とも、御指摘のとおり株価の変動によりまして八%の達成が左右されるということのなるべく影響を受けないような体質を構築して、金融機関の融資対応力を確保していく必要があるということ、なお当面劣後ローン等の取り入れの努力を進めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○鈴木和美君 とにかく年末を控えて中小企業大でございまして、貸し渡りのないような対応をぜひお願いを申し上げたいと思っております。

残された時間、証券問題について二つばかり御質問を申し上げます。

その一つは、総合経済対策の中に「自己株式の取得及び保有に関する規制の見直し」というのがございます。私は、前の大蔵委員会でこの自己株式取得の問題については証券法上から考えてちょっと問題がありはせぬかと言うて大変強く指

摘したところでございます。

つまり、そういう問題が解禁されると、株価操作のための保有をしようというような動きが出るとか、インサイダー取引に使われるとか、株を買った集団が高値で売りつけるというような仕手戦に参加できるとか、そういう弊害がどうも起きるから、これは慎重に扱ってほしいというところを申し上げたつもりです。それが今度の対策にまた入っているのは一体どういうわけか、その経過を聞かせていただきたい。

それから二つ目は、先ほど申し上げましたが、株式市場に投入される公的資金の問題です。

郵便貯金、年金、簡易保険、つまり長期安定的な運用を要請される資金ですね。ところが、今回株に手を出すというわけでしょう。株に手を出すというところは、私は三つ問題があると思うんです。

一つは、そういう公的資金というものの運用目的というのははっきりしているわけなんです。それから、それが短期的な株に手を出すということは、基本的なこの制度の持っている意義に反するんじゃないかという点の一つです。

二つ目の問題は、国が株価の操作に介入するという点です。例えばJRにしてもJTにしてもNTTにしても、株を放出するときに、今安値だからあれは見送っちゃったんですよ。ところが高値のとき出すというときには、やっぱり国が株価に介入しているという結果論を生むわけなんです。

三つ目の問題は、郵便貯金というのは財投の資金です。けれども、一番ここに持っているのは、民間の金融機関はあの定額貯金に對抗できるような商品がでないんですよ。郵便貯金の持っている定額貯金制度というのは固定金利制なんだから、固定金利制で、貸すときには変動金利制になっ

て、民間の金融機関はこれと太刀打ちすることができないですよ。そうすると、郵貯だけに集まっちゃう。これは私は大変大きな問題を生ずると思うんです。

これは、大蔵省と郵政省という議論されているんだと思うんですが、つまり郵貯のそういうものを株式に投入するとか、そういう問題まで含んでいまして、制度の問題の認識と、国が株価に介入したという問題と、郵貯の性格をどう変えるんだという問題点を感ずるときに、こういうことに手を出すというところは、まさに証券とか銀行とかに対して金融機関を救済する方法のためにこれをやるということではないのかというように思うんですが、いかがですか。

○政府委員(小川是吉) 第一点の自社株の取得の問題でございます。

本年の春に委員から御指摘がございましたように、自社株の取得につきましては、これが証券の流通市場、株式市場に対して好影響を与え得るというポイントが一つございまして、これが証券取引を伴うといたしますと、株価操作等の問題もあるのではないかと御指摘をいただいたわけでございます。

その後、法務省法制審議会におきまして、本年の六月に商法の観点から、つまり株式会社制度のあり方という観点からこの問題の審議が始まっているわけでございます。

そこで、本年八月の総合経済対策の取りまとめに当たりましては、そうした具体的な審議が始まっているというところを踏まえまして、「自己株式の取得及び保有に関する規制の見直しについて、商法をはじめ幅広い観点からの検討を促進する」というふうなうたうことにしたわけでございます。

まずもって、商法の株式会社制度のあり方について検討をし、そうした「取得シヤハ」という点がございまして、保有、つまり株式の消却のための取得であるのか、あるいはそれを会社が保有しておいてまた処分をするということもあり得る取得であるのか、そういった幅広い観点について商法の検討をまず始めていくわけでございます。

そこで、商法の議論の結果出てきました状況によりまして、証券取引法上の御指摘のような問題について新たな対応を要するかどうか、それに即

して考えてまいりたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○政府委員(藤井威君) 公的資金による今回の指定単への運用についてお話ございました。

委員も御指摘のとおり、公的資金の運用というもの本来のあり方が安全確実ということを目指してこれを行わなきゃいかぬという、その基本的な考え方はそのとおりであらうというふうに思います。

そういう観点から、株式の運用につきまして国みずから行うというふうなことは従来からも行ってきたわけでございまして、従来から指定単という方法を使いまし、まず簡保事業団等を経由するということが第一。それから第二に、実際に簡保事業団は資金を運用の専門家である信託銀行に指定単という形で金銭信託を設けまして、それで信託銀行の責任と判断で運用してもらおうという、こういうスキームで従来から運用してきたわけでございます。

今回の総合経済対策の中で、一兆円余りの指定単の運用の追加を行って株式市場の活性化に資するということを措置したわけでございますが、基本的には従来から行っておりました指定単の枠組みの中で行うという形で、本来の公的資金の安全確実という運用目的とそこを来さないという範囲内で行った措置であるわけでございます。

第二に、御指摘にございました国がこれをもって株価操作に介入するのではないかと御指摘がございました。その点につきましては、実はこの指定単の中でどういふ株を具体的にどれだけのどのようなタイミングで買付けしていくか、あるいは場合によっては売ることあり得るわけなんですけれども、そういう売買をどういふふうにするかということについては、国は介入しないで信託銀行の責任と判断で行うというのがこの指定単の基本的な仕組みでございます。それをベースにして行っておりますので、これをもって国が介入をするということにはならないという、これもそのところを担保した形で措置したつもりでございます。

います。

それから三番目に、定額貯金の問題が御指摘がございました。現在、金融の自由化を進めておるわけでございますが、金融の自由化の進捗の中で郵便貯金まで含めた郵便貯金と民間金融機関のトータルのバランスを図っていくということは当然考えていかねばならぬ問題でございまして、その点をこれから十分検討していきたいというふうに考えております。

○鈴木和美君 私、質問の締めくくりですが、大蔵大臣、ぜひ検討してもらいたいです。恐らく今郵政省との間で大蔵といつもこれ議論になるわけですね。この前、十一月何日かだったと思いますが、郵貯に關しての固定金利問題をどう考えるか。あれをどんどん進めていけば逆さや問題というのが当然出てきて、国庫負担の方もまた問題になるわけです。市中銀行との競争の問題も出てくるというような問題があつて、非常にこの問題の扱いというのは私は大変だと思ふんですよ。

それから、安易に財投というものをあそこに、つまり公共投資を財投に頼るということになると、何もただで貸すわけじゃないんですから、やっぱり金利はとらにやいかぬ。そうすると、その運用というのは全部すべてが事業が有料になつてやうなんです。そういう有料化みたいなものを進行するといふうな私は弱点を持っていると思ふんですよ。

したがって、今お話のように事業団をつくつて、そしてすぐ株にやるといふんじやなくて、チェック機関をちゃんとつくつてありますよというお話なんです。このチェック機関だつて、この前の株式の補てんのときには厚生省の共済の問題だつていろいろな問題が出たわけでしょう。だから、チェック機関とは言うけれども、有効に働かぬかぬかといふことになると非常に私は問題だと思ふんです。それでなくとも郵政省は全部自主運用でやらしてくれといふような今状況でしょう。だから、そのところはやっぱり大蔵省として

も郵政省との間の取り決めというか、話し合いか、そこだけはきちつとしておいていただきたいということを思ふんですが、見解を聞いて私の質問を終わります。

○国務大臣(羽田孜君) 今御指摘がございましたように、この資金といふは、これはまさに広く大衆から集めたお金であるといふことでございまして、もちろん安定してこれを運用していかなきゃならないといふことがあるわけでございませうけれども、やはり基本は安全なものでなければならぬといふことであると思ひまして、よく御趣旨の点を私も踏まえながら十分話し合ひをしてまいりたい、かように存じております。

○志苦裕君 今国会初めの大蔵委員会でもあるし、大臣の所信も財政哲学もじっくり聞きたいところですが、どうも時間もないようだし内閣改造も近いようだからいづれの機会に譲ることにしまして、質問通告しなかつたが、国税いまだか。——では、大臣、答えられたら答えてください。

今国会、佐川国会と言われているんですけれども、この間、佐川事件についての法務省の中間報告が出まして、政界捜査の關係で三つのお金が行方不明になっていまして、一つは金丸さんの五億円の行方がわからない。それも含まれているんですが、平和堂の松澤から東京佐川の渡邊にキックバックされた十七億円がわからない。新潟の知事選挙に提供された三億円のうちの二億円がわからない。

こういうので、膨大なお金が地に潜つたか天にかけたかといふことになっているんですが、この三つのルートのお金について法務省の中間報告では政治資金規正法違反等の嫌疑ありとして訴追するに足る事実を確認されなかつた、こういうのですが、国税当局はどういう対応をなさいますか。

○国務大臣(羽田孜君) 今国税当局ちよつとこちらの方にあれしつておらないようでございます。個別の事柄につきましては、これはもういつつも

あれでございませうけれども、具体的に御答弁させることは差し控えていただきたいと思ひますけれども、一般論として申し上げますと、国税当局といたしましては、常に納税者の適正な課税、これを實現するという観点から、あらゆる機会を通じてながら有効な資料、情報の収集に努めまして、課税上の問題があると認められる場合には実地調査を行うなどにより適正な税務を努めておるといふことでございまして、今後ともこういった基本的な考え方に基きまして適時適切に対処していくといふことでございまして、

個別の問題についてはひとつお許しをいただきたいと思います。

○志苦裕君 ロッキードのときも、リクルートのときも、今羽田さんと同じようなことを言つたんだわ、大蔵省というのは、ですが、適正におやりになつたと言ひましても、政治資金規正法では訴追に足る事実を確認されなかつたといふのですから、しかし、お金が提供されたこと、お金がキックバックされたこと、それが政界筋に流されたことはちゃんと確認されているといふのですね、中間報告では。

そうすると、もう一口は僕らは税金の方を見る以外にないですね、率直に言つて、政治資金規正法の方には何もなかつたといふことですから、しかしお金はこちらへ行きましたといふのですから、適正におやりになつたのならどこかでわかつてきやうなものじゃないの。その点どうです。

○国務大臣(羽田孜君) 先ほども申し上げましたように、あらゆる機会を通じてながら有効な資料、情報の収集、これに努めまして、これが必要であるといふことであるときにはそれに對して適切な対応をするといふことでございまして。

○志苦裕君 それじゃ、逆に聞きますよ。九一年の二月、佐川グループ三十数社の税務調査を行つて三十五億円の申告漏れがあつたから十八億円を追徴したといふのがいつぞや報道されておりましたが、これはそうすると八九年から九〇年にかけて調査をされたといふことがすぐわかる

わけですね。八九年ごろといふとこの佐川のお金が、例えば新潟ルートで言へば動いておつたわけですね。

もつと具体的なことを言ひましようか。例えば新潟ルートで三億円提供された。これは北陸佐川が一億円、東京佐川が一億円、中京と大阪が二千万ずつ、その他の四社が千五百万ずつです。そのうちの北陸佐川は北陸銀行からお金を借りて、その一億円を会社が社長への貸し出しにしまして、それを長い期間かけて使途不明金を出すことによつて穴埋めします。こういうやり方で北陸佐川は一億円をたがいて渡邊廣康のところへ持参してあります。

こういうことが恐らく端緒になつたりして国税当局は佐川グループの一斉調査を行つたとされておるんです。それで税務調査が三十数社に行われてこつたといふ報告なんですね。

私がお聞きしますのは、このころ佐川マネーが動いていたんですが、例えばこのころの佐川グループの調査といふのは、政界筋にお金が動いておるといふことを端緒にしたものであつたんですかどうですか、わかりませんか。

○国務大臣(羽田孜君) まさに一般論としてまた申し上げさせていだくわけでございませうけれども、大法人につきましては他の一般法人に比べまして相当密度の高い調査をやつていゝ事実がございまして。

今御指摘のございました政治献金と申しますか、上納金と申しますか、こつたものにつきますけれども、法人の帳簿あるいは証憑書類等に基づきましてその支出先あるいはその支出目的、こういったものを十分確認しながら適正な処理が行われていゝかどうか調査をいたしておるといふことでございまして、具体的な案件については私も率直に申し上げてこれは承知しておらないといふことを申し上げざるを得ないのでございます。

○志苦裕君 この問題で私、大臣に要望だけしておきますが、大変な日本の政治がその信任を問わ

れておるときであります。やっぱりこういうことが起きると、国税当局の税務調査は大丈夫かな、あるいはそちらの方から入っていくと真相にも迫れるかなという感じがしばしばございまして。そのときに、国税は公務員の守秘義務でいつでも真相解明の前に立ちまはさる。何遍もこの繰り返しでした。

その場合には公務員の守秘義務という公益と真相解明という公益との衝突の問題ですから、どこでどう裁くかというややこしい問題になるわけでありまして、私はこれは、ましてやもう立件されなくなっているような問題はできる限り明らかにしてしまふというふうな思ひで、そちらの方からこの真相解明、政治改革にアプローチをすべきだ、あなた、政治改革の旗手なんだが、そういう点で見解を求めておきましょう。

○国務大臣(羽田孜) 確かに今までも、あるいは私も今度予算委員会等でも、皆様の御質問に對しまして守秘義務というものの壁があるというところ、これは私も何回か承知してあります。ただ問題は、個々の取引ですとかあるいは人権の問題ですとか、そういった問題等がありまして、判断されながら守秘義務があるときにはお答えができないという問題、あるいは捜査上の、あるいは裁判等で係争されている問題等についてできない場合があること、これはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

ただ、私もどなたにいたしましても、許される範囲におきます国政調査権に基づく調査、これに對してはできる限りのお答えはしていきたいと思ひておりますけれども、そういった問題があることはもうよく御理解の上での御指摘であらうと思ひますので、お許しをいただきたいと存じます。

○志苦裕君 それじゃ、次の質問に入りますが、先ほど鈴木さんを初め同僚委員ずつと出ましたから通告したものは大分省きますが、私もちょっと不良債権の問題について触れます。パブルがはじけた途端に金融機関等には不良債権の山ができたわけでありまして、これが金融秩

序全体を揺るがすものだということで、それぞれ対応をされ、また総合経済対策の中でも項を設けてさまざまな手を打っておられるんですが、この不良債権という言葉が随分漠然としておりまして、ある者は八兆十兆だと言ひし、ある者は二十兆だ三十兆だと言ひし、ある者は融資残高の半分ぐらいがみんな不良債権になるので、そうすると土地や株が半値になっているんだから大体その半分ぐらい不良債権になるだろうとか、途方もない話まで出ていくわけでありまして、不良債権の範囲を広くとるか狭くとるかということとかかわりがあると思ひますね。

途方もない不良債権の話が出回るといふこともこれまたいい話でもないものでありまして、そんなわけでもなく不良債権とは何か。広義に言うたらどうなる、狭く言ったらどうなる、大蔵省が直接対応したいと思ひているのはどういふたぐいものか、ちよつとその辺整理してもらえませんか。

○政府委員(寺村信行君) まさに御指摘のとおり不良債権についての定義というのは特に明確な定義がございせん。先ほどちよつと御説明しましたけれども、各国によつても全く違ひ。それから、制度的にディスクロージャーを義務づけている国はアメリカ一國でございまして、ほかの国にはないという事情がございまして、それぞれ明確な定義という確定したものがないわけでございます。

ただ、十二月二日に、金融制度調査会で前々から金融機関のディスクロージャーについて御議論をいたしておりました、その中間報告ができましたので、その御議論を御紹介させていただきます。金融制度調査会では、まず経営破綻先に対する債権額、不良債権というのは大変定義が不明確でございますので、これを破綻先債権額と定義をいたしまして、いわゆる元本の回収可能性に着目いたしました。近い将来において償却するに至る可能性の高い債権、この破綻先債権については金融制度調査会では銀行がすべて公表すべきではな

いかという報告になっております。それから、次の段階といたしまして、将来において償却すべき債権に転換する可能性のある債権、これが未収利息不計上債権、調査会の中間報告では延滞債権と言ひしております。これにつきましても、やはり基本的には開示することが望ましい。つまり、破綻先債権額はかなり償却の可能性が高い債権でありますから、銀行はこれを公表した方が望ましい。それから延滞債権につきましても、近い将来償却すべき債権に転換する可能性が高いものにつきましては、できるだけ公表することが望ましいというところでございまして。

それから、さらに御議論がございましたのは、金利減免・棚上げ先の債権につきまして御議論がございまして、これにつきましても、ちよつとたまたま開示すべきであるという御意見もございまして、この中間報告では、やはり不良債権の開示につきましては世界におきましても米

国しかやってないというところで、基本的に信用秩序に与える影響に配慮し、漸進的、段階的に進めていく必要がある、そういうことを考えるならば、この金利減免・棚上げ債権というのは、債務者の再建、支援を図ることをもって元本の回収が前提となつて債権であるというところで、破綻先債権、延滞債権とは基本的にその性格を異にしていて、この金利減免・棚上げとは区別して考えることが適当ではないか。また、ちよつと金利減免・棚上げ先債権を開示することによりまして、将来再建の可能性の高い企業に対する金融機関の適切な支援が抑制される等の可能性もあるというところで、当面は金利減免・棚上げ先に対する債権額の開示を求めない、こういうことにされたわけでございます。したがって、今この金融制度調査会の中間報告に基づきまして開示が考えられておりますのは経営破綻先債権と延滞債権というところでございまして。

○志苦裕君 簡単にいいです。幾つかの類型がある。あなたたちはややこしい言葉を使うからあれなんで、倒産しちゃった、半

年以上も利子を返さないとか、そういう幾つかの類型があるんですが、類型別によさへ幾らだ。例えば延滞利子を長々払わぬやつは、皆さんの方は十二兆円くらいかなという話が先ほど出ていた。今お話のあった、類型別に分けるところいう類型のは幾ら、こういう類型のは幾らというのをはわかつているんですか。

○政府委員(寺村信行君) この御答申は十二月二日に出た答申でございまして、実はこの基準に基づきまして来年三月金融機関が公表することになっております。ただ、ここの三月から六か月以上延滞債権と経営破綻先債権を含めまして大蔵省でヒアリングを行つておりまして、それでその合計額を公表しているわけでもございまして、しかもその対象が都銀と長期信用銀行と信託銀行の三業態でございまして、その合計の数字が御承知の九月末現在で十二兆三千億円、こういうことになっております。

○志苦裕君 次にいきます。とにかく金融界大変なんです、この金融クラ

インスを象徴的に体現しておるのは日債銀だという話が専らでありまして、ここに絞つて一つ二つ聞きます。日債銀といえば、佐川スカンダルの渡邊廣康と並ぶもう一人の主役、小針啓二の福島交通に絡んだ融資事件を初めとして、自民党の派閥の領袖クラスとの接触など悪い噂には事欠きません。国民政治協会への献金もトップです。不動産融資の軌跡を見ましても、新興仕手集団への融資や、暴力団稲川会とのゴルフ場や、あるいはアメリカへの過大投資で問題になった企業への、そういう問題会社への資金の垂れ流しとでもいうんですかな、それはまさに庄巻だと指摘しておきましよう。

○政府委員(寺村信行君) 個別の取引の具体的な事柄についてのコメントは差し控えていただきたいと思います。一般論として申し上げます。

ついでに言っておきましょう。日債銀だけじゃありません。三井信託も、長銀系の第一住宅金融も、エヌ・イー・ディーも、山一ファイナンスススススス、住友グループも。この債権のつけかえ先はペーパーカンパニーです。中には電話もない、看板もない、登記もない、金融業の免許もない。た

○牛嶋正君 私、最初に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案と関連いたしまして、公的金融のあり方について私の意見を述べ、そしてまた国の考え方をお尋ねしてまいりたいと思います。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案の参考資料をいただいておりますが、その三ページに、注2「開銀の受信限度倍率の改正経過」というものが載っております。

○政府委員(寺村信行君) ただいま委員の御指摘は、自己資本との相対的な関係において非常に上がっているのではないかとということでございますが、これは実は何との比較という問題があるうかかと思いますが、全体のトータル、これを何でつかまえるかという問題はありますのでございますが、全体の例えば設備資金需要の中におきます開銀のウ

エートでつかまえるということになりますと、何を基準にとるかによって変わってまいります。必ずしも開銀のウエートは上がってないという問題が一つございます。

それから、自己資本との関係では、先ほど御説明しましたけれども、開銀の増資というのは、実は昭和三十年以来初めて今回行われたという問題もございまして、一方で資本準備金は若干、千分の三ずつ増加をいたしておりますけれども、相対的にその増資のテンポが落ちてきているという関係でこの倍率が上がったという面もございまして、問題は、開銀が補完的な機能を果たしているかどうか、あるいはそれ以上に踏み込んでいるのかどうかというところだと思っておりますが、これは先ほど委員御指摘になりましたように、例えは四十七年から元々まで改正がなかったわけではございません。この当時、つまり昭和五十年代金融が非常に緩和をいたしまして、民間の金融がかなり伸びました。その間、開銀の融資のあり方につきましてもいろいろ御議論ございまして、そういうこともございまして、開銀の融資が伸びなかったという経緯がございまして、まさにその意味では当時の経済情勢あるいは金融情勢からして開銀の出動が求められなかった。一方で自己資本は余りふえませんが、限度倍率がそのまま据え置かれておりますと、総体として余り伸びられなかった。

ただ御承知のように、ただいま委員御指摘のありましたような状況になりますと、やはりこの必要性が出てきたということで、そのときどきの情勢で開銀のあり方を限度倍率の改正ということとで国会で御議論いただいております。このことについては、ないかと思っております。

○牛嶋正君 今私が申しましたこういって金融の危機のときに、公的金融がシステム全体の安定性を下支えするというようなことになりまして、公的金融の一機関であります日本開発銀行もやはりそれに沿った形で融資をしていかなければならぬというふうに思っています。

その場合に問題になりますのは、やはり受信限度倍率ではないかというふうに私は思うわけですが、これも、これまでこのように上げてまいりましたけれども、民間金融の方の貸し流しで公的金融が融資をしなければならぬということであって、今申しました金融システムが最低守られなければならない安定性を考えますと、この倍率もやはり限度というものがあつてはならないかというふうに思っています。

ここでは受信限度倍率で計算されておりますが、いわゆる自己資本比率に直しますと、これは逆数になるわけではございません。そういたしますと、十二倍というときにはこれは八・三割ぐらいですが、これが十四倍ということになりますと、逆数は七・一割というふうになります。

適正な自己資本比率がどういふものであるかというところは、非常に設定が難しいと思っておりますけれども、一方でBIS規制など八割というふうな数字が出てくるわけでありまして、それと関連して、公的金融ではありますけれども、どのあたりが一つの限界であるのか、もしそういふ限界についてお考えであればその考えを述べていただきたいというふうに思っています。

○政府委員(寺村信行君) BISの自己資本比率が八割という規制がございまして、これとの関連での御質問でございまして、実はBIS規制というのは、委員御案内のとおり金融の自由化、国際化の進展に対応いたしました、やはり受信面、与信面におきましてかなり規制緩和が行われていく。その過程で銀行のリスクに対応した健全性を確保するためという目的と、同時に国際的に活動する銀行間の競争条件の公平性を確保するという観点から八割という基準が定められたわけではございません。これは海外で活動する銀行に課せられる条件でございまして、国内の自己資本比率規制は現在のところ四割ということになっております。

そういう海外と国内の問題もございまして、開銀の場合は基本的には民間金融機関のように自由な活動が許されているわけではございません。特に与信面におきましては財政計画で各省庁の予算要求、予算決定というふうなプロセス、かつ国会にお諮りするという過程で決められるものでございまして、民間金融機関のリスクと必ずしも同列には議論できません。

それから政府関係金融機関の中でございまして、国民公庫とか中小公庫にはこういふ限度が設けられておりません。一方、この開発銀行と輸出銀行はやはり公庫とは違って収支相償機関だという原則で一定の限度が設けられておりますので、その関係でどう考えるかという問題ではないかと思っております。

当然、今後開銀に対する融資のリスクがどう変わるか、どういったものを政策的なニーズとして対応していかねばいけないかということによってその考え方も変わっていくかと存じますが、現在のところ特にこの点につきまして問題が生ずるといふふうには私も考えておりません。が、今後の問題として、今後の開銀に対するニーズの変化に対応してその辺をどう考えていくかというのはこれからの問題ではないかと思っております。

○牛嶋正君 金融システムの中での公的金融の变化、位置づけの変化であります。これは預金市場にも見られるところでございまして、最近、郵便貯金への資金シフトが非常に起こっているわけでありまして、これまで五十年以降で考えますと、今回の場合を含めまして三回ぐらい資金シフトがあったのではないかと考えております。

一つは五十年の初頭でございまして、恐らくこの場合は高度成長を通じて個人の資産蓄積が進んできて、だれもが金利選好を非常に強く持つようになってきた。そのときに定額貯金の有利性、これがシフトを引き起こしたのではないかと、いふふうに解釈できるかと思っております。二番目は、少額貯蓄の優遇措置と関連いたしまして、五十年のちようど中ごろにもう一回の郵便貯金に対する

シフトが起こっているように思っています。これに対応して今回のシフトというのは、これまでと違って金融システム、特に銀行の信頼性が低下したというところにシフトの原因があつたのではないかと、いふふうに思っております。

こういふふうにも考えますと、貸出市場それから預金市場を通じて公的金融というものがその新しい役割を、こういふたパブルの崩壊という金融システムの危機のときに、その安全性の下支えというふうな形で担うようになってきていると思ふんです。そういたしますと、今後の金融の自由化を進めていく中で、公的金融をどういふふうな位置づけしていくのか、従来どおりいくのか、あるいは今私が申しましたような新たな役割を考慮して、もう一度金融システム全体の中での公的金融のあり方というものを直視せよとされているのか、そのあたりをお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(寺村信行君) 昨年の郵便貯金への資金シフトの問題につきましての御指摘がございまして、実は昨年の郵便貯金への資金シフトの原因につきましては、私も私としては、金利自由化の過渡期におきまして市場金利と規制金利が併存している状況がございまして、たまたま平成二年は市場金利が非常に規制金利よりも有利な状況がございまして、その結果、郵便貯金はたまたま満期という問題もございまして、かななりいわゆる市場金利の方が高くなりまして、民間のそういう自由な市場金利商品へ資金シフトが起きた。それから郵便貯金の中でも自由化関連の郵便M

MCに郵便貯金の中からシフトが起きた。ちようど平成三年はその逆の現象が起きまして、結果としてより有利な規制金利商品である郵便貯金に資金シフトが起きたと考へております。たまたま金融自由化の過程におきまして、自由金利と規制金利が併存した結果、そういう現象が起きたと考へておりました。特に民間金融に対する信頼が低下した、その原因によるものではない。現時点におきましては金利の相対的な有利性というものはほぼイコールになりましたので、まだ余額

残っておりますけれども、シフトは今のところはぼとまわっているというふうに認識をしているわけでございます。

それから、今後のあり方でございますが、やはりこれは公的金融システム全体として市場金利メカニズムに即応した体制にいかざるを得ない。そういうことで、郵貯の運用面の金利は財投金利でございまして、これは既に国債金利連動という市場金利連動のシステムができております。郵便貯金につきましては、これから金利自由化の過程でやはり市場金利連動というシステムで位置づけていく、そういうことで今後の公的金融システム全体が市場金利全体の中で整合性を持ったものになるようにしていくことが必要ではないかと考えております。

○牛嶋正君 次は金利の自由化について二、三お尋ね申し上げたいと思います。

私は、今回のバブル崩壊後の金融システムの不安定化、これは金融の自由化と非常に関連しているのではないかとこのように思っているわけでございます。と申しますのは、金融の自由化というのは、一方で東京に対する一極集中を加速させてきたのではないかと、こういうふうに私考したいからであります。

もしそうだといたしますと、今回のバブル経済の発生というのは、私は人、物、金、情報が東京一極集中する、それが金余り現象と結びついて、実質的な価値以上に資産の名目価値を上昇させてしまった、こういった現象ではないかというふうに思っているわけでありまして。

それじゃ、なぜこの金融の自由化と東京一極集中とは関連するのかわかることですが、高度成長のときにも東京への一極集中が起りました。私は、このときの大都市の人口吸引力というのは雇用機会の創出にあつたのではないかとこのように思っております。すなわち、東京、名古屋、大阪といった大都市の臨海工業地帯というものが形成されて、そこで大量の雇用機会が発生いたしました。それを求めて地方から大都市に向かって人口

が集中する。その集中した人口がさらに新たな需要を生み出して、そして雇用機会をつくっていく。すなわち、雇用機会を媒体にして大都市への集中のメカニズムというものが進んでいったというふうに思います。

今回の東京一極集中は、それに対して私は情報媒体になっていくのではないかと考えております。すなわち、経済のサービス化あるいは国際化、こういったことで経済活動を展開していく場合に、これは家庭での消費活動も同じですけれども、情報というのが非常に重要な要素になってきております。当然、その情報が集積しているところに情報を求めて企業なりあるいは人口が集中をしていくわけでありまして。

その場合に、情報の集積ですけれども、これは私はやっぱり人口の規模と関連しているように思います。すなわち、情報というのは結局は人と人とのコミュニケーションでありますから、したがって人口の集中しているところで情報の集積がある。我が国では当然東京が最も大きな情報集積を抱えているわけでありまして、これに向かつて人口なりあるいは企業なりが集中していった過程が今の東京一極集中のプロセスではないかと思ひます。

そういった中で、金融情報というのは非常に重要であります。むしろ私は、金融情報が他の都市の中核機能の東京への集中を促していったのではないかと、こういうふうな見方をしているわけでありまして。そして、この東京への金融機能の集積集中、これがもし金融の自由化と関連すると、自由化によりましていろいろな規制が外されていく。そういったしますと、経済原則に基づきまして東京という情報の集積しているところに金融機能も集中するの当然ではないかというふうに思っております。

その東京一極集中によって生み出された今回のバブル経済、そしてそれが崩壊していく。この過程で金融システム全体の不安定化が進んでいったとするならば、私は今回の金融システムの不安定

化と金融の自由化というのは非常に密接に関連しているのではないかとこのように思います。

金融の自由化は、午前中の議論にもありましたように、競争原理を導入して資本市場全体の調整機能を高めていく、そして資金の流通をよくしていくということでありまして、今の金融システムの不安定化がもし資金の停滞をもたらしているとするならば、私は金融自由化というのはパラドックスを含んでいる、自己矛盾を含んでいるのではないかとこのように思うわけです。

そういったしますと、なぜ金融の自由化がそういったパラドックスを生み出しているのかということですが、私は、その場合考えなければならぬのは、金融の自由化の速度ではないかというふうに思います。私が考える適正な速度というのは、やはり金融システムの前提であります安定性あるいは信頼性、そういったものを十分に確保する中で自由化を進めていく、そのときに金融自由化の適正な速度というものが考えられるのではないかと。今回の自由化は、そういう意味ではその適正と考えられる速度を超えたのではないかとこのように思ひます。

そういうふうな考えますと、これからの金融自由化ですが、これまでに立ててこられた自由化のスケジュールをそのまま実行されていくのか、あるいは自由化の行動計画を見直そうとされているのか、そのあたりお聞きしたいと思ひます。もし見直そうとされている場合、どういう点で見直しを行おうとされているのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(寺村信行君) いわゆるバブル期におきます資産価格の上昇というのは、経済の情報化あるいは国際化等の経済実態を反映した面もございますが、同時に金融緩和局面におきまして潤沢な資金供給が図られましたことや、投機的な取引が活発化したこと等による面もあるものと思われ

ます。問題は金融自由化進展との関係でこれをどう考えるかということでございますが、委員先ほどの

御質問にもございましたように、金融の自由化が進む過程におきまして、例えば郵貯と民間預金との関係を見ますと、規制金利と自由金利が併存することによる弊害もまた出てきているという問題もございまして、まさに御指摘のとおり、金融システムの安定性、信頼性を維持しつつ適切なデンプでそれを進めていく必要があるということでございますので、今後とも引き続きそういうことを十分念頭に置きつつ対応していきたいと考えております。

繰り返しになりますが、先ほどのような問題もございまして、金利自由化が一たん進み出しますと、規制金利が残ることによる不合理な面もございまして、そういうことを加味しながら、今のところ例えば金利の自由化につきましては来年度期預金金利、さらに再来年度流動性預金金利と、これは既に何年もかけて進めてきたこととございまして、そういった方向で進めてまいりたいと考えているところでございまして。

○牛嶋正君 最後はお願ひでございますが、これまでの金融自由化を見ておきますと、どうも民間金融が中心でございまして、しかし資本市場と申しますか金融市場と申しますか、全体を見れば自由化に關しましては、できれば公的金融それから民間金融の整合性、さらには先ほど指摘いたしました公的金融のあり方についても十分検討しながら全体としての自由化の方向、資本市場全体が調整機能をできるだけ高めていくように努力をしていただきたい、こういうふうに思ひます。

○政府委員(寺村信行君) 当初に委員御指摘のとおり、公的金融はやはり民間金融機関の補完的な役割を果たすものとしての位置づけがなされているわけでございます。ただ、補完的な役割と申しましたが、その時々状況に応じてその役割の性質が変わってくる。それから公的金融に対するまさに政策的なニーズがやはりその時々情勢によって変わっていくこととございまして

で、金利のシステム全体としては先ほど申し上げましたような位置づけでございますが、逆に公的金融の果たすべき役割、またたえなければいけない政策ニーズというのは不測の見直しが必要だと考えておりまして、今後とも引き続きそういった観点から見直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○牛嶋正君 今、メモをいただきまして、あと二分しかございませんので、二分では私が用意いたしました御質問全部お聞きするわけにはまいりません。最後に個人貯蓄率の低下傾向についてちょっとお伺いをしたいと思います。

今、私の手元に「図説 日本の財政」、大蔵省から出しておるもので、平成四年度版がございまして。そこに「家計貯蓄率の国際比較」という表がございまして、これを見ますと各国とも貯蓄率は低下しているわけです。恐らくこれは、その経済が成熟化していけばいくほど、社会保障制度なども充実してまいりますから、低下するのは一般的な傾向ではないかと思えます。しかし日本の場合、それでもまだ諸外国に比べて高い個人貯蓄率を示しておりますが、どうもその低下傾向、その低下の速度が諸外国に比べて速いわけでございます。これからは、二十一世紀まである程度安定成長を持続する、政府がおっしゃっておられる三・五％を維持していくためには、やはり個人貯蓄率、これがある程度水準で維持することが必要不可欠ではないかというふうに思っています。

これまでの我が国の経済の健全性というのは、幾つかの要因があると思えますけれども、その中でも私が挙げるとするならば、個人貯蓄率が高い水準で維持されてきたことではなかったかと思えます。私、最近の貯蓄率の動向の数字がございまして、その動向の数字がございましたら教えていただきたいということ、こういった低下傾向についてどういうふうにお考えになつておられるのか、これを最後にお尋ねいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(日高壮平君) まず初めに、現在の我が

国の貯蓄率についてでございますが、貯蓄率という場合に、我が国の場合ですと実は統計が二つございます。

先生が御指摘になられました貯蓄率が低下しているという状況は、実は国民経済計算による貯蓄率は確かに年々低下してきておりますが、この統計につきましては平成二年までの数字でございまして、平成三年につきましてはまだ統計がございません。

もう一つの貯蓄率といふのは、いわゆる家計調査によりまして貯蓄率でございますが、この場合ですと、昭和五十七年をボトムにいたしまして実は年々上昇してきております。したがって、例えば平成二年二四・七％から平成三年にはこれが二五・五というところで、さらに上昇しているという状況にございます。

したがって、この両者の統計は傾向としても水準としても随分違うわけでございますけれども、これは恐らくその貯蓄の裏になります消費の範囲のとり方、あるいは対象となります世帯の範囲のとり方、そういったものの違いがあるんだらうと思っております。

ただ、委員御指摘になりましたように、そのどちらの統計をとりましたとしても、例えば低い方の、四・五％台でございまして国民経済計算の貯蓄率で諸外国と比較をいたしまして、やはり水準としては非常に高いということは事実でございます。今、我が国の場合ですと、こうした家計における高い貯蓄率、それが裏打ちとなつて、民間にあるいは公的部門のいわゆる設備投資といふことが固定資本形成が順調に進められてきたということは事実であると思えます。

御指摘がございましたように、いわゆる働き手の若年あるいは中年層が比較的豊富な現在において、これから本格的な高齢化社会の到来に備えるということを考えますと、やはり今回私も政府でも策定をいたしました生活大五カ年計画のそういった実現をさらに目指していくという意味での長期的な取り組みは必要であらうと思っております。

ます。

そういう意味で、貯蓄率につきましてははたどの水準が確保されねばならぬという委員の御指摘は非常にわかるわけでございますけれども、他方で、今までの、戦中あるいは戦後の経済復興期と異なりまして、現在では我が国は資本輸出国という状況になっております。そういう現在から考えますと、ある程度の貯蓄率というものの必要性というものは私も認めてはおりますけれども、他方でそれを何らかの形、つまり政策的な形で一定の水準に貯蓄率を維持しなければならぬ、そういうような見方というものは、過去の戦後の経済復興期等に比べれば薄れてきているのではないだろうか。

そういうような観点から、あるいは税制上の不公平感の是正ということももちろんございましてけれども、先般いわゆるマル優制度が廃止になりましたのも、そのような考え方からによるものでないでしょうかというふうに考えております。

○吉岡吉典君 午前取り上げました銀行局長通達、大蔵省に意見を求める時間ととれませんので、最初この問題もう一度取り上げたいと思ひます。

〔委員長退席、理事竹山裕君着席〕局長通達では、「十分周知徹底されるよう配慮されたい」、こういうふうなきちっとなっておりますので、私もそれを求めたわけですが、午前も言いましたけれども、実際徹底してないんですよ。例えば課長さんでそういうのを念頭にないと言っている。後からファイル見たらちゃんとあった。こういう反応を示す人もいろいろいまして、そういう事実があるかないかを確かめろということじゃなくて、だから徹底してくださいということをお願いしたわけ

です。

ついで最近も、国民金融公庫にも関係のある団体が総裁に国民金融公庫の全職員に周知するよう要望書を出したんです、これについて。そういう現状があるから私は公庫に午前提起したようなことを

を申し上げたわけですが、これは大臣、こういう「十分に周知徹底されるよう」という通達を出した以上、周知徹底に大蔵省としても当然当たられると思ひますけれども、この点最初に一言だけお返事をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(羽田孜君) 政府といたしまして、これらの通達が十分に実効性が上げられるように関係金融機関に対して指導してまいりたいというふうに考えております。

○吉岡吉典君 次に、税制の問題に入りたいと思ひます。

といひますのは、私ども今の不況緊急対策、第一に業者の要望しているところの緊急融資ということ、同時にやはり国民購買力を向上させる真の内需拡大策として、午前も議論になりましたけれども、減税ということが必要だと思ひます。私ども消費税の廃止を目指して、食料品非課税、所得減税などについての緊急減税も政府に申し入れもしてきまして。

ところで、私どもがそういうことを要望しているときに、新聞報道によりまして、政府税調は小委員会を設けて消費税の税率アップを中心とする税制抜本改革の検討を開始するといふ報道がありました。これは大臣、こういうのは、年内にも小委員会が設置されてそういう検討を開始するといふ報道、そのとおり大体進んでいるんですか。

○国務大臣(羽田孜君) 税制調査会におきましては、平成五年度の税制改正につきまして大変精力的に御審議をいただいておりますというふうに私ども承知しております。

ただ、進め方につきましては、基本的にこれ税制調査会御自身がお決めになる事柄でございまして、現時点において御指摘のような審議の日程が決められたということはないというふうに私どもは承知しております。また、政府として報道のような検討作業を予定している事実というものはないことをこの機会に改めて申し上げておきたいと思ひます。

○吉岡吉典君 いずれにせよ、税調の審議が引き

続いて行われることは当然ですが、その際、報道にあるような税率引き上げを中心とするということ、これは税調自身の問題だとおっしゃいますけれども、この問題について大臣の考え方はいかがでしょうか。

○国務大臣(羽田孜君) この点につきましては、私も中長期的な観点の中で議論をするということはあると思うんです。そして私どもは、消費税というのは、今委員からの御指摘と反対で、定着されておるというふうな考えでございまして、今後どうするかということについては中長期的な中で議論すべき問題であって、そのときには所得税とかいろんなものを合わせながら考えていくべき問題であらうと思っております。

しかし、いずれにいたしましても、こういった問題についてはやっぱり国民の理解というものがなければならぬということをごさいます。昨年の十月ですか、国会の方で決めいただきました。これをより定着を図っていくということに努めるのが今日の私たちの考えであるということでありま。

○吉岡吉典君 中長期的には税率アップの検討も行われるということ、これは私も廃止を求めている立場から、強くそういうあれには反対ですが、経団連が九月に発表した見解、「平成五年度税制改正に関する見解」というのによりまして、「消費税を基幹的な税制としていくことが、不可欠」だ、こういうふうな言っております。

今の中長期的には税率アップも検討するという答弁とこれと重なるのかどうか分かりませんが、大臣は消費税を基幹的な税制にするというこの経団連の見解について同意見ですか、あるいはそれとも異なる意見をお持ちなのか。

○国務大臣(羽田孜君) この点について申し上げますと、税負担は担税者の負担能力、これをしんしゃくして割り当てられるべきものであらうと考えておりますし、また負担能力をはかる基本的な尺度としては、所得のほか、消費や資産もその尺度となるものというふうに考えております。

一方、いかなる税目もそれぞれの長所を有する反面、何らかの問題点を伴うものでございまして、税収が特定の税目に依存し過ぎる場合には、その税目の抱える問題点が増幅され、あるいは税負担の公平な配分を妨げ、国民経済に悪影響を及ぼしかねないというふうに思っております。そういう意味で、税体系につきましては、所得、消費、資産等に対する課税を適切に組み合わせることが必要であるというふうに考えております。

〔理事 竹山裕君退席、委員長着席〕

先般の税制改革が行われる前におきましては、税体系の中で負担が給与所得を初めとする個人の勤労所得に偏る一方で、その裏腹として特定の嗜好品やあるいは奢侈品などを主な課税品目とする個別の消費税制度に依存する消費税課税のウェイトが著しく低下していたということがありました。また、このような税制を放置した場合には、勤労所得への負担の偏りというものが一層進んでしまつて、不公平感ですとかあるいは重税感、これが増幅されようと考えたこと、こういったことを配慮いたしましたときに、こういう事態を避けて税体系というものをより公平なものに改める見地から、先般の税制改革では所得税の大幅な減税、そして消費税の導入、資産課税の適正化によりまして均衡のとれた税体系の構築を図つたものであらうというふうに考えております。

いずれにいたしましても、税負担の公平を確保しまして、税制の経済に対する中立性というものを保持して、税制の簡素化を図ることを基本原則として、私どもは適宜必要な見直しを行つていきたいということをごさいます。やっぱりバランスのとれたものでなければいけないという考えであります。

○吉岡吉典君 消費税については参議院は本会議で廃止の議決を行つてゐるということも念頭に置いて税制の問題は私は常に考えていたのだと思います。今の答弁は、消費税を基幹的な税制とすることに於いての端的な答弁にはなっていない

と思います。それはおきまして、税制を考える場合にひとつ大臣にお伺いしておきたいんですが、私はかつてこの大蔵委員会にいたときに、当時の宮澤大蔵大臣に、税制の基本的な考え方として、戦後の民主主義税制の根本原則についての見解を求めました。そのときに宮澤さんはこうおっしゃいました。「総合性、累進性、生計費非課税」といったような考え方は今日でも私は有効であると思ひます。」

このごろ国民が広く負担するという議論はあるけれども、累進性というふうなことはもう全然議論の対象になつていないんですね。僕は大臣にお伺いしたいんですが、総合性、それから累進性、生計費非課税、今も有効だと宮澤さんはおっしゃったんですが、これはもう有効でなくなつたとお考えですか、やはり有効だとお考えですか。

○国務大臣(羽田孜君) この点端的に申し上げますと、現官澤総理がお答えいたしました総合性、累進性、生計費非課税といったような考え方、これは今日でも私は今の税制の中にやっぱり生きてゐるんであらうというふうに思っております。

○吉岡吉典君 今の生きてゐるということになると、私は消費税というのにはこれに反するものだというふうに言わざるを得ないと思ひます。私ども消費税については廃止を要求してゐる。これは私どもだけじゃなく野党各党は今日もなお各党とも消費税廃止を主張しております。

それはさておいて、私は、当面の要求として飲食料品非課税ということを検討もなさらないかどうか。これは自民党もこの前の総選挙で公約に掲げられたものでありますし、私も参加してしまつた両院合同の税制協議会専門委員会ではさんざん議論になった。その際、自民党も飲食料品については小売段階非課税という提案をなさつて、各党最後にはそれじゃその自民党の提案どおりで実現しようじゃないかということになつたら自民党に逃げられたという経過がございますけれども、逃

げられた経過は別として、飲食料品非課税ということについては検討もしないのか、何らかの考えをお持ちになつてゐるのか、大臣にお伺ひします。

○政府委員(濱本英輔君) ただいま御指摘がございました二つの点、主に後の点についての御尋ねがあつたわけでございましてけれども、最初の点につきまして一言だけ補足的に申させていたいただきますと、確かに吉岡先生御指摘のように、総合性とか累進性とか生計費非課税といったような考え方が今の所得税の考え方の中に生きてゐるというものは、私どももそう思つておるわけでございまして、私どももたびたび政府の側でも御答弁申し上げておりますように、税制体系全体として考えましたときには、そこに所得税あり消費税あり資産税あり、幾つかの種類をそれぞれを少しずつ異にした道具を組み合わせることによりまして、一番いい税体系がつくれるんだという考え方のもとに進んでおります。したがつて、すべての税につきまして、今おっしゃつたようなものがどういふふうな形で生かされるかというものは、それぞれの税によつて考え方が変わつてくるということとは当然あらうかと存じます。

それから、今御指摘がございましたように、食料品非課税の問題、この問題は大きな問題であつたわけでございましてけれども、平成二年三月に出ました法案の中に盛り込まれておつたということでは事実でございましてけれども、この法案はこの国会の場におきまして廃案となつたわけでございまして、法案処理の結果を踏まえまして、与野党がその責任を果たすとの立場から、国会に税制問題等に関する両院合同協議会が設置されました。これは平成二年六月のことでございます。この協議会の結論として、昨年五月、議員立法が行われ消費税法の一部改正が行われたわけでございまして、そのときにこの食料品の非課税の問題だけ残りました。十月二十三日に、結論として各党派の意見の一致が見られなかつたという御報告があり、私どもはこの御報告を踏まえて対応

させていたという事でございませう。
○吉岡吉典君 私は消費税の問題で大臣に一言だけ要望的に述べたいんですが、私、中公新書で「ネロ」という本を読みました。これはローマの暴君とも言われるし、一部には名君という評価もあるそうなんですけれども、これを読んでみますと、こう書いてあります。
「民衆の動向を深く気にしているネロは思い悩んで、いつそのこと、すべての間接税を廃止したらどうだろう。それこそ人類に与えられる最もすばらしい賜物ではあるまいか」、こう考えたけれども、これは全面的に実行はできなかったという事も書いてあります。私どもも間接税はすべてなくせとは言っておりますけれども、やはり消費税、とりわけ飲食料品非課税ぐらいは実現していただきたい。でないと、ネロ以下になってしまふという事を申し上げて終わりたいと思ひます。

○池田治君 午前中の質問に関連いたしました、不良債権の買い取り会社についてお尋ねします。不良債権を買い取るという事でも、内容は担保となつていて、担保処分ができては新会社設立の目的は達成されないと思ひます。それなのに、十月三十日発表された買い取り会社設立の骨子案では、会社の存続期間十年、不良債権買い取り期間五年、初めから限定されておりますが、この期間内に不良債権の処理ができたかどうか、期間内に処理するまた確信はあるのか、期間を限定された理由を述べてくれませんか。

○政府委員(寺村信行君) この会社を設立いたしましたのは、民間金融機関の自助努力によります不良債権の処理方針の早期確定と計画的、段階的な処理ということでございませう。そのことによりまして、金融機関の信頼性を強化し、かつ融資対応力を向上させる。それによって経済に必要とされる資金の円滑な供給を図らうということがねらいでございませうので、債権の処理がいたす

に遅延するという事は、またこの会社設立のねらいとも反するものでございまして、できるだけ早期の処理が望ましいという事で、買い取り期間五年、全体として十年と、こういったスキームになったものと承知をいたしております。
○池田治君 そうしますと、買い取り期間が過ぎればこの会社は解散するのでございませうか。その場合、債権がまだ残っていた場合、どうしますか。

○政府委員(寺村信行君) これはできるだけ不良資産の処理方針の早期確定と計画的、段階的な処理を図るということでございまして、本来この会社は恒久的に存続させるべきものではなくて、その目的が達した場合には解散されるというのが本来の目的でございませう。
それで、債権を買い取つて、基本的には先ほど委員御指摘のとおり、その担保となつていて、不動産がいわゆる市場に売却されてそれで回収されるという事をねらいとしてつくつたものでございませうけれども、仮に最終的にどうしても何か残るといった場合には、もう一度それは当初の金融機関にさらに戻すという仕組みになっていくわけでございます。

○池田治君 新会社の資本金は六十億ということ、十二兆もの不良債権があるのに対してちよつと少な過ぎるのではないかと懸念をしておりますが、よく調べてみますと、資金調達のところ、買い取り会社が債権の買い取りに必要とする資金は、買い取りにかかる諸費用を含め債権を持ち込む金融機関が融資すると、こうなっております。そしてまた、そのときの担保は当該債権、不動産を担保とする、こうなっておりますね。これは間違ひございませうか。

○政府委員(寺村信行君) そのとおりでございませう。
○池田治君 そうしますと、銀行が持つ不良債権につき担保を買い取り会社へ買い取らせる、その際には銀行からまた別の融資、買い取ってもらう銀行が融資をして買い取らせると、こういうことになる

なりますね。そうしますと、結局またその担保も買い取ってもらうところが第三者に売却できるものではもの銀行が担保を所有している。
こうなつてまいりますと、先ほどのだれか議員がおっしゃつたように、これは銀行を救済するだけで、何ら経済の活性化には役立たぬじゃないか、銀行の不良資産を整理し上処理するための機関ではないかと言われることがたびたびと当てるような気がするんですが、その点いかがでございませうか。

○政府委員(寺村信行君) 八月十八日の運営方針にも述べておりますように、あくまでもこれは金融機関の不良資産の処理方針の早期確定と計画的、段階的な処理を図るために設けられたものでございませうので、まさにこのような仕組みをつくることによりまして、金融機関の損失処理が進められるという当初の目的はまず達成されるわけでございます。
しかしながら、担保となつております不動産が買い取り機関の担保となつて持ち込まれる過程におきまして、実はいろいろ錯綜している権利関係がある程度整理をされないと持ち込まれなくなるというところがございますのと、さらに第三者によりまして価格判定委員会によりまして、買い取り会社にとりまして不動産価格につきまして一定の評価が行われます。それによりまして、担保となつております不動産が、そうでない場合に比べて売却がしやすい状況になっているという効果があるわけでございます。それを不動産市場に売却して債権を回収するというスキームになりますから、そうでない場合に比べまして、これは不動産流動化には資するということになると考えております。

○池田治君 何もないよりかは不動産流動化には役立つと思いますが、ちよつとそのところ、余り銀行救済という点が出るんじゃないかと私は考えます。
○政府委員(寺村信行君) これは損失を処理するに当たりまして、金融機関がみずからの内部蓄積で処理をしなければいけない。あくまでも金融機

関の自己責任原則で処理をするという仕組みになつておりますのでございませう。
○池田治君 それにつきまして、今回の総合経済対策では、金融機関の抱える不良債権処理のためには税務上の取り扱いを弾力化することも盛り込まれております。これを受けて、国税庁が九月十八日、債権売却特別勘定への無税繰り入れ条件緩和と内容とする通達をお出しになりました。

これによると、債務の超過期間は従来の二年以上から一年以上とする。そしてまた回収見込みのない債権額の割合は、貸出金の従来五割以上であったのが今回は四割以上とする。こういうことで条件を緩和されましたが、この債権買い取り会社への債権売却損の無税処理というのと、従来行われてきました株式や債権の無税繰り入れとは異なるものか同じなのか。つまり無税繰り入れ条件の緩和は一般的なものでしょうか、それとも買い取り会社特有のものでしょうか、お答え願ひせんか。

○政府委員(松川隆志君) 今御指摘のありました債権売却特別勘定の問題でございませうが、これは法人の有する債権につきまして、貸し倒れ、例えば非常に債務超過が長期間続き、回収が困難であるというような一定の事由がある場合に、貸し倒れに準ずる事実があったという事で、その回収不能な部分についての繰り入れ損の損金算入を認めるということでございまして、これ債権自体はまだ存在しているわけでございます。この要件を九月の時点で若干緩めたわけでございます。

そして、今回の買い取り会社の構想におきまして問題でございませうが、これは金融機関がその持っている債権を売却するという形で実現損が生ずるということでございまして、これはまさに債権の譲渡の際の実現損であるという事でございませう。したがって、これは法人税法上もともとと損金に算入されるものでございませうので、債権売却特別勘定といういわゆる無税繰り入れの問題とこの実現損の問題とは別の問題でございませう。
○池田治君 そうしますと、債権売却特別勘定へ

の条件というのは、部長がおっしゃるには簡単なように受けとれますけれども、なかなか現実には、一般の会社や個人が無税償却をしてくれと言っても償却されないのが現実のようでございす。ところが、今回の買い取り会社に対する売却の損は、いわば無条件のように売却損が算入できるといふことになって、これは税の公平上ちよつと問題ではないか、こう思いますが、いかがですか。

○政府委員(松川隆志君) 今委員の御指摘になりました債権償却特別勘定の問題でございす。これは実質基準と形式基準、二つございまして、存在する債権についてまだ貸し倒れも生じていないのに損金を認めるというところでございすので、やはり比較的慎重にこれは判定するという基準になると思ひます。

そして、今回の買い取り会社の問題でございす。これは例えは債権を譲渡するというのは我が国では比較的例が少ないわけですが、株式等の有価証券を売却した場合には、実現損として、益が出れば実現益、損が出れば実現損として税務上益金に算入したり損金に算入するというところでございすので、これはまさに金融機関に限らず一般的に適用される原則であるということとございす。

○池田治君 ですから、私は、一般的なものには条件緩和されたということとはよく通達でわかるわけですが、買い取り会社特有のものは実現損としてすぐ評価できるということで、特別扱いをされているんじゃないかという懸念でお尋ねしているんですが、いかがですか。

○政府委員(松川隆志君) したがしまして、ただいま御説明いたしましたように、他の一般の法人が、今回と同様のスキームを考えまして債権の譲渡損をいゆる損金経理したいということとでございす。同様の条件で認めるということになると思ひます。

○池田治君 それでは、債権売却損の計上についてでございますが、金融機関の持っている不良債

権を買い取り会社に売却をしたときにも、これ損金決算ができるということのようございす。そしてさらに、今度買い取り会社が第三者に売却をしたとき、そのときにもまた欠損があれば損金計上ができる、こういう二重の構造になっているようございす。これは何か税法上の問題がございせんでしょうか。

○政府委員(松川隆志君) このたび明らかにされました買い取り会社構想におきましては、金融機関が債権売却時におきまして、いわゆる価格判定委員会が決定した価格で売却するわけとでございす。それで、いわば仮価格として売却損が発生するわけとでございす。さらに実際に第三者に売却して損益が確定した場合に、その当初の売却価格と確定価格の差額、これは利益が出たり損失が出たり、両方あり得ると思ひますけれども、それはその段階において、その差額につきましては利益を計上したりあるいは損失を計上するという形で法人税法上は取り扱うということとでございす。これにつきましては、いわゆる不良債権の取引をするマーケットが我が国にはないというやうな実情から、いわゆる合理的な価格であれば仮価格での取引を認めるというふうにせざるを得ないということとでございす。

それから、今回の買い取り会社につきましては、いわば相応の範囲でキャピタルゲインやキャピタルロスを買取り会社に帰属させるということにしておりますので、そういうことを総合勘案して、税務上は今申しました仮価格での損金経理と、それから最終的な確定価格における損益益金経理という二段階で経理することを認めているわけとでございす。

○池田治君 だから、私が申すのは、仮売却で損金を落とすというところは認められないこととなんですね、仮の売買ですから。それを三年も四年もたった後に、買い取り会社が第三者に売却した、このときに初めて欠損があれば欠損繰り入れができるんじゃないか、私はこう考えるんですが、今回の構想では、仮のときに認めて、また最

後に売ったときに認める。それは何年かかってもいい。こういうことなので、僕は税務上問題がある、こう思っております。

○政府委員(松川隆志君) このような取引は他の業態においても発生しております。例えばそのために、法人税基本通達二一四というところで、こうしたいわゆる仮価格における経理をして、最終的に確定した時点でまた再度損益を確定するというところで認めております。したがしまして、金融機関に対してだけ認めているということではございせん。

○池田治君 もう時間でございますから終わりますが、ちよつと尋ね足りないところもありますので、また暇なときお伺いに行きますのでよろしく。

終ります。

○島袋宗康君 今、公共事業の暫定補助率見直し問題になっております。この公共事業補助率、負担率の取り扱いについてお尋ねいたします。

大蔵省は、公共事業の補助率見直しを一年前倒しをして、九三年度、平成五年度予算編成で抜本的に見直す方向で検討に着手したということですが、見直しをする上での大蔵省の基本的な考え方、また関係省庁との協議の状況について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(浦井洋治君) 現在の公共事業の補助率につきましては、これは平成五年度までの暫定措置とされているわけとでございす。実は大蔵省、自治省を初め建設省等の各事業官庁間におきまして、この補助率につきましては、行革審答申等を踏まえ、体系化、簡素化等の観点から総合的検討を進め、暫定期間内に結論を得よう最大限努力をし、その上で経済、財政事情、各公共施設整備状況等を踏まえつつ可能なものから逐次実施に移すことになつておるわけとでございす。

臨時行政改革推進審議会の平成元年の答申におきましては、基本的には国と地方とが等しく分かち合う性格の事業につきましては補助率を二分の一、それから諸要素を勘案の上に、これより高いものは三分の二、低いものは三分の一とするように簡素化しなさいという答申をいただいた。このわけでございす。またあわせて、著しく高率な補助率あるいは特例的な補助率のかき上げにつきましては見直しを行いなさいという答申をいただいております。

○島袋宗康君 これから検討するということとありますけれども、このような考え方に対して、自治省、それから沖繩開発庁など関係省庁はこの問題についてどういふ見解をお持ちなのか、もしおわかりでしたらちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(浦井洋治君) 関係省庁間で現在作業を進めているわけとでございす。政府部内、まだしも本場の作業段階でございすので、その内容について申し上げることは差し控えさせていただきます。

○島袋宗康君 伝えられるところによりますと、大蔵、自治両省は、公共事業への国の補助率が事業内容によってばらばらで地方自治体の事務負担を重くしているため、先ほど説明がありましたように、補助率を原則として三分の二、二分の一の二段階に集約、簡素化する方針を明らかにして、自治省としては、国と地方の役割分担が明確になり、国から地方への権限移譲を進めることになつて必要だというやうな見解を述べておられるやうであります。

私は、公共事業への国の補助率が事業内容によつて分けられている現状を二段階に整理することがストレートに国から地方への権限の移譲を進めることになつたかどうか、この見解をいささか疑問に思つております。むしろその中身を吟味し

てみると、両省の方針は地方の実態と大きくかけ離れているのではないかとこのように思っております。この辺について大蔵省はどのようにお考えになっているか、御質問いたします。

○政府委員(浦井洋治君) 公共事業の中で、毎年度の予算編成におきまして、できるだけ国の補助事業から地方が自主的に事業を行う単独事業へ持っていくとか、そういう努力は毎年行っております。

今回の補助率の見直しにつきましては、先ほど申し上げましたように、体系化、簡素化という観点からできるだけ簡素化しないという行革審の答申を踏まえて行っているわけでございます。

○島袋宗康君 いわゆる行革審の答申に基づいて検討されているというふうな御指摘でありますけれども、もしこの補助率引き下げによって、一般論ではなく、地域特例、特に沖縄の関係から申しますと非常にこれは大変な問題になると私は思っております。

御存じのように、全国の離島あるいはまた地域特例によって基盤整備などが行われております地域にとりて、公共事業の持つ意味合いや公共工事への依存度は、他の地域とおのずと地域特例に關しては非常に異なりますし、現実的にも国庫補助負担率の特例措置は特定地域対策の根幹をなすものであるというふうに思っております。

したがって、沖縄においては、今年度は戦後処理の給仕上げとして第三次沖縄振興開発計画が策定され、本年は向こう十年間の初年度、すなわちスタートの年であるわけです。この振興計画は、周知のとおり、沖縄の特殊事情への配慮によって特に国が強くかかわってきている、あるいは策定されております。一時的に財政難が予想されるとか、あるいは他の長期計画などの兼ね合いを理由に計画途中で高率補助をやめることは、これは我々からするとあつてはならないというふうに思っているわけです。沖縄の特殊事情、そういうものを踏まえて、我々の第三次振興計画の意味するものを踏まえて、これからぜひひとつ対処し

ていただきたいと思ひます。

ちなみに、沖縄開発庁の渡辺明振興局長は、今回検討されている高率補助の引き下げが行われた場合の沖縄県への影響というものは九二年度ベースで総額百七億円、大変な試算額になっております。また、沖縄開発庁長官の伊江長官は、三次振興の推進に高率補助は欠くべからざるものだというふうな認識もされているようでありますが、そのことが結局この三次振興計画にあるいは国においてなおざりにしていきんではないかというふうな危機感を県民としては持っております。

したがって、この高率補助については我々としては絶対というふうな言葉を使いたくないが非常に危機感を抱いておりますので、ぜひこのことを踏まえて、検討はそれでいいんですけれども、それをいわずに我々の意の反するようないことがないようにひとつ御努力をお願いしたい。特に、この間、地方公共団体のいろいろな要請あるいは決議の実態もありますから、そういったのを踏まえて、ぜひ地方のそういった公共団体の意に反するようないことがないようにひとつ御努力いただきたいというふうに要望して終わりたいと思ひます。

○委員長(野末陳平君) 本調査に対する本日の質疑はこの程度といたします。

○委員長(野末陳平君) 次に、先般本委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。竹山裕君。

○竹山裕君 北海道への委員派遣について、その概要を御報告申し上げます。

去る九月九日から十一日までの三日間にわたって、野末委員長、藤田理事、鈴木理事、前畑理事、及川理事、北澤委員、植崎委員、山田委員、吉岡委員、島袋委員及び私、竹山裕の十一名は、北海道財務局、札幌国税局、札幌国税不服審判所、函館税関及び日本たばこ産業株式会社札幌支店から、それぞれ管内の概況説明を聴取すると

もに、金融機関との意見交換を行ったほか、ニッハウスキー北海道工場等を視察いたしました。以下、調査の概要について申し上げます。

北海道は、全国土の約二二%を占める広大な面積に對し、人口は全国の約五%で人口密度が低く、その中にあつて全道の人口の約三割が札幌市に一極集中しております。また、総生産額は全国の三・九%と人口のシェアを下回っており、一人当たりの道民所得も全国水準の約九割にとどまっております。

産業構造の特色としては、全国に比べて、第一次、第三次産業の割合が高いのに対し、第二次産業の割合は低く、特に製造業は全国水準の二分の一以下となっております。さらに、総固定資本形成のうち、公的固定資本形成の割合は全国水準の約二倍と、公共事業への依存度がかなり高いほか、貿易面では輸入額が輸出額の約六倍と大幅な輸入超過となっております。

最近の経済動向を見ますと、公共投資の前倒し執行は順調であり、住宅建設にも回復の兆しが見られますが、個人消費や設備投資に慎重さが見られ、こうした状況を背景に企業の生産活動は停滞傾向にあるなど、道内景気は減速感を強めている状況にあります。また、景気の先行きにつきましては、各種アンケート調査の結果、経済のリード役である個人消費に力強さが見られないこともあり、回復は来年の春以降になるとの見方が強くなっております。

次に、金融面についてであります。広大な地域をくまなくカバーする上で、信用金庫、漁協など中小金融機関及び郵便局の店舗数が多く、これら機関の預貯金のウェイトも高くなっております。一方、貸し出しは政府系金融機関など公的資金のウェイトが高く、全国水準の約二倍となっております。金融自由化の流れの中で、道内金融において重要な地位を占める信用金庫も収益環境の変化に対応すべく体質強化を図っており、その一環として、昨年九月に道内の金融機関としては実に三十五年ぶりに、北海信用金庫と長

万部信用金庫の合併が実現しております。

金融機関との意見交換におきましては、資産デフレに伴う不良債権問題の解決は金融機関自身の自助努力が大前提であること、金利の自由化による資金調達コストの上昇については経営の合理化に努力を傾注していること、金利低下局面での貯蓄への資金シフトについては定期貯蓄の商品性を見直しが必要であることなどの意見、要望が出されました。このほか、最近特に問題となつております企業の資金需要と金融機関の信用供与の実態については、派遣委員の関心も高く、活発な質疑が行われましたが、北海道においては資金需要が停滞しており、いわゆる貸し渋りはないとのことでありました。

次に、税務行政についてであります。管内の平成二年度の徴収決定額額は、一兆五千六百四十一億円と全国に占める割合は二・四%であり、対前年比で一七・一%の伸び率となっております。これを税目別に見ますと、源泉所得税、申告所得税及び消費増税の増加が大きく寄与しております。また、税目別構成比では、道内に納税地を有する大規模法人が少ないことから、全国に比べて源泉所得税の割合が高く、法人税の割合が低いのが特色となっております。

一方、平成三年度の国税不服審査請求の発生件数は百十八件、前年度からの繰り越しが五十七件あり、このうち百十件を処理し、その約九割が所得税に関するものであります。とりわけ、給与所得事業につきましては、逐年発生件数は減少傾向にあり、最近三カ年の平均発生件数は四十七件となっております。

次に、税関行政についてであります。函館税関は、北海道、青森県、秋田県及び岩手県の一三三三港を管轄しており、管轄面積では全国の約三〇%、海岸線距離でも全国の約二五%と広大な地域に及んでおります。管内は石油精製、製紙など素材加工産業が多いこともあり、原材料の輸入を主とする輸入主導型の貿易構造となっております。また、平成三年度の犯刑摘発件数は二百

六件であり、対前年比で約二倍となっておりますが、これは近年、対ロシア貿易が増加しており、これら乗組員等による密輸入事犯が多発したためであります。

以上、各行政分野について申し上げましたが、共通して言えますことは、それぞれの機関ともに行政需要が多様化、高度化する中で、業務量が増大する一方、定員は横ばいしないし減少傾向にあり、これに対応するため効率的な業務運営に努めているところであります。なお、全財務労働組合北海道地区本部から定員の確保に関する陳情書が手交されております。

次に、たばこ事業についてありますが、平成三年度の販売数量は百三十九億本、販売代金は千五百十四億円と、全国に占める割合はいずれも約五％となっております。また、特色としては喫煙率が全国のトップであるほか、外国たばこの競争が北海道では激化しております。

一方、平成三年度の塩の販売数量は、かずのこの生産調整などが影響し、対前年比三・七％減の十三万トンとなっております。

最後に、視察先について簡単に紹介いたしますと、まずサッポロビールは、明治九年に開拓使麦酒醸造所として創業以来、百十五年の歴史を誇る我が国最古のビール会社であり、最近では東京恵比寿工場跡地に大規模再開発計画を進めるなど、業務の多様化に努めております。

雪印乳業は、大正十四年に乳製品の生産、販売の一貫化を目指し北海道製酪販売組合として出発したもので、近年、市場の成熟化や食生活のニーズの多様化に加えて、世界の自由貿易確立の流れの中で、食生活と健康に関する分野を中心に事業展開をしております。

さらに、ニッカウイスキーは、昭和九年に大日本果汁株式会社として発足したもので、先般の酒税法改正による旧二級酒の価格高騰や輸入ウイスキーとの価格競争によって経営環境が悪化している中で、水割りウイスキーの商品化など新たな顧客の開拓を目指しております。

以上、概略を申し述べましたが、今回の派遣におきまして調査に御協力いただきました関係行政機関、団体及び事業所の方々に対し、この席をかりまして厚く御礼を申し上げ、派遣報告を終わります。

○委員長(野末陳平君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

十月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案

一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案

平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案

平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案

平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案

平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案

平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案

平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案

平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案

平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案

平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案

平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案

平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案

べき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号)第二条第二項の規定により一般会計において承継した債務のうち平成四年度において償還すべき金額については、それぞれその償還を延期することができ、この場合において、当該延期に係る金額については、十年(五年以内の据置期間を含む)以内に償還しなければならぬ。

附則

1 この法律は、交付の日から施行する。

2 地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十七年度」を「平成四年度」に、「昭和六十八年度」を「平成五年度」に、「昭和六十九年度」を「平成六年度」に、「昭和七十年」を「平成七年度」に、「昭和七十一年」を「平成八年度」に、「昭和七十二年」を「平成九年度」に、「昭和七十三年」を「平成十年度」に、「昭和七十四年度」を「平成十一年度」に、「昭和七十五年度」を「平成十二年度」に改める。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本開発銀行に追加して出資することができ、

4 日本開発銀行は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十八条の二第二項中「第四条第一項」を「第四条」に、「十二倍」を「十四倍」に改め、同条第二項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本開発銀行に追加して出資することができ、

4 日本開発銀行は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十八条の二第二項中「第四条第一項」を「第四条」に、「十二倍」を「十四倍」に改め、同条第二項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

十一月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の廃止に関する諸願(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)(第九二号)(第九三号)(第九四号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する諸願(第九九号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する諸願(第一一〇号)(第一一四号)(第一一八号)(第一二九号)(第一三三三号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する諸願(第一三三三号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する諸願(第一三三三号)

一、国民本位の税制の確立に関する諸願(第一九三三号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する諸願(第一九五五号)(第一九七五号)(第二〇五五号)(第二二六号)

第八四号 平成四年十一月九日受理

消費税の廃止に関する諸願

諸願者 徳島市西大工町四ノ二九ノ一 川

原義弘 外千四百四十四名

紹介議員 市川 正一君

消費税が導入されて丸四年目を迎えた。政府の、「消費税が導入されても、物価が上がるのはせいぜい一・二％ぐらい」と言う宣伝にもかかわらず、消費税が導入されて以後、物価は九・三％も上がっている。また、政府は消費税導入時に減税したと言ったが、大蔵省自身の調査でも、減税の恩恵を受けるのは所得千万円以上の高額所得者だけである。中小業者は、昨年の制度の「改正」

で、簡易課税を適すと税負担が増え、実務も複雑になった。導入後、自民党を含むすべての政党と政府自身が、飲食料品を非課税にするに公約したが、いまだに実行されていない。廃止とともに、緊急措置として、飲食料品を含む、生活必需品・関連サービスを完全非課税にすることは、多くの国民の声である。今、「国際貢献」とか、環境問題を口実にした、新税の創設や消費税の税率アップの動きが絶えないが、我々はいかなる名目でも、新たな間接税の創設、消費税の税率引上げを行うことには絶対反対である。ついては、消費税が一層暮らしと営業を圧迫している状況を踏まえ、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税は廃止すること。

第八五号 平成四年十一月九日受理
消費税の廃止に関する請願

請願者 徳島県美馬郡穴吹町三島字小島
一、七〇一ノ一 吉野明 外千四百四十四名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第八六号 平成四年十一月九日受理
消費税の廃止に関する請願

請願者 徳島県板野郡上板野町十条 板東
秀子 外千四百四十四名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第八七号 平成四年十一月九日受理
消費税の廃止に関する請願

請願者 徳島県麻植郡鳴島町飯尾五五〇ノ
二九二 大塚昌子 外千四百四十三名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第八八号 平成四年十一月九日受理
消費税の廃止に関する請願

請願者 徳島県板野郡土成町大字土成字矢
松一 一九 三橋浩美 外千四百四十三名

紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第八九号 平成四年十一月九日受理
消費税の廃止に関する請願

請願者 徳島県海部郡海南町浜崎一五六
福田道正 外千四百四十三名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九〇号 平成四年十一月九日受理
消費税の廃止に関する請願

請願者 徳島県勝浦郡勝浦町今山 大久保
明 外千四百四十三名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九一号 平成四年十一月九日受理
消費税の廃止に関する請願

請願者 徳島県小松島市松島町一ノ五
和西八重子 外千四百四十三名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九二号 平成四年十一月九日受理
消費税の廃止に関する請願

請願者 徳島県阿南市日開野町西居内四八
〇 松本泰彦 外千四百四十三名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九三号 平成四年十一月九日受理
消費税の廃止に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町大字中島

津田勇二 外千四百四十三名
紹介議員 吉岡 古典君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九四号 平成四年十一月九日受理
消費税の廃止に関する請願

請願者 徳島市中吉野町三ノ四八 伊賀佳
子 外千四百四十三名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第九五号 平成四年十一月九日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 福岡県田川郡赤村大字赤四、六六
二 石谷一郎 外五名

紹介議員 三重野栄子君
たばこが健康に及ぼす影響については、世界保健機関(WHO)がその重大性を考え、各国政府に対して効果的な喫煙抑制策を採るよう勧告を重ねてきた。日本においても、厚生省は昭和六十二年十月「喫煙と健康問題に関する報告書」を発表し、文部省も生涯にわたって喫煙しない態度を身に付けさせる禁煙教育をスタートさせた。平成三年三月の衆議院予算委員会第三分科会・第四分科会でも、厚生省や文部省はたばこの有害性を認め、特に未成年に対する禁煙教育が重要であると答弁している。しかし、我が国の禁煙率は、成人男性の減少とは裏腹に、未成年を含む若い層で男女とも増加傾向にある。その大きな原因として考えられるのは、たばこのテレビ・ラジオによる宣伝である。最近のたばこの宣伝は、たばこの害については全く触れず、むしろ正反對のクリーンで健康的なイメージを売り込むCMを茶の間に流し、喫煙を無条件ですばらしいものとして青少年に誘いかけている。平成元年の「広告白書(日経広告研究所編)」によれば、主なたばこ会社のテレビ・ラジオにおけるCM総額は約百億円にも上っている。しかし、他の先進工業国で電波によ

るたばこの宣伝が禁止されていることは、さきの衆議院予算委員会第三分科会における政府答弁でも明らかにされている。昭和六十二年、東京で開かれた第六回喫煙と健康世界会議では、「政府がテレビによるたばこ広告を禁止するよう促す」との勧告が採択されている。ついては、子供たちが健康を害するものとのとりこにならないよう、次の事項について実現を図られたい。

一、電波によるたばこの宣伝を廃止すること。

第一一〇号 平成四年十一月十日受理
配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 川崎市川崎区浅田二ノ一ノ八ノ五
〇一 浄泉宮子

紹介議員 紀平 悌子君
配偶者特別控除は、創設時、家事専業配偶者の家庭内労働を内助の功として課税上評価したものとされていた。その後控除額が増額され、現在では所得の無い配偶者に係る控除額が、所得者本人の控除である基礎控除の二倍になっている。このため、片働き世帯を優遇することになり、共働き世帯、独身者、親子世帯などの間に課税上の不公平を生じさせるものとなっている。片働き世帯の優遇は、女性の社会進出のすう勢に逆行することになり、性別役割分業を制度的に補強することになる。稼得者である配偶者自身の控除ではなく、相手方配偶者の控除である点が根本的に問題である。この制度は配偶者の所得に応じて控除額が増減する方式になっており、年末調整においては、妻の所得が未確定の時点で夫の税額を算定するという矛盾が生じている。そのため夫の税額に過不足が起きた場合には、是正する必要がある。実務上極めて煩雑である。また、夫の勤務先に妻の所得額を申告しなければならず、プライバシーの面からも問題がある。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、配偶者特別控除を廃止し、基礎控除を大幅に

引き上げること。

第一一四号 平成四年十一月十日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都品川区大井四ノ二五ノ六

鈴木佐智子 外五名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一一八号 平成四年十一月十日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 神奈川県小田原市本町一ノ二ノ一

四 藤波富美子 外九十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一二九号 平成四年十一月十日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都葛飾区宝町二ノ二ノ一四

ノ三三四 染谷昌子

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一三三三号 平成四年十一月十一日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願(五通)

請願者 静岡県藤枝市藤枝五ノ一六ノ二〇

野島由美子 外四名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一三四号 平成四年十一月十一日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(六通)

請願者 福岡市博多区元町二ノ二ノ一ノ二

一八 田上美弥子 外五名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一三七号 平成四年十一月十一日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都新宿区四谷四ノ六ノ一 宗

村文子

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一九三三号 平成四年十一月十一日受理

国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 埼玉県春日部市大枝八九 岩佐敏

夫 外二百九十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

今、中小業者は、深刻な不況に見舞われ、「大企業から一方的に仕事を打ち切られた」、「銀行が融資を出し渋り資金繰りが厳しい」という状況に追い込まれている。ところが自民党政府は、この中小業者・国民の苦境を打開しようとせず、アメリカの言いなりに、百九十億ドル(約二兆四千七百億円)もの自動車部品の輸入を約束したり、大企業のもうけを保障するため海外生産を促進するなど、中小業者の存立を根こそぎ奪うような政治を行っている。また、世界が軍縮の方向に動いているとき、日本は引き続き軍事費を増やすなど軍拡路線を追求している。このため、本来なら大幅な減税を行うなど緊急・切実な要求にこたえるべきなのに、中小業者の働き分自家賃を認めず、国民には生活費にまで食い込む重税をかけ、「国際貢献」や「地球環境」などを口実に、消費税の税率アップさえ行おうとしている。私たちは、中小業者・国民の暮らしと営業を守るために、大資本本位の経済や税制の仕組みを変え、軍事費を削って国民生活のための予算を増やすよう要求する。ついで、次の措置を採らねばならない。

- 一、国民本位の税制、税務行政を確立すること。
- 1 国民の暮らしを守り、消費購買力を活性化するため所得税の大幅な減税を行うこと。
- 2 消費税は廃止すること。緊急措置として、飲食品料など生活必需品への完全非課税を実施すること。また、いかなる名目でも消費税

の税率アップは行わないこと。

3 中小業者と家族専従者の働き分、自家賃を認めること。

4 国民のプライバシーを侵害する納税者番号制の導入は絶対に行わないこと。

第一九五号 平成四年十一月十一日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 埼玉県浦和市北浦和五ノ一五ノ三

九 宮崎隆子

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一九七号 平成四年十一月十二日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願(十通)

請願者 福井県丹生郡清水町グリーンハイ

ツ九ノ一八九 原征夫 外九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二〇五号 平成四年十一月十二日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都中野区鷺宮五ノ一七ノ一五

鷺宮ラビネ二〇三 幸田朝子 外四名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二一六号 平成四年十一月十二日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 川崎市高津区久本八七ノ四七ノ八

〇三 田中幸枝

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

十一月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第二二八号)(第三三四号)(第三三七号)(第三四八

号)(第二六二号)(第二七四号)(第二八一号)

(第三四四号)(第三四六号)(第三四九号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

(第三五〇号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第三五一号)

一、老人に対する利子非課税制度における限度額引上げに関する請願(第三五七号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第三六一号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(第三八七号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第三九〇号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(第三九六号)(第三九九号)(第四一四号)(第四一七号)(第四二二号)(第四二六号)(第四三二号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第四三七号)(第四三九号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(第四四四号)(第四七一号)(第四七三三号)(第四七五号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第四九二号)

第二二八号 平成四年十一月十三日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願(十通)

請願者 広島市中区小町六ノ一七 本田澄

子 外九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二三四号 平成四年十一月十三日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都江東区東砂七ノ三ノ一二

瀬尾修 外九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第三三七号 平成四年十一月十三日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 山形県酒田市北新橋一ノ七〇二

三浦京子

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二四八号 平成四年十一月十三日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都港区白金台三ノ一四ノ二六

鳴戸錦子 外四名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二六二号 平成四年十一月十三日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都豊島区西池袋二ノ二三ノ一

〇 島田まき子

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二七四号 平成四年十一月十六日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願(五通)

請願者 広島市佐伯区観音台四ノ二四ノ一

六 篠原敦子 外四名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二八一号 平成四年十一月十六日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都品川区東大井三ノ一四

斎藤恵子

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第三四四号 平成四年十一月十六日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願(二通)

請願者 東京都江東区越中島一ノ三ノ一

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第三四六号 平成四年十一月十七日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願(五通)

請願者 広島市南区日守町一八ノ二三

茅原理恵 外四名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第三四九号 平成四年十一月十七日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田三ノ二九ノ

一二 小泉孝子 外三名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第三五〇号 平成四年十一月十七日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 福岡県小郡市大板井四四ノ九

辻いちえ 外五名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三五一号 平成四年十一月十七日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都江戸川区松島三ノ四〇ノ一

三 松本幸作 外四名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第三五七号 平成四年十一月十七日受理

老人に対する利子非課税制度における限度額引上

げに関する請願

請願者 高知県幡多郡大方町上川口八九六

山中大助 外三千七百九十六名

紹介議員 平野 貞夫君

去る平成四年十月十日の新聞報道によれば、政府
税調(利子・株式等譲渡益課税小委員会)では、
老人マル優限度額引上げは「裕福な高齢者を更に
優遇することになり、所得再配分の観点から問題
だ」、「多く預けている人は恩恵を受ける制度は
疑問」として、引上げには反対、むしろ廃止との
議論が出たようである。これは、年金生活をして
いる多くの高齢者の実態、意見を無視した議論で
ある。多くの高齢者は、生活の糧を年金及び利子
収入に頼らざるを得ない現状である。ついでに、
年金生活をする我々にとって老人マル優(非課税
制度)限度額引上げは当然必要であり、最近の低
金利を考えた場合生活は一段と厳しいため、現行
三百万円を大幅に引き上げられたい。

第三六一号 平成四年十一月十七日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田三ノ二九ノ

一一ノ五〇五 村上清子

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第三八七号 平成四年十一月十八日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 福岡県中間市桜台一ノ一〇ノ六

秋成美和子

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三九〇号 平成四年十一月十八日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願(五通)

請願者 岡山市天神町一〇ノ五 澤根みど

り 外四名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第三九六号 平成四年十一月十八日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区柳原町九ノ二五

西真弓

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第三九九号 平成四年十一月十八日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 福岡市博多区南本町二ノ四ノ一六

ノ二三 山崎実代 外五名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第四一四号 平成四年十一月十八日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 千葉市稲毛区小仲台六ノ一八ノ一

ノ一、一五 新崎哲也 外四名

紹介議員 乾 晴美君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第四一七号 平成四年十一月十八日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 鳥取県境港市上道町三、四七五

山本一江 外四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第四二二号 平成四年十一月十八日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区法師庵三ノ四ノ

七、一〇二 永島涼子 外四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第四二六号 平成四年十一月十八日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(五通)

請願者 北九州市小倉北区赤坂二ノ九ノ八

八尋琴 外四名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第四三二号 平成四年十一月十八日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区伊川四七七 河内

紹介議員 貞雄 外四名

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第四三七号 平成四年十一月十八日受理
配偶者特別控除の廃止に関する請願(二通)

請願者 東京都世田谷区南島山三ノ一二ノ

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第四三九号 平成四年十一月十九日受理
配偶者特別控除の廃止に関する請願(五通)

請願者 大阪府都島区中野町五ノ一三ノ一

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第四四四号 平成四年十一月十九日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区大字伊川四七四ノ

三 三補シゲ子

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第四七一号 平成四年十一月十九日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 宮城県塩竈市旭町六ノ三 鈴木か

ねよ 外四名

紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第四七三号 平成四年十一月十九日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区吉志一ノ一四ノ一

八 山本稔 外四名

紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第四七五号 平成四年十一月十九日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡遠賀町別府三、二三

一 安藤由美子

紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第四九二号 平成四年十一月十九日受理
配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区南島山三ノ一二ノ

二九ノ二〇 田中麻子

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

十二月一日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は十月三十日)

一、平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処

理の特例等に関する法律案

一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案

十二月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

(第九四四号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第四

九七号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

(第五〇五号)(第五一〇号)(第五二二一号)(第

五二三号)(第五二七号)

一、国民本位の税制の確立に関する請願(第五

三七号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第五

四三三号)(第五五二二号)(第五五三三三三三三三

号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

(第五六五号)(第五六八号)(第五七一〇号)(第

五七四号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第五

八三三三三)

一、国民本位の税制の確立に関する請願(第六

〇四号)(第六〇五号)(第六〇六号)(第六〇七

号)(第六〇八号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

(第六一五号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第六

二四号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

(第六二六号)(第六二八号)(第六三〇号)(第

六三八号)(第六四四号)(第六四七号)(第六七

八号)(第六七六号)(第六七二〇号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第七

二三三三)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

(第七二七号)

一、相続税を支払うに際して宅地面積による基

礎控除を認めることに関する請願(第七三〇

号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

(第七三七号)(第七三八号)

一、国民本位の税制の確立に関する請願(第七

五〇号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

(第七五五号)(第七六二二二二二二二二二二二

七七九号)(第七七八七号)(第七九三三三三三三三

一八号)(第八一六号)(第八一九九号)(第八二五

号)(第八三三〇号)(第八三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

(第九三七号)

一、消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最

低限引上げに関する請願(第九三八号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

(第九七二二二)

一、国民本位の税制の確立に関する請願(第九

七六号)(第九七七号)(第九七八号)(第九七九

号)(第九八〇号)(第九八一〇号)(第九八二二二

号)(第九八三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

(第一二二六号)

一、所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅に正することに關する請願(第一二三八号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願(第一二四二号)(第一二五六号)(第一二六二号)

第四九四号 平成四年十一月二十日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願
請願者 北九州市門司区大字伊川四七四ノ三 三浦藤吉

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第四九七号 平成四年十一月二十日受理
配偶者特別控除の廃止に關する請願(五通)
請願者 滋賀県大津市大平二ノ一四ノ一四 本城治美 外四名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第五〇五号 平成四年十一月二十日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願
請願者 福岡市南区弥永団地六六ノ五〇四 湯口節子 外五名

紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第五一〇号 平成四年十一月二十日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願
請願者 福岡県中間市朝霧四ノ一ノ一五 山崎京子 外五名

紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第五二二号 平成四年十一月二十日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願
請願者 北九州市門司区伊川四七四ノ一三

柴田美紀

紹介議員 日下部禮代子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第五二三号 平成四年十一月二十日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願
請願者 北九州市小倉南区東貫三ノ一六ノ二 緒方智恵子 外四名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第五二七号 平成四年十一月二十日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願
請願者 鳥取県日野郡日野町根雨 小林緑 外四名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第五三七号 平成四年十一月二十日受理
国民本位の税制の確立に關する請願
請願者 静岡県浜松市中田町二六ノ三 佐藤光彦 外七十八名

紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第五四三号 平成四年十一月二十日受理
配偶者特別控除の廃止に關する請願
請願者 東京都江東区亀戸八ノ七ノ五 川島多津子

紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第五五二号 平成四年十一月二十日受理
配偶者特別控除の廃止に關する請願
請願者 広島市南区翠二ノ一〇ノ六 山本敬二 外九十九名

紹介議員 藤田 雄山君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第五五三号 平成四年十一月二十日受理
配偶者特別控除の廃止に關する請願
請願者 大阪府天王寺区小宮町五ノ五ノ一 六 村岡俊一 外五名

紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第五五八号 平成四年十一月二十四日受理
配偶者特別控除の廃止に關する請願(五通)
請願者 大阪府中央区博労町一ノ八ノ一 佐川みのる 外四名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第五六五号 平成四年十一月二十四日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願
請願者 長崎県下県郡厳原町日吉二四六 永尾春己

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第五六八号 平成四年十一月二十四日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願(二通)
請願者 北九州市門司区丸山吉野町二ノ九 清水ゆきえ 外一名

紹介議員 日下部禮代子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第五七一号 平成四年十一月二十四日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願
請願者 北九州市門司区柳原町九ノ二六 中村登子 外一名

紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第五七四号 平成四年十一月二十四日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願
請願者 北九州市門司区花月園一ノ二八

成田伸明

紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第五八三号 平成四年十一月二十四日受理
配偶者特別控除の廃止に關する請願
請願者 大阪府生野区勝山南一ノ七ノ二 木下孝男 外四名

紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第六〇四号 平成四年十一月二十四日受理
国民本位の税制の確立に關する請願
請願者 名古屋市中区千代田三ノ一八ノ二 〇 近藤宇楠 外二千七百五十三名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第六〇五号 平成四年十一月二十四日受理
国民本位の税制の確立に關する請願
請願者 京都府八幡市八幡高坊九 米澤誠 次 外二千七百五十三名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第六〇六号 平成四年十一月二十四日受理
国民本位の税制の確立に關する請願
請願者 群馬県太田市飯塚町九四二ノ四七 荒木邦雄 外二千七百五十三名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第六〇七号 平成四年十一月二十四日受理
国民本位の税制の確立に關する請願
請願者 茨城県土浦市乙戸五三九ノ一 杉山浩一 外二千七百五十三名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第六〇八号 平成四年十一月二十四日受理

国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡小須戸町矢代田

三、七六八 西村弘一 外二千七百五十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第六一五号 平成四年十一月二十四日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 鳥取県米子市中島二八 岸田裕子

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第六二四号 平成四年十一月二十四日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 埼玉県大宮市桜木町四ノ六〇〇ノ五〇二 渡辺敦子

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第六二六号 平成四年十一月二十五日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 福岡県中間市桜台一ノ一〇ノ六 秋成治雄

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第六二八号 平成四年十一月二十五日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 鳥根県浜田市津摩町五九〇 栗栖泰蔵 外四名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第六三〇号 平成四年十一月二十五日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区吉志一ノ一四ノ一八 山本芳枝

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第六三八号 平成四年十一月二十五日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区東門司一ノ二一ノ一六 永松貞信 外四名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第六四四号 平成四年十一月二十五日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区谷町一ノ一〇ノ一 松永次代

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第六四七号 平成四年十一月二十五日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区伊川四七七ノ五 関戸易三郎 外一名

紹介議員 日下部禮代子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第六七八号 平成四年十一月二十五日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区原町別院一ノ一二 小川ひとみ

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第七一六号 平成四年十一月二十五日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市小倉南区中曾根六ノ五ノ六 宮下則子 外四名

紹介議員 大瀧 絹子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第七二〇号 平成四年十一月二十五日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原六六九 加藤俊行 外四名

紹介議員 大久保直彦君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第七二三号 平成四年十一月二十五日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 埼玉県狭山市鶴ノ木二九ノ一七 今泉真由美

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第七二七号 平成四年十一月二十五日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区花月園一ノ二八 成田清子

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第七三〇号 平成四年十一月二十五日受理

相続税を支払うに際して宅地面積による基礎控除を認めることに関する請願

請願者 東京都大田区田園調布三ノ二五ノ一 五社団法人田園調布会会長 小坂善太郎 外一名

紹介議員 小野 清子君

このような金銭による一律控除は地価の現状から見て不公平である。異常に高騰した土地を基準として相続税がかけられるので、大都市における相続人は土地を売らなければ税が払えなくなり、かくて良好な住宅地から住民が立ち退かざるを得ず、この土地は相続税を払わなくてよい会社法人の持ち物となっていく。政府は持家住宅を奨励し、種々の施策を講じているが従来から持家に住んでいる善良なる住民を相続税のために追い出してしまふことは政策上の矛盾であると思う。住宅用資産のうち二十年以上居住した住宅中百坪（三百三十平方メートル）程度の宅地家屋は相続税による資産再配分から除外し、健全な個人の居住権を保護し、コミュニティの活動を進め、土地細分化を排することにより住宅地内の樹林を保全して緑を守り大都市の砂漠化を防ぐことは今日において必要なことと考える。ついで、相続税の基礎控除に居住用地地について面積による基礎控除を設け、金額によるものと選択することを認められたい。

第七三七号 平成四年十一月二十五日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原六六九 加藤基子

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第七三八号 平成四年十一月二十五日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 鳥取県境港市湊町五八 北原寿外十名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第七五〇号 平成四年十一月二十六日受理

国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 埼玉県春日部市一の割二ノ八ノ三

砂川ハイツ二〇五 土井重和外
四百五十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第七五五号 平成四年十一月二十六日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願（三通）

請願者 北九州市小倉北区赤坂二ノ九ノ四

八 沢田安正 外二名

紹介議員 日下部禮代子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第七六二号 平成四年十一月二十六日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区伊川四七七ノ三

西村弥生 外四名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第七七八号 平成四年十一月二十六日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願（五通）

請願者 島根県江津市浅利町一、八二六ノ

一 野村裕子 外四名

紹介議員 井上 哲夫君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第七七九号 平成四年十一月二十六日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 鳥取県米子市西三柳二、七二五

高塚睦美

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第七八七号 平成四年十一月二十六日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区別院八ノ一五ノ四

〇六 榎藤恵津子

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

紹介議員 喜屋武眞榮君

第七九三号 平成四年十一月二十六日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願（五通）

請願者 北九州市門司区春日町一七ノ一一

武石淨美 外四名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第八〇一号 平成四年十一月二十七日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願（四通）

請願者 北九州市門司区高田一ノ一三ノ二

五 坂本禮子 外三名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第八一六号 平成四年十一月二十七日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願（二通）

請願者 北九州市八幡西区山寺町一二ノ三

六 波多野忍 外一名

紹介議員 日下部禮代子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第八一九号 平成四年十一月二十七日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市小倉北区赤坂二ノ九ノ四

七 高松克子 外四名

紹介議員 三重野榮子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第八二五号 平成四年十一月二十七日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 東京都杉並区上荻二ノ二八ノ三

つき庄 安井慎 外四名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第八三〇号 平成四年十一月二十七日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市小倉北区赤坂二ノ九ノ八

岩崎勝 外一名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第八三三号 平成四年十一月二十七日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区大里本町二ノ六ノ

一 宮崎義明

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第八三五号 平成四年十一月二十七日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 福岡県飯塚市大字下三緒一七二ノ

一一九 田中貞政 外五名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九〇一号 平成四年十一月三十日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 福岡市早良区千隈四ノ二四ノ一二

藤田一枝 外五名

紹介議員 三重野榮子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九一〇号 平成四年十一月三十日受理

国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 京都市西京区山田弦勉町五

船岡 洋 外二二名

紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第九一九号 平成四年十一月三十日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願（二通）

請願者 北九州市門司区高田一ノ一八ノ三

阪本睦月子 外一名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九三六号 平成四年十一月三十日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅に正することに關する請願

請願者 福岡県久留米市高良内町二、九四

四ノ六〇 山田義徳 外七千九百

八十五名

紹介議員 吉岡 吉典君

現行の所得税最低限が年収百万円であることは、次の諸点から著しく不合理、不公平となっている。第一に、法定最低賃金にも課税する過酷なものになっていること。第二に、急増する主婦パート労働者の実態上の賃金・年収を大幅に下回り、就労機会と就労意欲を奪い去っていること。第三に、ここ数年の名目賃金と消費者物価の動向に比べて課税最低限の改定は大幅に遅れていることなどである。こうした下で、所得税における著しい不公平の速やかな是正が重要課題になっている。所得税の課税最低限水準は現行の五十%以上引き上げるべきだと考える。前国会でも各政党が要求し、検討課題となっている事案でもあり、関係省庁や経営者団体も引上げの必要性を認めている。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に引き上げること。

二、一般勤労者の大幅所得減税を実施すること。

第九三七号 平成四年十一月三十日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 鳥取県境港市明治町七ノ一 庄司

美恵子

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九三八号 平成四年十一月三十日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願

請願者 大阪府淀川区野中南二ノ六ノ二六
前川孝 外五十八名
紹介議員 浜四津敏子君

政府・自民党が国民への公約を裏切つて、平成元年四月から導入した消費税は、実施四年目に入っている。消費税が「高齢化社会のため」でないことは、第百二十一回国会で老人保健法が改悪されたことを見れば明らかである。そして、この三年余の実生活で消費税が軍拡と戦費の財源であったこと、物価が七・二%も押し上げられ、低所得者ほど負担の重い、最もひどい不正税制であることが一層明らかになった。第百二十回国会で政府・自民党は、消費税の「緊急措置」を中小業者の「益税」問題にすり替えて、「飲食料品非課税」を見送つたばかりか、国会の両院税制合同協議会で「十月をめどに飲食料品非課税の協議を継続する」という与野党の合意に反して、平成三年十月二十三日に協議を一方的に打ち切り、自らの公約をばらばらにし、国民や野党の意思を無視して飲食料品非課税を拒否した。中小業者に対する所得税・住民税などの課税最低限が著しく低い生活費にまで税金がかかり、さらに事業主や家族専従者の働き分である自家労賃も認められていない。また、税務調査では消費税と所得税・法人税を一体とした調査で、納税者の権利を侵害する権力的な調査を進めようとしている。最近、バブル経済の破たんから「税収不足」を理由に自民党や財界から「消費税の税率アップはやむを得ない」とか、「国際貢献のための新税の創設を」の声が相次いでいるが、私たちは、大企業・大資産家優遇の不正税制を是正し、軍事予算を削り、税金は国民の暮らしと福祉、中小業者の営業を守るためにこそ使わなければならない。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税は廃止すること。緊急措置として、飲

食料品を含む生活必需品・関連サービスを完全非課税にすること。
二、課税最低限を、当面、年所得三百五十万円(四大家族)まで引き上げること。
三、青色・白色を問わず、事業主及び家族専従者の働き分である自家労賃を勤労所得として認めること。

第九七二号 平成四年十一月三十日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市小倉北区赤坂二ノ九ノ八
岩崎ミユキ
紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九七六号 平成四年十一月三十日受理
国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 兵庫県加古川市東神吉町出河原三
九〇 坂本英久 外一万三千七百九十一名
紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九七七号 平成四年十一月三十日受理
国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 東京都八王子市台町三ノ一五ノ一
九 小熊正造 外一万三千七百九十一名
紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九七八号 平成四年十一月三十日受理
国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 東京都武蔵野市中町三ノ一八ノ一
一 中田正雄 外一万三千七百九十一名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九七九号 平成四年十一月三十日受理
国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 群馬県太田市宝町一九三ノ一、八
七八 松館敏一 外一万三千七百九十一名
紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九八〇号 平成四年十一月三十日受理
国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 静岡県沼津市原一、〇八八ノ五
川口茂路 外一万三千七百九十一名
紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九八一号 平成四年十一月三十日受理
国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 埼玉県久喜市東五ノ八ノ四八 鈴
木恒夫 外一万三千七百九十一名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九八二号 平成四年十一月三十日受理
国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 新潟県長岡市四郎九一ノ一〇ノ一
六 佐藤孝雄 外一万三千七百九十一名
紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九八三号 平成四年十一月三十日受理
国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 香川県坂出市久米町二ノ九ノ三四
窪田富雄 外一万三千七百九十一名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九八四号 平成四年十一月三十日受理
国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 広島市東区尾長町三三四 佐々木
勝登 外一万三千七百九十一名
紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九八五号 平成四年十一月三十日受理
国民本位の税制の確立に関する請願

請願者 広島市安佐南区中須一ノ五三ノ三
三ノ一〇一 新井修 外一万三千七百九十一名
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九八六号 平成四年十一月三十日受理
国民本位の税制の確立に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中川区中郷三ノ一六四
片桐淳光 外一万三千八百八十五名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第九八七号 平成四年十一月三十日受理
消費税廃止・国民本位の税制改革に関する請願

請願者 東京都板橋区大山東町五九ノ一一
浜野孝哲 外三百五十五名
紹介議員 市川 正一君

政府・自民党が国民への公約を裏切つて、平成元年四月から導入した消費税は、実施四年目に入っている。この三年間余で、「高齢化社会のため」という消費税導入の理由が全くの国民だましであり、軍拡と戦費の財源であったこと、物価は七・二%も押し上げられ、低所得者は負担の重い、最もひどい不正税制であることが一層明らかになった。第百二十回国会で、政府・自民党は、消費税の「緊急措置」を中小業者の「益税」問題にすり替えて、「食料品非課税」は見送つた。しかし、「消費税は廃止せよ、定着は許さない」、「せめ

て生活必需品を非課税に」との消費者の強い要求を反映して、税制合同協議会は、「平成三年十月をめどに食料品非課税問題の協議を継続する」とした。営業環境がいよいよ厳しさを増す中で、中小業者は生活費に税金がかかる重税政策に苦しめられ、事業主や家族専従者の働き分、自家労賃も基本的には認められていない。また、消費税調査は、所得税・法人税一体となった調査で納税者の権利を侵害徴税強化を進めようとしている。消費税を廃止し、大企業・大資産家優遇の不正税制を改めることこそ、国民本位の税制を確立する最善の道である。自民党・財界からは、「消費税を戦費負担や軍拡予算の財源に充てよ」、「国際貢献の名による新税の創設や消費税の税率アップ」の声が相次いでいるように、消費税を定着させれば国民の負担はますます重くなる。ついで、次の事項について実現を図りたい。

- 一、消費税は廃止すること。緊急措置として、食料品を含む生活必需品・関連サービスを完全非課税にすること。
- 二、課税最低限を当面、年所得三百五十万円（四大家族）まで引き上げること。
- 三、青色、白色を問わず、事業主及び家族専従者の自家労賃を認めること。
- 四、大企業・大資産家優遇の不正税制を是正し、軍事費を削り、税金は国民の暮らしと福祉、営業を守るために使うこと。

第一〇四六号 平成四年十一月三十日受理
配偶者特別控除の廃止に関する請願（四通）
請願者 東京都北区滝野川五ノ二二ノ七
古矢文子 外三名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一一一三三号 平成四年十二月一日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願
請願者 北九州市小倉南区朽網東五ノ一三

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一二一四号 平成四年十二月一日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願
請願者 東京都杉並区荻窪三ノ七ノ五ノ一
〇一 小松幹枝 外四名
紹介議員 高井 和伸君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一二一六号 平成四年十二月一日受理
国民本位の税制の確立に関する請願
請願者 東京都足立区中央本町四ノ二〇ノ
一ノ八〇九 山内光二 外三百
九十三名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第一二二〇号 平成四年十二月一日受理
所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅に正することに関する請願
請願者 大阪府東大阪市若江西新町四ノ三
ノ三〇ノ一一二 下永文貴 外一
万二千四百三十名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一二二二一号 平成四年十二月一日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 大阪市淀川区塚本四ノ九ノ五
川 合己千子 外二千五百八十五名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一二四六号 平成四年十二月一日受理
国民本位の税制の確立に関する請願
請願者 福岡県朝倉郡杷木町星九一、一二

六 高倉喜八郎 外三千六百三十
五名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第一二一五〇号 平成四年十二月一日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願
請願者 北九州市門司区伊川一、二二五
中村眞由美 外四名
紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一二一六〇号 平成四年十二月一日受理
配偶者特別控除の廃止に関する請願（十一通）
請願者 横浜市旭区中希望が丘二一〇ノ四
三 友利寛治 外十名
紹介議員 小池百合子君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一二一九九号 平成四年十二月一日受理
国民本位の税制の確立に関する請願
請願者 大阪府松原市岡四ノ一ノ六六 岡
沢治美 外九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第二二〇三三号 平成四年十二月一日受理
配偶者特別控除の廃止に関する請願（四百八通）
請願者 熊本県本渡市東浜町一四ノ一〇
入江理恵 外四百七名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二二〇四号 平成四年十二月一日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願
請願者 福岡市早良区室見三ノ一ノ二八ノ
四〇五 三好久美子 外五名
紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第二二〇五号 平成四年十二月一日受理
国民本位の税制の確立に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町字上大隈 武
田万喜夫 外四百四十九名
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第二二二六号 平成四年十二月一日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願
請願者 鳥取県米子市中島二二八 岸田誠
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第二二三八号 平成四年十二月一日受理
所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅に正することに関する請願
請願者 仙台市若林区沖野一ノ五一ノ六
阿部勝 外百四十四名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第二二四二二号 平成四年十二月一日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願
請願者 北九州市門司区稲積一ノ九ノ二一
鐘ヶ江美千子 外四名
紹介議員 勝木 健司君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第二二五六号 平成四年十二月一日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願
請願者 福岡市東区三苦五ノ一ノ五〇ノ二
〇五 石本宗子 外十一名
紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第二二六二二号 平成四年十二月一日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 北九州市門司区社ノ木一ノ九ノ九

ノ四〇六 林富士子 外九名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

平成四年十二月二十一日印刷

平成四年十二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局